

第4期

高畠町障がい者プラン

障がいのある人もないひとも
認めあい、支えあい、自分らしく、
ともに生きるやさしいまちをめざして



令和6年3月

高 畠 町

はじめに



本町では、「第3期障がい者プラン」により、障がいのある人もない人もともに生きるやさしい町をめざした障がい者施策を推進してまいりました。また、障がい福祉サービスの計画的な提供や円滑な実施への体制確保を「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」により推進してまいりました。

この間、国においては共生社会の実現への取組みが謳われ、障がい者があらゆる活動に参加するための施策が進められております。

本町においては、両計画に基づく施策の推進はもとより、「高島町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和2年3月に制定し、障がいを理由とした差別の禁止や障がいの特性に応じた配慮を行う「心のバリアフリー」を進めてまいりました。

こうした取組を進めるなか、近年の少子高齢化、核家族化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との関わり方の希薄化や地域の互助のしくみの簡素化などがみられ、地域共生社会実現への取組みの必要性が高まってきております。

これらを踏まえ、本町では、誰もが等しく情報を取得できるまちづくりを進めるため「手話言語条例」を令和6年3月に制定いたしました。また、上記2つの計画期間が同時に終期を迎えることを機に、障がい施策の理念計画と実行計画である両計画を一体的に策定して、障がい者の社会参加の促進や地域共生社会実現に向けた取組をさらに進めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、策定作業にご協力をいただきました高島町障がい者プラン策定委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。

令和6年3月

高島町長 高梨 忠博

目 次

総 論

第1部 プランの概要

第1章 プラン策定にあたって	2
1 プラン策定の背景及び趣旨	
2 プランの位置づけ	
3 プランの対象者	
4 プランの期間	
5 プランの策定体制	
6 プランの進行管理・評価体制の構築	
第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題	
1 高島町の人口・世帯数・高齢化率の推移	6
2 障がい者・障がい児の状況	7
（1）身体障害者手帳所持者の状況	
（2）療育手帳所持者の状況	
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療の状況	
3 障がい福祉サービスの推移	9
（1）障がい福祉サービスの推移	
（2）障がい児通所給付費の推移	

各 論

第2部 第4期高島町障がい者プラン

第1章 第3期高島町障がい者プランの達成状況と今後の施策推進にあたっての課題	12
1 本プラン実現のための数値目標の達成状況について	12
2 重点プロジェクトの達成状況と課題について	15
3 その他、障がい者施策等に対する意見から	22
4 社会情勢から	24
5 第6次高島町総合計画に沿ったまちづくりのために取り組む課題について	24
第2章 第4期障がい者プランの基本理念、基本方針	25
1 基本理念	25

2	基本方針	25
○	第4期高島町障がい者プラン 体系図	26
3	基本理念の実現促進に向けた重点プロジェクト	27
第3章 施策の方向性と取組		31
基本方針1 地域での育ちや自立した暮らしを支えます		
	基本施策1 総合的な相談支援の推進	31
	①相談支援体制の充実	
	②制度の狭間にある人の困りごとを受けとめ、重層的に支援する体制づくり	
	基本施策2 地域生活支援の推進	33
	①障害福祉サービスの充実	
	②地域移行支援の推進	
	③障害のある人や家族の負担軽減	
	④地域全体で支えるサービス提供体制の構築	
	基本施策3 障がい児支援・発達支援の充実	35
	①障害のある子どもの育ちを支える支援体制の充実	
	②障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進	
	③子どもの発達に関する連携した支援体制の充実	
	基本施策4 保健・医療サービスの推進	36
	①疾病等の予防または早期発見等の取組の推進	
	②医療費の経済的負担の軽減	
基本方針2 社会参加の促進及び雇用・就業のための環境づくりを推進します		37
	基本施策1 雇用・就業の促進	37
	①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実	
	②福祉的就労における工賃向上等への支援	
	③関係機関との連携による取組の推進	
	基本施策2 スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり	39
	①スポーツや文化芸術に親しむことのできる環境整備	
	②活動に参加できる支援体制の充実	

基本方針3 共に理解しあい、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します	40
基本施策1 支え合う町民意識の醸成	40
①障がいに係る理解の促進	
基本施策2 ユニバーサルデザインの推進	41
①公共施設等のユニバーサルデザインの推進	
②誰でも等しく情報を得るための意思疎通支援の充実	
基本施策3 安心できる生活の支援	42
①権利擁護の推進、虐待の防止	
②障がい者差別解消法の理解と合理的配慮の推進	
③緊急時や災害発生時における支援体制づくりの推進	
基本施策4 人材の確保・育成	43
①専門職の確保及び支援のスキルアップと障がい者関連団体等への支援	
○各施策に関する評価指標	44

第3部 第7期高島町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	
2 計画の概要	

第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	47
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
3 地域生活支援の充実	48
4 福祉施設から一般就労への移行等	49
5 障がい児支援の提供体制の整備	50
6 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	52
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	53
8 障がい福祉サービスの利用状況	54

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 施設入所者の地域生活への移行	58
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59

3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	60
4	福祉施設から一般就労への移行等	61
5	障がい児支援の提供体制の整備等	62
6	相談支援体制の充実・強化等	63
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	64
8	障がい福祉サービスの見込み量（活動指標）及び確保の方策	65
9	地域生活支援事業のサービス見込み量	70

資 料 編

1	アンケート調査結果	74
2	障がい者プラン策定に係るアンケート調査の分析について	112
3	主な法令改正等の動き	116
4	障がい福祉サービスの種類と内容	120
5	用語解説	123
6	策定経過	127
7	高島町障がい者プラン策定委員会設置規則	129
8	第4期障がい者プラン策定委員	131

総

論

第1部 プランの概要

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景及び趣旨

高畠町では、平成11年3月に「障害者基本法」に基づく「第1期高畠町障がい者プラン」を策定し、すべての障がい者の自立と社会参加の実現をめざして障がい者の施策の推進に取り組むとともに、5年毎に見直しを行ってまいりました。また、平成18年3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「第1期高畠町障がい福祉計画」を、平成30年3月には「児童福祉法」に基づく「第1期障がい児福祉計画」を、障がい者プランの基本理念に基づいて策定し、3年毎の見直しにより障がい者の実態やニーズ、社会情勢の変化等に対応した日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進してまいりました。

さらに、令和2年4月には「高畠町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消と障がいのある人への合理的な配慮の提供等にも取り組んでまいりました。

こうした取組を進めるなか、近年、少子高齢化、核家族化はさらに進み、また3年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により人と人との関わり方の希薄化や、地域の互助のしくみの簡素化などがみられ、支えあう力が弱まってきています。

障がい者支援は、共生社会の実現に向けて、障がい者の自己実現と社会参加の促進、それらを制約する障壁を除去していく活動が必要ですが、そのためには、行政や関係機関のほか多様な主体による「社会資源」と連携した取組が有効的であり、地域で支えあう体制づくりも進めていく必要があります。また、近年、障がい者の虐待や差別的な行動が表面化するなど、共生社会への一層の取組が求められています。

こうした状況のもと、令和5年度末に上記3計画が期間満了となるにあたって、これまでは策定期限の違いから別々に策定してきた計画を一体的に策定して本町の総合的な障がい福祉施策推進を図ります。

2 プランの位置づけ

1) 法的な位置づけ

(1) 「障がい者プラン」は、障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画であり、国の「第5次障害者基本計画」及び「第5次山形県障がい者計画」に基づき、町の障がい者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画であって、主に、基本理念と施策の方向性を定めるものです。

(2) 「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援及び町の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

(3) 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に則して、障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の提供体制を整備し、障がい児通所支援等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

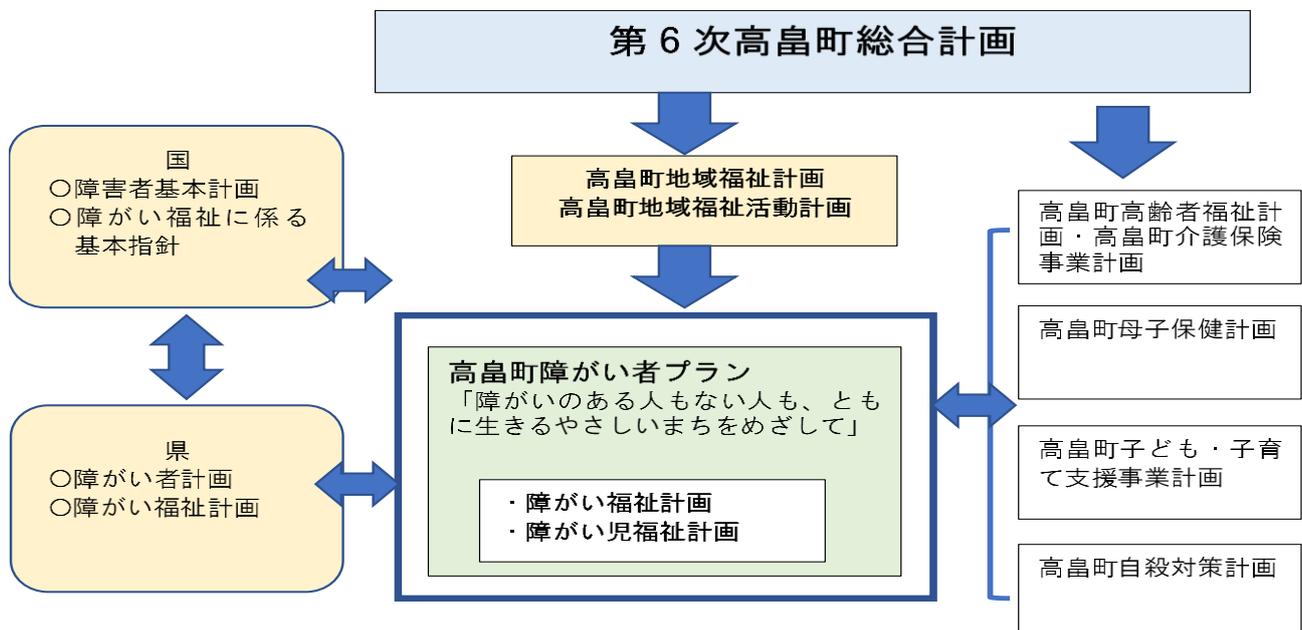
2) 計画の名称及び3計画の構成

3計画を一体的に策定するにあたり、本計画の名称を「第4期高島町障がい者プラン」とし、「第7期高島町障がい福祉計画」、「第3期高島町障がい児福祉計画」は章立てで記載します。これにより、計画の基本的な事項は3計画共通の内容としていきます。

3) 町の関連計画との関係

本計画は、「第6次高島町総合計画」を上位計画とし、「第4次高島町地域福祉計画・地域福祉活動計画」などとの整合性を図りながら、総合的な障がい福祉施策を推進していくための基本計画として位置づけるものです。

【関連計画との関係図】



3 プランの対象者

本プランの対象となる「障がいのある人」とは、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳未満の障がい児をいいます。

- 1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- 2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- 3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含む）
- 4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

4 プランの期間

障がい者プランは、実績評価を十分に行った上で計画を策定するためにも、計画期間を6年とします。そのなか、国の基本方針改正に伴い改訂を必要とする「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、3年毎に見直しを行っていきます。

【プランの期間】

年 度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度	
	~ 平成20年度	~ 平成23年度	~ 平成26年度	~ 平成29年度	~ 令和2年度	~ 令和5年度	~ 令和11年度	
プラン	第1期	第2期(10年)			第3期(5年)		第4期(6年)	
障がい福祉計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画	第7期計画	第8期計画
障がい児計画					第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
法 律	障害自立支援法 (H18~H24)			障害者総合支援法 (H25年~)				

5 プランの策定体制

第4期障がい者プランは次の策定体制に基づき策定しました。

策定にあたっては、当事者や事業者、地域における主要な課題や特性を把握するため、各種調査等を実施し、また自立支援協議会の各種会議において意見の聴き取りを行いました。

第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題

1 高島町の人口・世帯数・高齢化率の推移

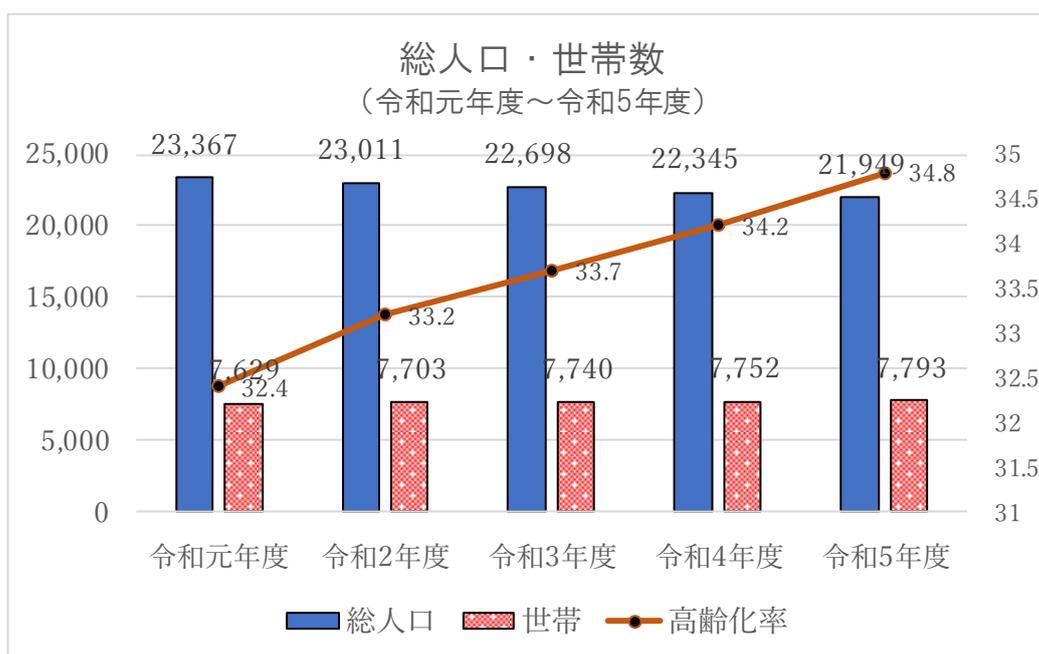
令和元年度以降の住民基本台帳における高島町の総人口の推移をみると、令和元年度からの5年間で1,418人減少し、令和5年4月人口は21,949人となっています。一方、世帯数は、令和元年度からの5年間で164世帯増加し、7,793世帯となっています。また、高齢化率は年々上昇しています。

【高島町の人口・世帯数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	23,367	23,011	22,698	22,345	21,949
世帯	7,629	7,703	7,740	7,752	7,793
高齢化率	32.4	33.2	33.7	34.2	34.8

資料：住民基本台帳 各年4月1日

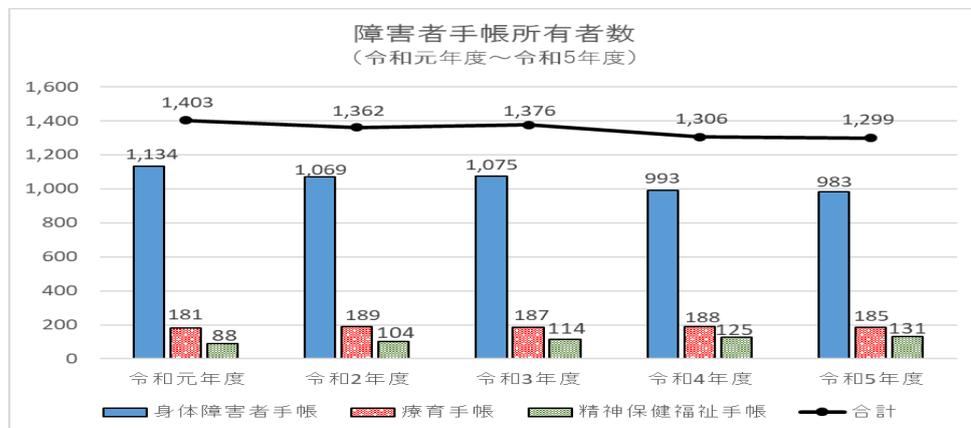
(人)



2 障がい者・障がい児の状況

高島町の障害者手帳所持者数は、概ね横ばいの状況にあり、令和5年度は1,299人（重複含む）となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	1,134	1,069	1,075	993	983
療育手帳	181	189	187	188	185
精神保健福祉手帳	88	104	114	125	131
合計	1,403	1,362	1,376	1,306	1,299

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

高島町の身体障害者手帳の所持者数は、緩やかな減少傾向にあります。令和5年度は983人で、18歳以上が9割強を占めます。手帳の等級別では「1級」が最も多く28.0%であり、障害種別では、「肢体不自由」が最も多く、56.9%となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	324	297	298	268	275
2級	107	110	106	95	96
3級	170	161	164	155	146
4級	321	300	299	271	258
5級	130	123	133	130	128
6級	82	78	75	74	80
合計	1,134	1,069	1,075	993	983

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

【児・者別身体障害者手帳所持者の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者・児	1,134	1,069	1,075	993	983
18歳未満	14	10	11	12	9
18歳以上	1,120	1,059	1,064	981	974

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

【障害種別別身体障害者手帳所有者の推移】

障害種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	49	49	51	51	45
聴覚障害	74	67	65	62	66
平衡障害	1	1	1	1	1
音声・言語	15	13	14	16	15
肢体不自由	650	618	619	566	559
内部障害	345	321	325	297	297
合計	1,134	1,069	1,075	993	983

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

(2) 療育手帳所持者の状況

高島町の療育手帳の所持者数は、ほぼ横ばいの状況にあり、令和5年度は185人となっています。程度別では、A判定（重度）の割合は26.5%となっています。

【療育手帳所持者数の推移】

判定・年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A（重度）	18歳未満	5	3	3	1
	18歳以上	48	52	50	48
B（軽度）	18歳未満	12	13	12	17
	18歳以上	116	121	122	119
合計	181	189	187	188	185

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療の状況

高畠町の精神保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5年度は131人、等級別では2級が最も多く51.1%となっています。また、3級の所持者数は増加傾向にあります。自立支援医療のひとつである精神通院医療も増加傾向にあり、令和5年度は315人です。

【精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者数の推移】

等級等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	32	35	33	34	30
2級	49	50	58	67	67
3級	7	19	23	24	34
計	88	104	114	125	131
精神通院医療	254	246	303	310	315
総合計	342	350	417	435	446

資料：福祉こども課 各年 4月1日現在 (人)

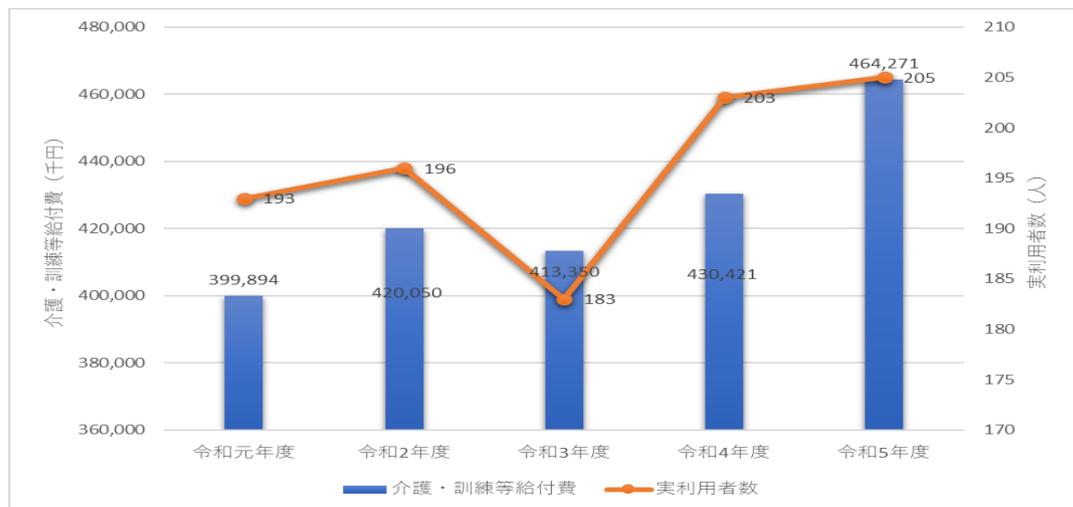
3 障がい福祉サービスの推移

(1) 障がい福祉サービスの推移

当町における障がい福祉サービス費は、令和5年度見込で約4億6千万円であり、実利用者数は206人という状況でした。

令和3年度の給付費と利用者数がともに減少していますが、これは、令和2年度から約3年間のコロナウイルス感染防止対策への取組によるものと思われます。

【障がい福祉サービスの推移】



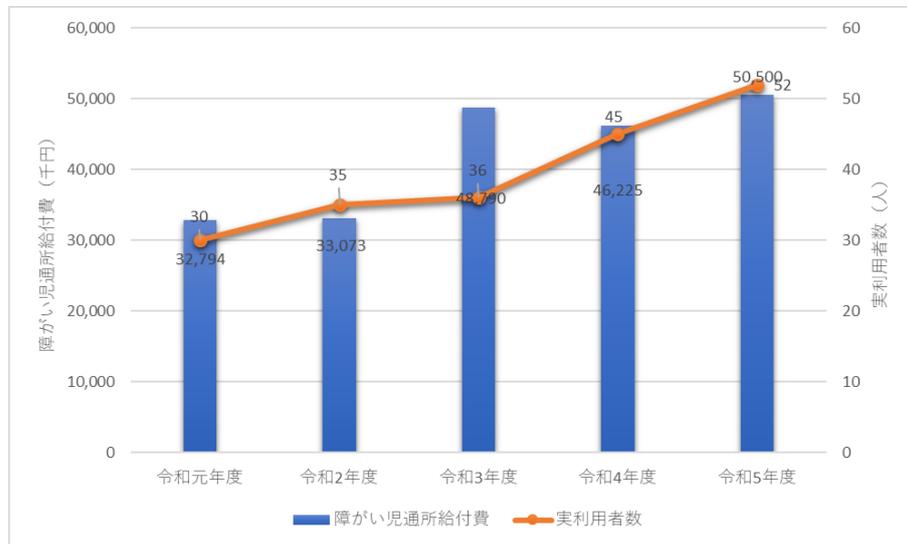
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
介護・訓練等給付費（千円）	399,894	420,050	413,350	430,421	464,271
実利用者数（人）	193	196	183	203	205

資料：福祉こども課 実利用者数は毎年度末現在

（２）障がい児通所給付費の推移

当町における障がい児通所給付費は、令和5年度見込で約5千万円であり、実利用者数は52人となりました。障がい児通所の実績は、コロナ禍のなかでも増えております。

【障がい児通所給付費の推移】



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
障がい児通所給付費（千円）	32,794	33,073	48,790	46,225	50,500
実利用者数（人）	30	35	36	45	52

各論

第2部 第4期高島町障がい者プラン

第1章 第3期高島町障がい者プランの達成状況と今後の施策推進にあたっての課題

本プランでは「障がいのある人もない人も、認めあい、支えあい、自分らしく、ともに生きるやさしいまちをめざして」を基本理念におき、その達成のために3つの基本方針を掲げて各種施策を展開するとともに、4つの重点プロジェクトを設定してプランの実現に向けた取組を進めてきました。そのため、本プランの達成状況と今後の施策推進にあたっての課題を、重点プロジェクト及び数値目標、本プラン作成のための各種調査結果等により考察します。

1 本プラン実現のための数値目標の達成状況について

(1) 障がい者サービス（在宅・施設）

障がい者サービス（在宅・施設）について、ほとんどの項目で目標値を達成しています。特に障がい児支援については、近年利用者が増加しているため目標値を大きく上回っています。しかし、生活介護と就労移行支援は未達成となりました。

生活介護は、施設入居者と在宅の方の利用が殆どですが、施設入居者が減少したため利用者は微増に留まりました。

就労移行支援は、圏域に1箇所だけしか事業所が無く、また、対象となる方が少なかつたため目標の達成には至りませんでした。

(2) 障がい者サービス（その他）

障がい者サービス（その他）についても概ね達成できています。

しかし、知的障がい者生活支援センター、障がい者タクシー券利用事業所と住宅改造の助成制度については、未達成となりました。

知的障がい者生活支援センターは、長井市に置賜障害者就業・生活支援センターがあるため、未達成となっています。

障がい者タクシー券利用事業所については、近隣の事業所のほとんどが利用事業所として登録されているため、事業所の増加はありませんでした。

住宅改造の助成制度は、利用者がいなかったため未達成となっています。

プラン実現のための数値目標

1 障がい者サービス(在宅・施設)の整備・利用目標

※「○」・・・達成 「×」・・・未達成 「―」・・・サービス供給体制はあるが、利用対象者無し

項 目		平成29年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度末 実績値	達成度	備考
区分	サービス種目					
訪問系	居宅介護	15人	年間20人	20人	○	
	重度訪問介護	0人	実施	0人	―	
	同行支援	0人	実施	0人	―	
	行動援護	0人	実施	0人	―	
	重度障害者等包括支援	0人	実施	0人	―	
日中 活動系	生活介護	60人	70人	61人	×	
	自立訓練(機能訓練)	2人	実施	2人	○	
	自立訓練(生活訓練)	0人	実施	0人	―	
	就労移行支援	1人	延べ3人	2人	×	
	就労継続支援A	7人	年間5人	7人	○	
	就労継続支援B	71人	年間80人	104人	○	
	療養介護	3人	年間5人	3人	×	
	短期入所	11人	年間15人	16人	○	
居住系	共同生活援助	24人	30人	39人	○	
	施設入所支援	38人	35人	35人	○	
相談 支援	計画相談支援	76人	年間80人	219人	○	
	地域移行支援	0人	実施	0人	―	
	地域定着支援	0人	実施	0人	―	
障がい 児支援	児童発達支援	4人	年間5人	19人	○	
	放課後等デイサービス	19人	年間25人	29人	○	
	保育所等訪問支援	0人	実施	9人	○	
	医療型児童発達支援	1人	実施	0人	―	
	障がい児相談支援	25人	年間35人	48人	○	

2 障がい者サービス(その他)の整備・利用目標

※「○」・・・達成 「×」・・・未達成 「―」・・・サービス供給体制はあるが、利用対象者無し

項 目	平成29年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度末 実績値	達成度	備考
● その他の障がい者福祉サービス					
職親委託事業(知的)	0人	1人	0人	―	
食の自立支援事業	0人	実施	2人	○	
高島町あんしん見守りネットワーク事業	0人		1人	○	
除雪支援金交付事業	0人		0人	―	
● 総合的な相談機能の充実					
障がい者就業・相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	○	
知的障がい者生活支援センター	なし	1ヶ所	なし	×	
精神障がい者生活支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	○	
障がい者(児)支援相談支援事業	随時	随時	随時	○	
障がい者ケア会議の開催	1回/月	1回/月	1回/月	○	
福祉ガイドの作成	実施	実施	実施	○	
● 広報啓発活動	実施	実施	実施	○	
● 福祉ボランティアの定着	54団体1,751人	55団体1,800人	63団体1,927人	○	
● 移動・交通手段の充実					
介護用車両改造費等助成事業	年間2人 (延べ15人)	年間2人 (延べ19人)	年間0人 (延べ21人)	○	
障がい者タクシー券利用事業所	11事業所	16事業所	10事業所	×	
移動支援事業	個別14人 グループ13人	個別20人 グループ20人	個別22人 グループ20人	○	
町営バスのリフトバス導入	なし	×	×	―	
● 防災計画の策定	策定	策定	策定	○	
● 住宅のバリアフリー化の推進					
公共住宅の整備	22戸	22戸	22戸	○	
住宅相談窓口の設置	実施	実施	実施	○	
住宅改造の助成制度	延べ 20件	延べ100件	延べ24件	―	
● 既存公共施設の整備					
障がい者対応トイレ(※)	15ヶ所	20ヶ所	23ヶ所	○	
障がい者駐車場の設置	実施	実施	実施	○	
バリアフリー化	順次実施	順次実施	順次実施	○	

※障がい者対応トイレへ

役場前広場、道の駅、多目的広場(旧高島病院)、老人福祉センター、公立高島病院、げんき館、生涯学習館、文化ホール、中央公園、歴史公園、ゆるっと、太陽館前屋外トイレ、総合交流プラザ、高島中学校、屋代小学校、屋代公民館、もつる、産業振興センター、亀岡小学校、糠野目小学校、中央公民館、旧高島駅、蛭沢湖

2 重点プロジェクトの達成状況と課題について

1) 就労支援の充実

障がい者の働く喜びや生きがい、経済的安定につながる就労支援は障がい者施策として重要です。また、就労支援は、少子高齢化、人口減少による労働力減少の課題や雇用側の労働力確保にもつながる施策であり、重点プロジェクトとして取り組みました。

推進にあたっては、自立支援協議会の専門部会において、関係機関との連携のもと町民や企業の理解促進と障がい者雇用につながる活動に取り組みました。

また、県では、令和4年度に共同受注センターを設立し、障がい者施設が受注できる作業の登録と、企業とのマッチングが行われており、就労拡大につながるが見込まれます。

(1) 自立支援協議会就労支援部会の実績

	回数	主な実施内容	成果・課題
令和元年度	3回	① 太陽の家まつりで就労継続支援B型事業所の作業体験の場設置（台風で当日中止） ② 農福連携勉強会の実施	・PR動画は、作業所に出向かなくても作業内容が知的障がい者に伝わり有益な媒体となった。
令和2年度	2回	① 就労継続支援B型事業所PR動画作成 ② 農福連携実践報告会	・農福連携に関する関係機関の理解が深まった。

(2) 就労継続支援事業の成果と課題

就労継続支援A型、B型事業ともに利用実人員は横ばいです。年間の延利用回数は、A型事業は新型コロナウイルス感染対策において利用控えも見られましたが、令和4年度に増加に転じており、B型事業は利用回数が増加傾向です。

町内には就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所が無く、利用する場合は近隣の市町に通所しなければなりません。加えて、公共交通機関による交通手段も少なく、働ける力があっても交通手段がないことから就労に繋がらないケースもあります。また、障がい者雇用について、まだまだ一般町民や企業からの認知度が低い状況にあります。

【ヒアリング調査より】

現状と課題	対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援事業所への通勤交通費が自己負担のため工賃の手取りが減る。工賃向上対策が必要。 ・ コロナ禍後の産業の変化から受注件数が減っている。サービス事業所での送迎が限られ、障がい者の通勤手段が限られる。必要最小限の就労にとどまっている。 	自立支援協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用を拡充して欲しい。 ・ 障がい者が就労や就職ができる事業所が少ない。 	福祉に関するアンケート (以下、「当事者アンケート」とする。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援 A での通勤手段が少なく、車の運転免許を持っていないと就職できない傾向がある。 	相談支援会議

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数は、令和 3 年度に 3 人、令和 5 年度に 2 人の実績であり、就労移行支援事業利用者実績は令和 3 年度、4 年度、5 年度にそれぞれ 1 人という実績です。

町内には就労移行支援事業所はなく、就労定着支援事業所についても近隣にはないため、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関との連携が欠かせません。障がいに対する理解を深めるとともに、法的に整備された障がい者雇用の推進と、心身の状況に応じた多様な働き方ができるよう社会全体の取組みが必要です。

●福祉施設から一般就労への移行等実績

項目	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度見込
一般就労への移行者数	0 人	1 人	3 人	0 人	2 人
就労移行支援事業利用者数	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人
就労定着支援による職場定着率	利用実績無	利用実績無	利用実績無	利用実績無	利用実績無

2) 移動支援の充実

知的障がい者や重度障がい者が受診や通所をする際の家族運転による車の送迎は同居家族の高齢化に伴い困難になっていきます。また、屋外での移動に困難がある障がい者等が利用できる公共交通機関が少ない町の実情から、障がい者の外出支援として移動支援の充実を図る必要があり、重点プロジェクトとして取り組みました。

移動支援事業については、近年、通学・通所利用の増加に伴い増加しており、目標値は達成していますが、障がい者の通勤における家族送迎の負担感や、供給量不足により利用ができず働けないケースがあること、移動支援サービスの認知度が低いため利用者が少ない実情も聞かれています。

アンケート調査結果においても、外出する際の困りごとで最も多いのは「移動手段がない（少ない）」15.9%であり、第3期の同アンケート調査と比較すると約2%増え、第2期との比較では4.3%増えています。また、障がい者の外出の目的で多いのは「受診」「買い物」「通勤・通学」という生活に欠かせない理由での外出が約7割と多く、生活の質を高めるために有効な事柄（趣味やスポーツ・旅行、グループ活動への参加など）を選択している回答が少ない状況です。

コロナ対策終了後の外出需要の高まりが見込まれ、障がい者の社会参加や多様な外出に対応できる移動支援の提供体制整備は継続した課題となっています。

【移動支援サービスの整備・利用目標】 ※実績値は令和4年度末現在

※「○」達成 「×」未達成 「―」サービス供給体制はあるが、利用対象者無し

	目標値	実績値	達成	状況
移動支援事業	個別 20 人 グループ 20 人	個別 22 人 グループ 20 人	○	目標値に達している。通学・通所利用が増加している。

【ヒアリング調査より】

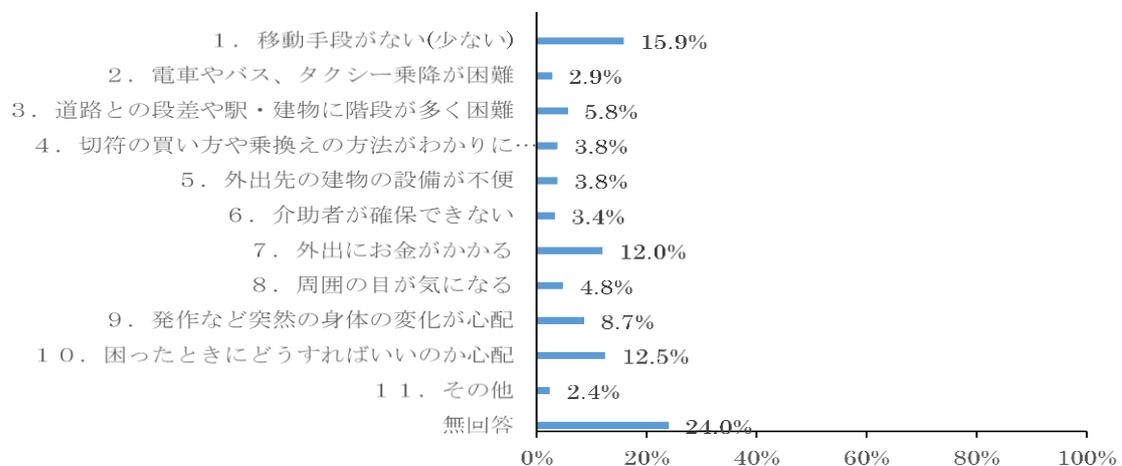
現状と課題	対象
<ul style="list-style-type: none"> ・通勤の家族送迎の負担が聞かれており、移動支援事業の供給量が不足している。 ・コロナ対策終了後の外出需要も高まり、提供体制の拡充が必要。 	自立支援協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所での送迎に限られ、障がい者の通勤手段に限られる。必要最小限の就労にとどまっている。 ・移動支援の供給量が少ない。 ・移動支援を知らない方が多い。 	相談支援会議

【当事者アンケートより】

問 21 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. 移動手段がない(少ない) | 7. 外出にお金がかかる |
| 2. 電車やバス、タクシーの乗り降りが困難 | 8. 周囲の目が気になる |
| 3. 道路との段差や駅や建物に階段が多く困難 | 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい | 10. 困った時にどうすればいいのか心配 |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター) | 11. その他() |
| 6. 介助者が確保できない | |

外出時に困ることに 대해서는「移動手段がない(少ない)」が 13.9%、次いで「外出にお金がかかる」が 13.1%となっています。



	1. 移動手段がない(少ない)	2. 電車やバス、タクシー乗降が困難	3. 道路との段差や駅・建物に階段が多く困難	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5. 外出先の建物の設備が不便	6. 介助者が確保できない	7. 外出にお金がかかる	8. 周囲の目が気になる	9. 発作など突然の身体の変化が心配	10. 困ったときにどうすればいいのか心配	11. その他	無回答	合計
人数	33	6	12	8	8	7	25	10	18	26	5	50	208
構成比	15.9%	2.9%	5.8%	3.8%	3.8%	3.4%	12.0%	4.8%	8.7%	12.5%	2.4%	24.0%	

3) 日中活動系サービスの充実

障がい者の地域移行支援は、障がい者施策の重要な課題であり、地域移行後の居場所の1つである日中活動サービス事業所の充実を図ることを通じて入院や施設入所からの地域移行促進を図りました。

サービス項目により目標の達成状況は異なりますが、サービス利用希望に対して概ね提供する体制は整っています。しかし、親やきょうだいが高齢化するなか、障がい者のグループホームや短期入所の事業所数が少なく利用が限られること、緊急時の短期入所の受入体制がない状況が課題としてあげられています。

【日中活動系サービスの整備・利用目標】 ※実績値は令和4年度末現在

※「○」達成 「×」未達成 「―」サービス供給体制はあるが、利用対象者無し

サービス項目	目標値	実績値	達成	状況
生活介護	70人	61人	×	在宅やGH利用者の利用は増。施設入所者が減り目標は未達成
自立訓練 (機能訓練)	実施	2人	○	通年利用者2名
自立訓練 (生活訓練)	実施	0人	―	利用者無
就労移行支援	述3人	2人	×	通年利用無。短期利用者のみ
就労継続支援 A型	年間5人	7人	○	障がい者枠での一般就労者から就労Aへの移行が多い
就労継続支援 B型	年間80人	104人	○	近年、後天性の障がい者の利用申請が増加傾向
療養介護	年間5人	3人	×	利用可能な方が居ない為、目標未達成
短期入所	年間15人	16人	○	介護者のレスパイトケア目的での利用が増加

【ヒアリング調査より】

現状と課題	対象
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者グループホームが不足しており整備推進が必要。 ・地域生活支援拠点、児童発達支援センター（圏域設置）、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置が必要。 	自立支援協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・親やきょうだいも高齢化しているなか、町内に障がい者用のグループホームが必要。 ・町内にショートステイができるところが欲しい。 	当事者アンケート

4) こころのバリアフリーの取組み

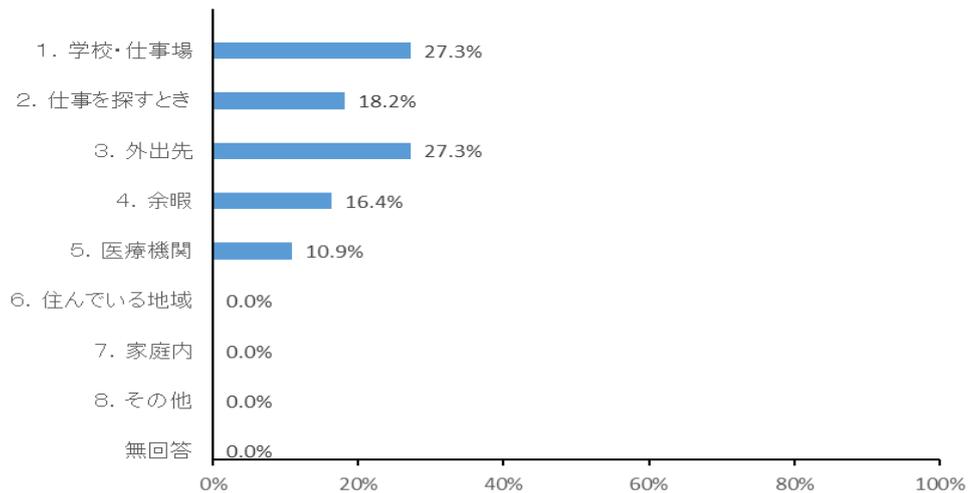
こころのバリアフリー意識の輪が町民全体に広がるよう、啓発活動等の取組みを行ってきました。

アンケート調査では、障がいがあることで差別と感じたり、嫌な思いをする（した）ことがある人が3人に1人と多く、差別を感じた場としては「学校・仕事場」

問 29(ア) どのような場所で差別と感じたり嫌な思いをしましたか
(あてはまるものすべてに○)

- 1. 学校・仕事場
- 2. 仕事を探すとき
- 3. 外出先
- 4. 余暇を楽しむとき
- 5. 病院などの医療機関
- 6. 住んでいる地域
- 7. 家庭内
- 8. その他()

どのような場所で差別を感じたかに関しては「外出先」と「学校・仕事場」がそれぞれ 27.3%となっています。



	1. 学校・仕事場	2. 仕事を探すとき	3. 外出先	4. 余暇	5. 医療機関	6. 住んでいる地域	7. 家庭内	8. その他	無回答	合計
人数	15	10	15	9	6	0	0	0	100	55
構成比	27.3%	18.2%	27.3%	16.4%	10.9%	0.0%	0.0%	0.0%		

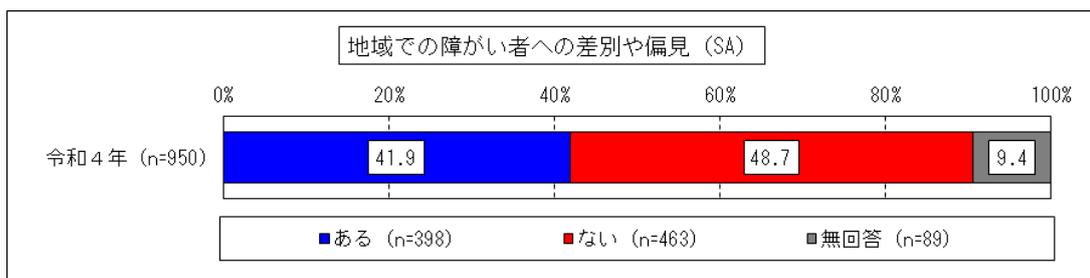
【地域福祉計画策定に係るニーズ調査報告書より】

問 40. 地域での障がい者への差別や偏見

【全体】

地域での障がい者への差別や偏見についてお聞きしたところ、「(差別や偏見が) ある」が 41.9%、「(差別や偏見は) ない」が 48.7%となっています。

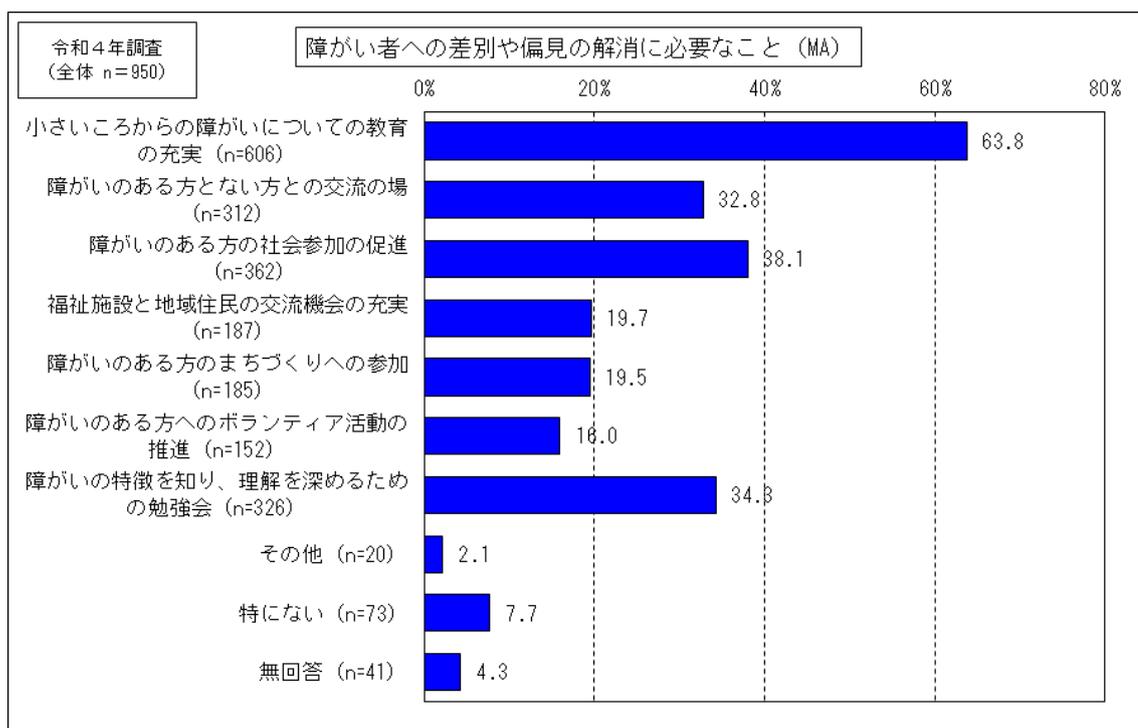
また、「無回答」は 9.4%でした。



問 41. 障がい者への差別や偏見の解消に必要なこと

【全体】

障がい者への差別や偏見の解消に必要なことについてお聞きしたところ、「小さいころからの障がいについての教育の充実」の割合が最も高く 63.8%となっており、次いで、「障がいのある方の社会参加の促進」が 38.1%、「障がいの特徴を知り、理解を深めるための勉強会」が 34.3%、「障がいのある方とない方との交流の場」が 32.8%と続いています。



3 その他、障がい者施策等に対する意見から

① 相談支援体制について

- ・ 相談を受けた部署が対応し、断らない相談体制の確保が必要。
- ・ 発達障がい、知的障がいのお子さんの親への相談先の量と質の充実が必要
- ・ 発達の気になる子や家族に、地域や関係者が理解と支援を届けることができる地域づくり。
- ・ 高齢の障がい者（特に知的障がい者）の体力や性格、精神的な問題に向き合う相談体制が必要。

② 移動支援について

- ・ 町内の交通手段の利便性を向上してほしい。

③ 就労支援について

- ・ 障がい者の就職先が少ない。

④ 災害時の対応

- ・ 指定避難所への避難が難しい人やオストメイトなど、障がい特性に対応できる避難場所を教えて欲しい。
- ・ ここに来れば障がいがあっても安全安心という避難所を作って知らせて欲しい。
- ・ 自閉症の人が安心して過ごせる個室の避難場所を希望したい。
- ・ 発達障がいの特性上、指定避難所への避難が難しいため、福祉避難所を設定して欲しい。

⑤参加支援について

- ・ 障がい者のコミュニティなどあれば参加させたい。
- ・ 障がいがあっても楽しいところ（料理教室など）があったらいいなと思う。

⑥その他

- ・ 障がい者が利用できる施設が少ない。
- ・ 増えているオストメイトが利用可能なトイレの整備が必要。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、共に生きる社会になるための基盤づくりを学校教育で行う体制にしていなければならない。
- ・ どのようなサービスがあるのかわからない。障がい者サービスや行政の取組の内容が分かりやすく書かれたパンフレットがあると良い。
- ・ 周りの人たちの理解不足。もっと諸活動へのお誘いを。
- ・ 支援の必要な子が増えている。

4 社会情勢から

1) 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定

令和4年5月に、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定により、同法の規定の趣旨を踏まえた障害者基本計画の策定や変更が必要となります。

2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「誰一人取り残さない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。本町においても、こうしたSDGsの理念に沿った取組を進めていく必要があります。



5 第6次高島町総合計画に沿ったまちづくりのために取り組む課題について

本プランの上位計画である高島町総合計画において、町の将来像を実現するため、ライフステージに合わせて具体的な10項目の「めざす町の姿」を設定し、28項目の基本目標を掲げてまちづくりを進めています。また、高島町地域福祉計画は令和5年度に見直しを行うことから、上位計画との整合性を図る必要があります。

第2章 第4期障がい者プランの基本理念、基本方針

1 基本理念

「障がいのある人もない人も 認めあい、支えあい、自分らしく、ともに生きるやさしいまちをめざして」

本プランでめざすまちづくりは、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、自己を確立し、自分らしく生きていくことのできるまち、人権が尊重され、生活や人生の質を大切にしながら生きることのできるまちです。

第4期の障がい者プランの策定にあたっては、前計画の「障がいのある人もない人もともに生きるやさしいまちをめざして」を基本的に継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくことがイメージ化しやすいように文言を加えました。

2 基本方針

基本理念を実現していくため、次の3つを基本方針として掲げます。

(1)地域での育ちや自立した暮らしを支えます

障がいのある人が、地域で育ち、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを継続していけるよう、ライフステージに応じた地域生活の選択ができる体制の整備と持続可能なサービス提供体制の構築に努めます。

(2)社会参加の促進及び雇用・就業のための環境づくりを推進します

障がいのある人が、自らの決定に基づき社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境づくりを推進します。

(3)共に理解しあい、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します

「高島町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の推進により、障がいへの理解が進み、差別や偏見のないまちづくりを推進します。

安心・安全な生活環境と災害発生時等の支援体制整備を推進します。

第4期高畠町障がい者プラン 体系図

基本理念	基本方針	基本施策	施策の方向性
「障がいのある人もない人もやさしいまちをめざして、自分らしく、」	1 地域での育ちや自立した暮らしを支えます	1 総合的な相談支援の推進	①相談支援体制の充実
			②制度の狭間にある人の困りごとを受けとめ、重層的に支援する体制づくり
		2 地域生活支援の推進	①障がい福祉サービスの充実
			②地域移行支援の推進
			③障がいのある人や家族の負担軽減
			④地域全体で支えるサービス提供体制の構築
		3 障がい児支援・発達支援の充実	①障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実
			②障がいのある子どもの地域社会への参加・互いを認め合う活動の促進
			③子どもの発達に関する連携した支援体制の充実
		4 保健・医療サービスの推進	①疾病等の予防または早期発見等の取組の推進
			②医療費の経済的負担の軽減
		2 社会参加の促進及び雇用・就業のための環境づくりを推進します	1 雇用・就業の促進
	②福祉的就労における工賃向上等への支援		
	③関係機関との連携による取組の推進		
	2 あらゆる分野の活動に参加できる環境づくり		①スポーツや文化芸術等に親しむことのできる環境整備
		②活動に参加できる支援体制の充実	
	3 共に理解しあい、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します	1 支え合う町民意識の醸成	①障がいに係る理解の促進
		2 ユニバーサルデザインの推進	①公共施設等のユニバーサルデザインの推進
			②誰でも等しく情報を得るための意思疎通支援の充実
		3 安心できる生活の支援	①権利擁護の推進、虐待の防止
②障がい者差別解消法の理解と合理的配慮の推進			
③緊急時や災害発生時等における支援体制づくりの推進			
4 人材の確保・育成		①専門職の確保及び支援のスキルアップと障がい者関連団体等への支援	

3 基本理念の実現促進に向けた重点プロジェクト

3つの基本方針に基づく施策を横断的に取組み、更なる基本理念の実現を図るため「重点プロジェクト」を4つ設定しました。



(1) 障がい者への理解の促進および権利擁護への取組

ともに暮らせるまちづくりをめざすためには、互いの理解が不可欠です。障がいも同じようにそれぞれの特性や程度に応じて違いがあることを知ってもらう取組みが必要です。それと合わせて障がいのある人に対する配慮や障がいのある人の権利の尊重も必要です。また、権利については、地域住民だけでなく、障がいのある人自身も知らなくてはなりません。

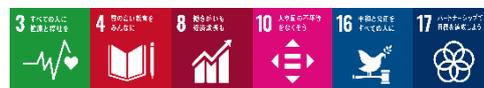
当時者アンケートでは、障害者差別解消法のことを知らない人が7割いました。町では、障がいのある人への理解や適切な配慮、支援と権利について周知に努めるとともに、地域に理解促進のための働きかけを行います。

- 1) 理解促進の研修や啓発の実施、ヘルプマークの周知
- 2) 障がい者虐待防止と成年後見制度の啓発

具体的取組	内 容	担当部署
ヘルプマークの普及啓発	ヘルプマークの周知や配布場所の拡大に取り組みます。	福祉課
町民の理解促進	町のホームページや関係機関との連携を通じ、障がいや障がいのある人への理解を進める広報、啓発活動を実施します。	福祉課
学校での理解促進	道徳の教育や福祉教育等における学習を通して、児童・生徒が障がいについて適切に学ぶ機会を設けます。	教育総務課
地域での理解促進	地域行事や自治会活動を活用し、地域における障がいへの理解やふれあい活動を促進します。	福祉課 社会教育課
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、関係機関と調整して当事者及び家族、支援団体等に説明・啓発します。	福祉課
障がい者虐待防止の啓発	広報啓発の充実と障害福祉サービス事業従事者等の研修参加を促進します。	福祉課

関係機関と連携した虐待の早期発見と未然防止	障害福祉サービス事業所を中心に保育所、学校等と連携し、情報共有をしながら継続して早期発見、未然防止に努めます。	福祉課 健康子育て課 教育総務課
-----------------------	---	------------------------

(2) 地域で支えあう体制づくりへの取組



本町の障がい者やその介護者の高齢化が進んでいるなか、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていけるよう、また、障がい者の地域移行を進めるにあたって、地域で支えあう体制づくりの推進が必要です。

本町の障がい者支援の課題として、住まいや移動手段の確保と日中活動系の障がいサービスの不足があげられており、支えあいによる社会資源の創出はこれらの解決の一助となります。

町では、福祉、保健、医療、教育、就労などの関係機関の連携のもと、障がいのある乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制の充実を図るとともに、地域支えあいの体制づくりに取り組んでいきます。

- 1) 包括的・重層的な支援体制づくり
- 2) 地域と連携した社会資源の創出（住まい、移動手段、居場所づくり等）
- 3) 企業・関係機関との連携による障がい者の活動・就労機会の確保
- 4) 手話等による情報発信・取得や意思疎通を促進する環境づくり

具体的取組	内 容	担当部署
重層的支援体制整備への取組み	属性や世代を問わず、福祉・介護・保健・医療・すまい・就労・教育などあらゆる課題を抱えた方に対し、関係機関と連携し一体的に支援していく体制づくりに取り組みます。	町
地域の居場所づくりの推進	障がいのある人も気軽に参加できる地域の居場所づくりを推進します。	福祉課 健康子育て課 社会福祉協議会
施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援	施設、相談支援事業所等との連携し、地域生活への移行が可能な障がい者の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。	福祉課
地域支えあいによる移動支援の検討	地域の支えあいによる障がい者の移動支援について検討し、実情に合わせて推進します。	福祉課

ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実	企業や団体等と連携して、ひきこもり者の就労体験や支援の方策を拡充します。	福祉課
ハローワーク等との連携	ハローワークや置賜障害者就業・生活支援センター等と連携し、個人の特性や能力、希望に沿った就職支援を行います。	福祉課
関連団体との連携	障がい者団体や各事業所との連携を図り、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動等の参加を促します。	福祉課
手話の普及	大人も子どもも参加できる手話講座を開催し、聴覚障がいへの理解と手話が身近に感じられる機会を増やします。	社会福祉協議会 福祉課
情報のバリアフリー化の推進	情報格差が生じないように、障がい特性への配慮など、情報のバリアフリー化を推進します	福祉課

(3) 障がい児の地域支援体制の構築への取組



障がい児が健やかに成長するためには、障がい児や保護者を地域で支援していく環境づくりが必要です。障がいの特性や成長段階に応じた適切な保育、療育、教育が確実に受けられるよう、身近な場所における障がい児の支援体制の構築に努めます。

1) 早期療育体制の充実

2) 障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実

具体的取組	内 容	担当部署
学齢期児童や保護者への障害理解の啓発	学齢期児童と保護者が、障がい児・者と交流し、障害について理解を深める機会の確保に努めます。	福祉課 教育総務課
医療的ケア児の支援体制の充実	町在宅医療推進協議会と連携して医療的ケア児を地域で支える仕組みをつくります。	福祉課 健康子育て課
早期療育の充実	母子保健との連携により早期療育に努め、障がいのある子どもの成長を支援します。	福祉課 健康子育て課
地域の居場所づくりの推進（再掲）	障がいのある人も気軽に参加できる地域の居場所づくりを推進します。	福祉課 健康子育て課 社会福祉協議会

保育所等訪問支援の積極的な利用	相談支援事業所と連携を図り、地域と障がい児をつなぐために保育所等訪問支援の利用を推進します。	福祉課 健康子育て課
-----------------	--	---------------



(4) 防災対策への取組

当事者アンケートでは、災害時の避難等への不安として「避難場所の設備や生活環境」「治療が受けられない」「周りの人とのコミュニケーションがとれない」などがあげられ、障がい特性に配慮した避難先の確保が必要です。

また、「自力で避難できない」ことへの不安の声もあり、共助により避難できる体制の整備が必要です。

一方、災害時に備えて「特に何もしていない」と半数弱が答えており、災害時の自助や備えについても働きかけていく必要があります。

- 1) 自助、共助、公助による災害対策の啓発
- 2) 障がい特性に対応できる福祉避難所の設置推進
- 3) 個別避難計画作成の推進
- 4) 地域ぐるみで障がい者の意思疎通を促進する取組の充実（手話の普及等）

具体的取組	内 容	担当部署
福祉避難所の指定や開設、運営支援	障がいの種別や程度に応じた避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所の整備を図ります。	総務課 福祉課
地域の避難支援体制の整備	障がい者への避難支援が円滑に行えるしくみづくりを地域の関係機関、団体等との連携により推進します。	総務課 福祉課
実効性のある個別避難計画の策定推進	当事者や相談支援事業所、地域と連携して、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を推進します。	福祉課 総務課

第3章 施策の方向性と取組

基本方針1 地域での育ちや自立した暮らしを支えます



《めざす姿》

- 子どもの育ちや子育てに不安を抱える人が、気軽に相談し、早期から必要な療育につながる体制づくりが進んでいます。
- 障がい認定の有無にかかわらず、福祉・介護・保健・医療・住まい・就労・教育などあらゆる課題を抱えた方に対し、関係機関と一体的に支援していく体制が構築されています。
- 障がいのある人が自分らしく生きられるよう、住み慣れた地域で相談やサービスが受けられる体制が充実しています。

《取組内容》

- 相談機関や障がい福祉サービス情報をわかりやすく町民に伝えます。
- 切れ目のない支援や地域・企業と連携したサービス提供体制の整備を進めていきます。

基本施策1 総合的な相談支援の推進

《現状と課題》

- 当事者アンケートに「どのようなサービスがあるかわからない」という声が寄せられており、障がい特性に応じた情報提供方法の充実を図る必要があります。
- 障がいのある人やその家族が、地域で自らの決定に基づき生活していくためには、相談支援体制の充実が必要です。
- 相談支援事業所では、障がいサービス計画相談だけでなく一般相談支援を実施しています。経験年数の少ない相談支援専門員が増えていることから人材育成や資質向上に向けた取り組みが必要です。
- 総合的・専門的な相談体制の整備のため、令和4年度に町が基幹相談支援センター（以下「センター。」）を開設しました。センターとの連携による、共生社会の実現に向けた支えあいのまちづくりや相談支援体制の充実強化を図ることが必要です。

《施策の方向性》

① 相談支援体制の充実

具体的取組	内 容	担当部署
広報啓発活動の充実	基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、身近な相談窓口、障がい福祉サービスについて広報します。	福祉課
高島町基幹相談支援センターの機能強化	地域の相談支援体制の拠点として基幹相談支援センターが総合的な相談業務を行います。	福祉課
自立支援協議会の活動強化	それぞれのケースに対応した柔軟な支援ができる体制づくりを推進します。	福祉課
置賜成年後見センターによる相談支援の実施	町と基幹相談支援センターで成年後見制度の利用について検討します。	福祉課
若者支援、ひきこもり者支援の充実	若者支援コーディネーターを中心に、若者やひきこもりの相談を受け、アウトリーチや関係機関との連携を行います。	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業の実施	経済的に困窮している人からの相談に対応し、就職・住居・家計管理など一人ひとりに合った自立への援助を総合的に行います。	社会福祉協議会
保健師等による相談支援の実施	町保健師等が、健康面の相談やこころの健康に関する相談支援を行います	健康子育て課 福祉課
消費生活に関する相談支援の実施	契約や取引についての不安や悪質な電話勧誘、還付金詐欺、架空請求など、様々なトラブルに関する相談に対応します	県・町
身近なところでの相談支援の充実	障害者相談員、民生委員・児童委員の活動の充実に努めます	福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として安心した暮らしができるよう協議の場の設置について県や圏域と検討します。	福祉課

②制度の狭間にある人の困りごとを受けとめ、重層的に支援する体制づくり

具体的取組	内 容	担当部署
重層的支援体制整備への取組み (再掲)	属性や世代を問わず、福祉・介護・保健・医療・すまい・就労・教育などあらゆる課題を抱えた方に対し、関係機関と連携し一体的に支援していく体制づくりに取り組みます。	町、社協、基幹相談支援センター
高島町基幹相談支援センターの機能強化 (再掲)	地域の相談支援体制の拠点として基幹相談支援センターが総合的な相談業務を行います。	福祉課

基本施策 2 地域生活支援の推進

《現状と課題》

- 日中活動サービス事業所の充実を通じて入院や施設入所からの地域移行促進を図りました。しかし、短期入所の事業所が少なく、緊急時の短期入所受け入れ体制が無い状況です。
- 親や兄弟の高齢化に伴い、グループホームを必要としている方が増えていますが、地域生活への移行の際に入所可能なグループホームが少ない状況です。それぞれの障がいにあったグループホームを探すのが困難になっています。

《施策の方向性》

①障害福祉サービスの充実

具体的取組	内 容	担当部署
地域生活支援拠点の整備・推進	障がい者（児）が安心して暮らし続けられるよう地域生活支援拠点の整備・推進に努めます。	福祉課
共同生活援助（グループホーム）等の充実	障がいのある人が地域の中で生活を続けることができるよう、共同生活援助等の充実に努めます。	福祉課
緊急時の短期入所の整備	地域で安心して暮らすことが出来るように、緊急時の短期入所の受け入れ体制整備に努めます。	福祉課

②地域移行支援の推進

具体的取組	内 容	担当部署
地域生活支援拠点の整備・推進(再掲)	障がい者(児)が安心して暮らし続けられるよう地域生活支援拠点の整備・推進に努めます。	福祉課
施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援	施設、相談支援事業所等と連携し、地域生活への移行が可能な障がい者の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。	福祉課
補装具や日常生活用具の給付の推進	身体機能の補完または、代替のための補装具や、障がいのある人の生活を支援するための日常生活用具の適正な給付に努めます。	福祉課
共同生活援助(グループホーム)等の充実(再掲)	障がいのある人が地域の中で生活続けることができるよう、共同生活援助等の充実に努めます。	福祉課
住宅リフォーム助成	居宅で障がいのある人等が安心して暮らせるように、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。	福祉課 建設課

③障害のある人や家族の負担軽減

具体的取組	内 容	担当部署
共同生活援助(グループホーム)等の充実(再掲)	障がいのある人が地域の中で生活続けることができるよう、共同生活援助等の充実に努めます。	福祉課
施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援(再掲)	施設、相談支援事業所等と連携し、地域生活への移行が可能な障がい者の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。	福祉課

④地域全体で支えるサービス提供体制の構築

具体的取組	内 容	担当部署
地域の居場所づくりの推進(再掲)	障がいのある人も気軽に参加できる地域の居場所づくりを推進します。	福祉課 健康子育て課 社会福祉協議会

地域生活支援拠点の整備・推進(再掲)	障がい者(児)が安心して暮らし続けられるよう地域生活支援拠点の整備・推進に努めます。	福祉課
--------------------	--	-----

基本施策3 障がい児支援・発達支援の充実

〈現状と課題〉

- 障害福祉サービスの児童発達支援の利用者は4名(平成29年)から19名(令和4年)に増加しています。
- 保育所と児童発達支援事業所を繋げるサービスである、保育所等訪問支援を利用できる事業所が町内にはありません。
- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、障がいのある者と障がいのない者が共に学び、障がいのある者が教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

〈施策の方向性〉

①障害のある子どもの育ちを支える支援体制の充実

具体的取組	内 容	担当部署
学齢期児童等と保護者への障害理解の啓発(再掲)	学齢期児童と保護者が、障がい児・者との交流により、障がいへの理解を深める機会の確保に努めます。	福祉課 教育総務課
早期療育の充実(再掲)	母子保健との連携により早期療育に努め、障がいのある子どもの成長を支援します。	福祉課 健康子育て課
医療的ケア児の支援体制の充実(再掲)	町在宅医療推進協議会と連携して医療的ケア児を地域で支える仕組みをつくれます。	福祉課 健康子育て課

②障がいのある子どもの地域社会への参加・互いを認め合う活動の促進

具体的取組	内 容	担当部署
地域の居場所づくりの推進(再掲)	障がいのある人が気軽に参加できる地域の居場所づくりを推進します。	福祉課 健康子育て課 社会福祉協議会
保育所等訪問支援の積極的な利用(再掲)	地域と障がい児をつなぐために保育所等訪問支援の利用を推進します。	福祉課 健康子育て課

③子どもの発達に関する連携した支援体制の充実

具体的取組	内 容	担当部署
関係機関と連携した支援体制の構築	母子保健、教育総務課、障害児サービス提供事業所等と連携して支援します。	福祉課 健康子育て課 教育総務課
保育所等訪問支援の積極的な利用 (再掲)	相談支援事業所と連携を図り、地域と障がい児をつなぐために保育所等訪問支援の利用を推進します。	福祉課 健康子育て課
早期療育の充実 (再掲)	母子保健との連携により早期療育に努め、障がいのある子どもの成長を支援します。	福祉課 健康子育て課

基本施策4 保健・医療サービスの推進

〈現状と課題〉

○近年、増加傾向にある生活習慣病（中でも障がいの原因となりやすい糖尿病・心疾患・脳血管疾患など）を予防するためにも早期発見・早期治療が大切です。また、心の健康づくりの推進も必要です。そのためには、予防・健(検)診などに関する情報の提供はもちろん、相談しやすい体制づくりが求められています。

〈施策の方向性〉

①疾病等の予防または早期発見等の取組の推進

具体的取組	内 容	担当部署
健康づくりの一次予防・二次予防の推進	町の保健指導事業、健康増進事業、感染症対策事業、母子保健事業、介護予防事業により疾病等の予防、早期発見等を推進します。	福祉課 健康子育て課
早期療育の充実 (再掲)	母子担当との連携により、早期療育に努め、障がいのある子どもの成長を支援します。	福祉課 健康子育て課

②医療費の経済的負担の軽減

具体的取組	内 容	担当部署
じん臓機能障がい者、人工透析通院交通費の助成	人工透析のため頻繁に通院する必要がある障がいのある低所得者に対して、通院に要する交通費の一部助成を継続して実施します	福祉課

各種医療費助成の実施	日常生活能力を回復するための医療費（更生・育成医療）や重度心身障がい(児)者医療費、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費（精神通院医療）などの給付を継続して実施します。	福祉課
難病患者に関する支援の推進	保健所、各医療機関と連携し、ニーズに対応した支援を推進します。	福祉課
各種障害者手当等の支給	在宅で生活する著しい重度の障がいがある人などに対し「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等を支給し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課 健康子育て課

基本方針 2 社会参加の促進及び雇用・就業のための環境づくりを推進します



《めざす姿》

- 障がいのある人が働いたり、学んだりする社会参加がいつそう進み、地域や企業、関係機関が連携して障がい者の就労支援やスポーツ・文化を通じた生きがいがづくりが出来ています。
- 地域の支えあいから、雇用や地域交通手段が生まれ、働く意思や働ける力を持つ障がい者が増えています。

《取組内容》

- 障がい者の社会参加機会の拡充を図るため、地域の支えあい体制を推進していきます。

基本施策 1 雇用・就業の促進

《現状と課題》

- 福祉施設から一般就労への移行は、令和 3 年度に 3 人の実績であり、就労移行支援事業利用者実績は令和 3 年度と 4 年度に 1 人の実績です。
- 町内に就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型事業所は無く、近隣市町の事業所を利用しています。

- 公共交通機関による交通手段も少なく、働ける力があっても交通手段がないことから就労に繋がらないケースもあります。
- 就労継続支援 A 型事業所では車の運転免許を持っていないと就職できない傾向にあります。
- 一般町民や企業の認知度や理解が高まるよう働きかけていく必要があります。

《施策の方向性》

①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実

具体的取組	内 容	担当部署
ハローワーク等との連携（再掲）	ハローワークや置賜障害者就業・生活支援センター等と連携し、個人の特性や能力、希望に沿った就職支援を行います。	福祉課
ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実（再掲）	企業や団体等と連携して、ひきこもり者の就労体験や支援の方策の拡充に努めます。	福祉課

②福祉的就労における工賃向上等への支援

具体的取組	内 容	担当部署
障がい者優先調達推進	障害者就労施設等からの物品購入や役務の依頼などにより、障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努めます。	福祉課
授産工賃確保の推進	福祉的就労の場における授産品の販路拡大を支援します。授産品のPRやアドバイス等を行い、工賃向上への取り組みを支援します	福祉課 商工観光課

③関係機関との連携による取組の推進

具体的取組	内 容	担当部署
地域支えあいによる移動支援の検討（再掲）	地域支えあいによる障がい者の移動支援について検討し、実情に合わせて推進します。	福祉課
ハローワーク等との連携（再掲）	ハローワークや置賜障害者就業・生活支援センター等と連携し、個人の特性や能力、希望に沿った就職支援を行います。	福祉課

基本施策2 スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり

《現状と課題》

- 移動支援等は生活のための外出(通所・通学・買い物等)に使われていますが、趣味やスポーツ、旅行等への利用が少ない状況です。(アンケートより)
- 障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通してスポーツ・運動に親しみ、楽しめる機会を創出するなど、スポーツを通じた共生社会の充実を図ることが重要となっています。
- 障がい児・者が文化芸術活動に参加したり、楽しんだりする場や機会の充実が必要です。障がい児・者の新たな能力の発揮による生活の充実に加え、活動を通じた地域との交流や障がいへの理解推進も期待されます。

《施策の方向性》

①スポーツや文化芸術に親しむことのできる環境整備

具体的取組	内 容	担当部署
文化芸術活動に関する情報発信	障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集・発信し、文化活動の振興を図ります。	福祉課
外出目的に応じた移動支援の周知と提供	福祉タクシー券、駐車施設利用者証制度や有料道路割引制度などの料金割引制度の周知を図ります。	福祉課
障がい者用自動車改造費の助成	身体障がいのある人の移動時に使用する自動車への改造又は購入に要する経費の一部助成を継続して実施します。	福祉課

②活動に参加できる支援体制の充実

具体的取組	内 容	担当部署
地域支えあいによる移動支援の検討 (再掲)	地域支えあいによる障がい者の移動支援について検討し、実情に合わせて推進します。	福祉課
関連団体との連携 (再掲)	障がい者団体や各事業所との連携を図り、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動等の参加を促します。	福祉課 社会教育課

同行援護・移動支援の実施	活動参加を促進するため、障害福祉サービスとしての同行援護、地域支援事業としての移動支援事業を実施します。	福祉課
--------------	--	-----

基本方針 3 共に理解しあい、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します



《めざす姿》

- 障がいのある人もない人も、お互いの個性や特性を理解し、認めあう中であいさつや笑顔が行き交っています。
- 障がい者が、虐待や差別を受けることなく、地域で自分らしく生活しています。
- 障がい者が、障がい特性に応じた情報の把握ができ、障がいに配慮された環境で、安心して、安全に暮らしています。

《取組内容》

- 障がいに関する理解促進と障がい者の権利擁護を推進します。
- 障がい者が暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

基本施策 1 支え合う町民意識の醸成

《現状と課題》

- 障がいがあることで差別と感じたり、嫌な思いをする（した）ことがある人が3人に1人と多く、差別を感じた場としては「学校・仕事場」「外出先」、次いで「仕事を探すとき」が多い状況です。（アンケートより）
- 地域での障がい者への差別や偏見に係る問いに対して「（差別や偏見が）ある」の回答が41.9%であり、障がい者（当事者）に対するアンケートを上回る割合となっています。（地域福祉計画策定に係るニーズ調査報告書より）

《施策の方向性》

①障がいに係る理解の促進

具体的取組	内 容	担当部署
ヘルプマークの普及啓発（再掲）	ヘルプマークの周知や配布場所の拡大に取り組みます。	福祉課

町民の理解促進 (再掲)	町のホームページや関係機関との連携を通じ、障がいや障がいのある人への理解を進める広報、啓発活動を実施します。	福祉課
学校での理解促進 (再掲)	道徳の教育や福祉教育等における学習を通して、児童・生徒が障がいについて適切に学ぶ機会を設けます。	教育総務課
地域での理解促進 (再掲)	地域行事や自治会活動を活用し、地域における障がいへの理解やふれあい活動を促進します。	福祉課 社会教育課

基本施策2 ユニバーサルデザインの推進

〈現状と課題〉

○障害のある人もない人も安心して外出できるよう、公益的施設や道路の段差解消などによるバリアフリー化推進が求められています。

〈施策の方向性〉

①公共施設等のユニバーサルデザインの推進

具体的取組	内 容	担当部署
ユニバーサルデザインの環境整備の推進	住宅改修費助成や、公共施設及び商業施設等のバリアフリー化の普及促進に努めます。	福祉課 建設課

②誰でも等しく情報を得るための意思疎通支援の充実

具体的取組	内 容	担当部署
手話の普及(再掲)	大人も子どもも参加できる手話講座を開催し、聴覚障がいへの理解と手話が身近に感じられる機会を増やします。	社会福祉協議会 福祉課
情報のバリアフリー化の推進(再掲)	情報格差が生じないように、障がいの特性に配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します	福祉課
用具購入費用の支援	情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具や、補聴器等の補装具の交付等により、情報の保障に努めます。	福祉課

手話による意思疎通支援	手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。	福祉課
要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることが困難な人の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。	福祉課

基本施策3 安心できる生活の支援

〈現状と課題〉

- 障がい者当人たちの成年後見制度についての認知が20.8%と低い状況です。(アンケートより)
- アンケートより、災害が起こった場合の困る事として、「避難場所の設備や生活環境」が20.0%、「自力で避難できない」が16.5%となっており、避難方法や避難場所について不安に思っています。
- 障害者差別解消法の一部改正(令和3年6月)に伴い、現在「努力義務」である事業者の「合理的配慮の提供」は、令和6年4月から「法的義務」となります。

〈施策の方向性〉

①権利擁護の推進、虐待の防止

具体的取組	内 容	担当部署
成年後見制度の普及啓発(再掲)	成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、関係機関と調整して当事者及び家族、支援団体等に説明・啓発します。	福祉課
障がい者虐待防止の啓発(再掲)	広報啓発の充実と障害福祉サービス事業従事者等の研修参加を促進します。	福祉課
関係機関と連携した虐待の早期発見と未然防止(再掲)	障害福祉サービス事業所を中心に保育所、学校等と連携し、情報共有をしながら継続して早期発見、未然防止に努めます。	福祉課 教育総務課
福祉サービス利用援助事業の利用促進	判断能力に不安のある方を支援するため、福祉サービス利用援助や金銭管理、重要書類の預かり等を行う事業の利用促進を図ります。	社会福祉協議会

②障がい者差別解消法の理解と合理的配慮の推進

具体的取組	内 容	担当部署
合理的配慮の推進	町民や各事業者に向けて、合理的配慮について周知を図ります。	福祉課

③緊急時や災害発生時における支援体制づくりの推進

具体的取組	内 容	担当部署
福祉避難所等の指定や開設、運営支援 (再掲)	障がいの種別や程度に応じた避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所の拡充を図ります。	総務課 福祉課
地域の避難支援体制の整備 (再掲)	障がい者の避難支援が円滑に行えるしくみづくりを地域の関係機関、団体等との連携により推進します。	総務課 福祉課
実効性のある個別避難計画の策定推進 (再掲)	当事者や相談支援事業所、地域と連携して、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を推進します。	福祉課 総務課

基本施策4 人材の確保・育成

〈現状と課題〉

- 福祉人材確保が難しい状況から、事業所が人手不足となり、職員一人ひとりの負担が大きくなっています。
- 障害福祉サービス従事者を対象とした県等開催の研修会により、スキルアップが図られています。

〈施策の方向性〉

①専門職の確保及び支援のスキルアップと障がい者関連団体等への支援

具体的取組	内 容	担当部署
障がい特性に応じた支援のための研修	障がい特性に対して専門的な支援ができる人材を育成するための研修を実施します。	福祉課

○ 各施策に関する評価指標

基本理念	基本方針	基本施策	施策の方向性	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	
「障がいのある人も生きている人もやさしいまちを、支えあい、自分らしく、	1 地域での育ちや自立した暮らしを支えます	1 総合的な相談支援の推進	基幹相談支援センターの地域の相談支援体制強化への取組件数	0件	4件	
			重層的な相談支援体制の整備	未整備	整備	
		2 地域生活支援の推進	地域生活支援拠点の整備	未整備	1か所	
			住宅リフォーム助成件数	0件	5件	
			緊急時の短期入所先の整備	0か所	2か所	
			町内にグループホーム設置	無	有	
			3 障がい児支援・発達支援の充実	保育所等訪問支援実利用者数	9人	13人
		障がい児も気軽に参加できる地域の居場所の数		0か所	1か所以上	
		4 保健・医療サービスの推進	普段の暮らしの中での不安や悩み「自分や家族の健康、介護に関すること」(地域福祉計画策定に係るニーズ調査報告書)	56.20%	減少	
			2 社会参加の促進及び雇用・就業のための環境づくりを推進します	1 雇用・就業の促進	障がい者就労施設等からの物品調達実績	150,000円
		ひきこもりの就労等支援サポーターの人数			0人	5人
		2 スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり		タクシー利用料金の一部助成	140人	190人
	移動支援利用人数			13人	25人	
	3 共に理解しあい、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します	1 支え合う町民意識の醸成	困った時には助けてもらえる安心感について「いつも感じる」(地域福祉計画策定に係るニーズ調査報告書)	12.00%	増加	
			地域での障がい者への差別や偏見について「差別や偏見がない」(地域福祉計画策定に係るニーズ調査報告書)	48.70%	増加	
		2 ユニバーサルデザインの推進	手話講座の開催	0回	年1回以上	
			手話通訳者派遣	4件	20件	
		3 安心できる生活の支援	個別避難計画の作成	2件	40件	
		4 人材の確保・育成	障がい特性に応じた支援のための研修	年0回	年1回	

第3部 第7期高島町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現することを目標に「障がいのある人もない人も、支えあい、認め合い、自分らしく、ともに生きるやさしいまちをめざして」を実現するため、次に掲げる視点に基づき計画を策定します。

- (1) 障がい（以下、難病も含む）のある人の「自己決定」と「自己選択」を尊重し、必要とする障がい者及び障がい児が福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことのできる地域共生社会を実現する取組みを計画的に推進します。また、困りごとを受け止め、重層的に支援する体制づくりに取組みます。
- (3) 身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、病院や施設から地域生活に移行し、地域生活が継続できるようにします。また、自立支援の観点から就労支援の強化を図ります。
- (4) 障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児福祉サービスを充実させ、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築を推進します。

2 計画の概要

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するとともに、障がい児の健やかな育成を支援するため、必要な障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）の設定と成果目標を達成するために必要なサービス量（活動指標）を見込みます。

<令和8年度成果目標・活動指標>

成果目標	活動指標
(1) 施設入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減	○訪問系サービスの利用者数・時間数 ○日中サービスの活動系サービスの利用者数・時間数 ○就労系サービスの利用者数・時間数 ○居住系サービスの利用者数・日数
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価回数	○保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ○保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価回数 ○精神障害者の各サービス利用者数
(3) 地域生活支援の充実 ・地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検討及び実施回数	○地域支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数 ○地域支援拠点における検証および検討の実施回数
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・職場定着率の増加	○就労移行支援の利用者数及び利用日数 ○就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 ○就労定着支援の利用者数 ○就労定着支援利用後一定期間の就労定着率
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援事業の充実 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスの事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置	○障がい児通所支援等の利用児童数及び利用日数 ○障がい児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児等コーディネーターの配置人数
(6) 相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談支援センターの設置 ・個別事例検討を通じた地域のサービスの開発・改善	○基幹相談支援センターの設置 ○基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築 ・障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	○障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数 ○障害者自立支援支払審査結果の分析と活用
	○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障がい者・児の支援のためのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況

◆成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

<目標>

- ・令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数36人から1人減少
- ・令和5年度末時点で令和元年度末の6%以上3人が施設からグループホーム等に地域移行

<進捗状況>

施設入所者数は、令和4年度末で35人と令和5年度末目標値となっております。しかし、地域移行にはなかなか結びつかず入所後は最後まで施設で暮らす方が大半を占めております。重度の障がい、介護者の高齢化、家庭環境など様々な要因が地域移行を難しくしています。

地域移行を進めていく上では、丁寧な相談支援により居住の場に対する意向を把握し、本人及び家族の状況に対応しながら、地域で生活する選択ができるよう、居住の場や日中活動の場の確保、地域支援体制の整備等を進めていく必要があります。

●福祉施設から地域生活への移行状況

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
施設入所者数	35人	36人	35人	32人
地域生活移行者数	3人	0人	0人	1人

●施設入所者数の動向

項目		実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
年度当初		38人	36人	35人
退所	地域移行	0人	0人	1人
	その他	4人	1人	3人
入所		2人	0人	1人
年度末		36人	35人	32人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<目標>

- ・令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を1箇所設置

<進捗状況>

現在協議の場の設置は行っていませんが、自立支援協議会では、保健・医療・福祉関係者の参加により、精神障がいを含む障がい者全体の地域生活を支援するために協議を行っています。支援にあたっての関係者間の連携が求められる事例は少なくありません。各関係機関の役割と課題を整理し、目指すべき連携の在り方について意見交換を行っていく必要があります。

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	1箇所	未設置	未設置	未設置

3 地域生活支援の充実

<目標>

- ・令和5年度末までに地域生活支援拠点を1箇所設置

<進捗状況>

令和5年度末まで整備を目指し近隣との共同整備も視野に検討を行ってきましたが、計画期間内の体制整備には困難な状況があり達成には至っていません。町単独では相談支援事業所や障がい者支援施設の社会資源も限られており難しい状況で、広域での整備に向け協議を重ねていきます。地域生活支援拠点の在り方や課題を整理し進めていく必要があります。

●地域生活拠点等の整備

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
地域生活拠点等の整備	1箇所	検討	検討	検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

<目標>

- ・令和5年度末までに、福祉施設から一般就労への移行者数を6人とする。
- ・令和5年度末までに就労移行支援事業から一般就労への移行者を2人、就労継続支援A型事業から一般就労への移行者を2人、就労継続支援B型事業から一般就労への移行者を2人とする。
- ・令和5年度末までに、就労移行支援事業等を通して一般就労へ移行する者の就労定着支援利用率を100%とする。
- ・令和5年度末において、すべての就労定着支援事業所の就労定着率を8割以上とする。

<進捗状況>

一般就労への移行者数は目標値を下回っています。町内や近隣には就労移行支援事業所、就労定着支援事業所はありません。一般就労への移行を進めるためにもハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関との連携が欠かせません。

障がいに対する理解を深めるとともに、法的に整備された障がい者雇用の推進と、心身の状況に応じた多様な働き方ができるよう社会全体の取組みが必要です。

●福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
一般就労への移行者数	6人	3人	0人	2人
就労移行事業所利用者のうち一般就労への移行者	2人	0人	0人	0人
就労継続A型事業利用者のうち一般就労への移行者	2人	0人	0人	1人
就労継続B型事業利用者のうち一般就労への移行者	2人	0人	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて移行する者のうち就労定着支援利用者	100%	利用実績なし	利用実績なし	利用実績なし

就労定着支援事業所数	1 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
就労定着率が8割以上の事業所の割合	100%	実績なし	実績なし	実績なし

5 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 児童発達支援センターの設置

<目標>

- ・令和5年度までに町単独または圏域共同にて1箇所を整備

<進捗状況>

児童発達支援センターは、児童発達支援事業所に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を付与し、地域の中核的役割を担う施設です。町には、児童発達支援事業所3箇所及び相談支援事業所は2箇所ありますが、保育所等訪問支援の事業所はなく広域利用しています。一方、母子保健や子育て支援の観点から、早期相談支援体制の充実を図るよう関係機関との連携を進めるなど取り組んでいます。

少子化においても支援の必要な子どもは増加傾向にあり、早期相談・早期療育支援体制の整備にむけ、関係機関との協議を重ねていく必要があります。

●児童発達支援センターの設置

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
児童発達支援センターの設置	1箇所 (町単独または圏域共同)	無	無	無

(2) 保育所等訪問支援の充実

<目標>

- ・令和5年度までに町単独または圏域共同にて1箇所を整備。

<進捗状況>

町内に実施事業所はありませんが、広域においては3箇所の事業所が開設されています。また、令和元年度より利用実績もあり、今後増加が予測されます。

●保育所等訪問支援の充実

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
保育所等訪問支援の充実	1箇所 (町単独または 圏域共同)	無 (実績7人)	無 (実績9人)	無 (実績13人)

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

<目標>

- ・令和5年度までに町単独または圏域にて1箇所を確保

<進捗状況>

町内の事業所では難しいため、圏域で1箇所の事業所を利用しております。より身近なところでの利用ができるよう協議が必要です。

●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所 (町単独または圏域)	1箇所	1箇所	1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所 (町単独または圏域)	1箇所	1箇所	1箇所

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場

<目標>

- ・令和5年度末までに保健、医療、障がい児保育、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を1箇所設置

<進捗状況>

平成30年度に広域で設置され、町としても参画しています。町では、庁内の協議の場として、障がいを持つ児のための、保健、福祉、保育、教育の連携の場があります。今後、関係機関を含めた支援のための体制づくりが必要です。

●医療的ケア児支援のための協議の場の設置

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所 (町単独または 圏域共同)	有 広域設置	有 広域設置	有 広域設置

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーター

<目標>

- ・令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを4名配置する。

<進捗状況>

令和3年度に医療的ケア児等に関するコーディネーターの人数の目標を達しています。

●医療的ケア児等に関するコーディネーター

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
医療的ケア児等に関するコーディネーター	4人	4人	4人	4人

6 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 基幹相談支援センターの設置

<目標>

・令和5年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

<進捗状況>

障がい者の高齢化や障害の重度化、親亡き後への不安などの課題を解決し障害者が安心して生活を送れるように、令和4年度に基幹相談支援センターを開設しました。地域の相談支援体制の強化、相談支援専門員の人材育成に係る支援を行ってまいります。

●基幹相談支援センターの設置

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
基幹相談支援センターの設置	設置	未設置	設置	設置

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<目標>

・令和5年度末までにサービスの向上を図るための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<進捗状況>

障害者のニーズに応じたサービスの量・質を提供するため、相談支援会議を毎月開催しております。様々なケースに関する知識や、サービスに関する知識を共有する場となっています。

●障害サービスの質の向上

項目	目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の構築	実施	実施	実施	実施

8 障がい福祉サービスの利用状況（各年度月平均）

※単位：「人」は1月あたり実利用人数

「時間」及び「日」は1月あたりの延べ利用時間（日）数

(1)訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、見込量よりいずれも下回っています。重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		見込み量	利用実績	見込み量	利用実績	見込み量	利用実績
居宅介護	人	16	12	17	14	18	13
	時間	267	230	285	237	300	243
重度訪問介護	人	2	0	2	0	2	0
	時間	36	0	36	0	36	0
同行援護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	5	0	5	0	5	0
行動援護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	5	0	5	0	5	0
重度障害者等包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	5	0	5	0	5	0

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、全体的に見込みより下回っています。また、就労定着支援の利用はありませんでした。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		見込み量	利用実績	見込み量	利用実績	見込み量	利用実績
生活介護	人	69	54	72	51	75	50
	日	1,155	980	1,212	954	1,272	959
自立訓練（機能訓練）	人	2	1	3	1	3	2
	日	30	5	45	8	45	11
自立訓練（生活訓練）	人	1	0	2	0	2	0
	日	20	0	40	0	40	0
就労移行支援	人	2	1	2	1	3	3
	日	40	23	40	20	60	57
就労継続支援A型	人	12	4	14	4	16	5
	日	170	86	190	92	210	88
就労継続支援B型	人	96	88	100	92	105	95
	日	1,605	1,369	1,685	1,417	1,769	1,523
就労定着支援	人	2	0	2	0	2	0

(3)居住系サービス

居住系サービス利用状況は、短期入所以外のサービスは概ね計画見込量となっており、短期入所は計画見込量を上回っています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		見込み量	利用実績	見込み量	利用実績	見込み量	利用実績
療養介護	人	2	3	2	3	2	5
短期入所	人	18	9	20	7	21	10
	日	100	56	110	53	120	52
自立生活援助	人	1	1	1	1	1	1
施設入所	人	36	36	35	35	35	32
共同生活援助	人	37	30	40	36	43	37

(4)地域相談支援

地域相談支援の利用状況は計画相談支援が計画見込量を上回っています。

地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		見込み量	利用実績	見込み量	利用実績	見込み量	利用実績
計画相談支援	人	20	29	22	41	24	49
地域移行支援	人	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

(5)障がい児通所系サービス

障がい児通所系サービスの利用状況は、児童発達支援が伸びています。また、医療的ケア児コーディネーターの配置は計画以上に進んでいます。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		見込み量	利用実績	見込み量	利用実績	見込み量	利用実績
児童発達支援	人	11	14	12	16	12	22
	日	46	72	48	73	48	93
放課後等デイサービス	人	25	24	26	23	26	23
	日	280	303	290	258	290	255
保育所等訪問支援	人	4	3	5	5	6	5
	日	12	5	15	7	20	5
医療型児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	日	4	0	4	0	4	0
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	日	4	0	4	0	4	0
障がい児相談支援	人	4	13	4	12	5	18
医療的ケア児 コーディネーター配置	人	3		4	4	4	4

◆地域生活支援事業の実施状況

	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み		
	実施見込箇所数	利用見込者数	実績	実施見込箇所数	利用見込者数	実績	実施見込箇所数	利用見込者数	実績
(1) 理解促進研修・啓発事業	有		有	有		無	有		無
(2) 自発的活動支援事業	無		無	有		無	有		無
①障がい者相談支援事業	4		4	4		4	4		4
②基幹相談支援センター	無		無	有		有	有		有
③市町村相談支援機能強化事業	無		無	有		有	有		有
④住宅入居等支援事業	無		無	無		無	無		無
(4) 成年後見制度利用支援事業		1	0		1	1		1	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無	無		無	無		無
(6) 意思疎通事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		1	0		1	11		1	11
②手話通訳設置事業	無		無	無		無	無		無
(7) 日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具	4		1	4		0	4		0
②自立生活支援用具	4		3	4		2	4		3
③在宅療養等支援用具	6		4	6		2	6		3
④情報・意思疎通支援用具	4		4	4		1	4		3
⑤排泄管理支援用具	60		45	60		45	60		48
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4		0	4		0	4		0
(8) 手話奉仕員養成研修事業		無	無		無	無		無	無
(9) 移動支援事業； 実利用者数/延べ利用時間		25/1400	16/1654		25/1400	12/1528		25/1400	14/1246
(10) 地域活動支援センター	2	25	18	2	25	19.0	2	25	21
(11) その他事業									
①日中一時支援事業	15	15	9	15	15	5	15	15	8
②自動車改造助成事業		3	0		3	0		3	0
③訪問入浴サービス事業	-	3	3	-	3	3	-	3	3
④巡回支援専門員整備	-	15	17	-	15	20	-	15	16

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

◆令和8年度における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し地域で生活できることを目指し、令和8年度における目標値を設定します。

●国の基本指針・目標

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

●高島町の目標

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数（A）	35人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数（B） 〔地域生活移行率〕（B/A）	3人	令和8年度までグループホーム等への移行者数
	8.6%	移行割合
施設入所者の削減見込み（C） 〔削減率〕（A/C）	3人	施設入所者数の削減見込み数
	8.57%	削減割合

●目標達成に向けた取組み

- ① 施設入所者の地域移行を推進するため、個々の状況やニーズに応じた必要な支援の把握と分析を進めます。
- ② 就労支援等の日中活動の場やグループホームなどの生活の場の充実を図り、入院者・入所者の地域生活への移行を進めます。
- ③ 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに取り組み、関係機関とのネットワークの強化を図ります。
- ④ 地域生活を実現するため、圏域共同での社会資源の充実を図ります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが必要とされます。

●国の基本指針・目標

- ・精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上とする。
- ・令和 8 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上の長期入院患者及び 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年後の退院率を 91.0%以上とする。

●高島町の目標

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る成果目標は県において設定されるものとなっています。町においては、その達成に向けた具体的な取り組みとして目標を設定します。

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回
参加者数	11 人	11 人	11 人
保健関係者	2 人	2 人	2 人
医療（精神科）関係者	1 人	1 人	1 人
医療（精神科以外）関係者	1 人	1 人	1 人
福祉関係者	4 人	4 人	4 人
介護関係者	1 人	1 人	1 人
当事者	1 人	1 人	1 人
家族	1 人	1 人	1 人
その他	0 人	0 人	0 人
協議の場における目標設定・評価	2 回	2 回	2 回

●目標達成に向けた取組み

- ① 体制構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、この協議の場における検討を通じて、地域資源を活用しながら、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。
- ② 既に設置している高畠町自立支援協議会とも連携し取組みを進めていきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活拠点等は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して生活するための仕組みとして、

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

の機能を担う体制として整備するものです。

●国の基本指針・目標

・令和8年度までに各市町村又は各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。

●高畠町の目標

項目	数値
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度まで 1か所整備（面的整備）
地域生活拠点等の運用状況の検証及び検討	1回

●目標達成に向けた取組み

- ① 圏域において機能や役割を分担する面的整備に向け検討いたします。
- ② 地域生活支援拠点に求められる機能を中心とし、支援内容の充実を図るため検証・検討の場を設け取り組んでいきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を進め、地域生活が継続できることを目指し、令和 8 年度における目標値を設定します。

●国の基本指針・目標

- ・令和 8 年度末までに、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。
- ・令和 8 年度末までに就労移行する者の人数が、就労移行支援事業では令和 3 年度の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業では令和 3 年度の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業では令和 3 年度の 1.28 倍以上とすることを旨とする。
- ・令和 8 年度末までに就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度末の 1.41 倍以上とする。
- ・令和 8 年度末までに、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が 5 割以上の事業所を就労支援事業所の 5 割以上とすることを基本とする。
- ・令和 8 年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

●高島町の目標

項目	単位	令和 3 年度 基準値	令和 8 年度 目標値
福祉施設利用者のうち一般就労への 移行者	人数	3 人	6 人
	倍率	-	2 倍
就労移行支援事業所利用者のうち一 般就労への移行者	人数	1 人	2 人
	倍率	-	2 倍
就労継続支援 A 型事業利用者のうち 一般就労への移行者	人数	1 人	2 人
	倍率	-	2 倍
就労継続支援 B 型事業利用者のうち 一般就労への移行者	人数	1 人	2 人
	倍率	-	2 倍
就労定着支援事業の利用者数	人数	0 人	2 人
	倍率	-	2 倍

項目		令和 3 年度 基準値	令和 8 年度 目標値
就労移行支援事業所のうち、 一般就労移行が 5 割以上の事 業所の割合	就労移行支援事業 所数	1 事業所	1 事業所
	就労定着率が 5 割 以上の事業所数	1 事業所	1 事業所
	割合	-	100%

●目標達成に向けた取組み

- ① サービス提供事業所や相談支援事業所との連携により、就労移行支援の利用を促進し、一般就労への移行及び職場定着を進めていきます。
- ② 障がい者の雇用の拡大に向け、ハローワーク及び就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、理解促進と雇用の拡大に努めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援の強化を進めるため、令和 8 年度における成果目標を設定します。

●国の基本方針・目標

- ・令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。（圏域設置も可）
- ・令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制を整備することとする。
- ・令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 か所以上確保することを基本とする。（圏域設置も可）
- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関が連携する協議の場を設ける。
- ・令和 8 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

●高島町の目標

項目		令和 8 年度末 目標
児童発達支援センターの設置		1 か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制整備		体制整備
主に重症心身障がい児支援	児童発達支援事業所	1 か所
	放課後等デイサービス事業所	1 か所
医療的ケア児支援	関係機関の協議の場の設置	設置
	医療的ケア児コーディネーター配置	4 人

●目標達成に向けた取組み

- ① 児童発達支援センターは、専門的な機能を有し、障がい児やその家族の相談・支援を担う中核的な療育施設の位置づけであり、圏域設置を視野に検討していきます。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については関係機関と連携し推進を行っていきます。
- ③ 主に心身障がい児に対応した事業所の確保については、圏域での連携により確保していきます。
- ④ 医療的ケア児支援のため、現在の協議の場をより有機的なものとするため関係機関連携にて支援体制を構築していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の構築にあたっては、障がい福祉サービス等の利用への支援や施設や病院からの移行を支援する相談支援事業所の役割は大きいものがあります。相談支援体制の強化に向けた取り組みを進めていくための目標を設定します。

●国の基本指針・目標

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

●高島町の目標

項目	令和 8 年度末 目標
基幹相談支援センターの体制強化 ・ 総合的、専門的な相談支援 ・ 地域の相談支援事業所への訪問等による指導、助言 ・ 相談支援事業者の人材育成 ・ 地域の相談機関との連携強化の取組	1 か所

●目標達成に向けた取組み

- ① 相談支援専門員のスキルアップを図るための人材育成に係る支援を行っていきます。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者が真に必要なと
するサービスを適切に提供することが求められていることから目標設定をします。

●国の基本指針・目標

- ・ 令和 8 年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

●高島町の目標

項目	令和 8 年度末 目標
障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の構築	実施

●目標達成に向けた取組み

- ① 障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者のニーズに応じたサービスの量・質が提供できているか検証していきます。
- ② 障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、サービス事業者との情報共有に取り組めます。

8 障がい福祉サービスの見込み量（活動指標）及び確保の方策

町では、令和8年度の目標値の実現と障がい福祉サービスの円滑な提供に向けて、地域の実情や各サービスの利用状況を勘案し、計画期間における各サービスの見込量を設定し、その確保に努めていきます。

※単位：「人」は1月あたりの実利用人数

「時間」及び「日」は1月あたりの延べ利用時間（日）数

◆訪問系サービス

●計画期間の見込量（各年度月平均）

種類	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用実績	利用実績	利用実績	見込量	見込量	見込量
居宅介護	人	12	14	13	15	16	18
	時間	230	237	243	276	298	322
重度訪問介護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	60	60	60
同行援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	5	5	5
行動援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	5	5	5
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	5	5	5

●見込量の考え方

- ・居宅介護及び重度訪問介護については、第6期計画の利用状況や地域生活への移行者数の目標値を勘案して見込んでいます。
- ・同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用実績はありませんが、第6期計画と同様の見込みとしています。

●確保の方策

- ・訪問系サービスは、在宅生活を支えるためのサービスであり多様なニーズが想定されます。それらに対応できるよう、提供事業所と連携し、障がい特性に応じたサービス提供の充実を図っていきます。

◆ 日中活動系サービス

●計画期間の見込量（各年度月平均）

種類	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用実績	利用実績	利用実績	見込量	見込量	見込量
生活介護	人	54	51	50	52	53	54
	日	980	954	959	973	992	1,012
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	2	2	2	2
	日	5	8	11	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	1	2	2
	日	0	0	0	20	40	40
就労選択支援	人				0	1	1
	日				0	5	5
就労移行支援	人	1	1	3	3	4	4
	日	23	20	57	60	80	80
就労継続支援A型	人	4	4	5	5	5	6
	日	86	92	88	100	100	110
就労継続支援B型	人	88	92	95	95	97	99
	日	1,369	1,417	1,523	1,533	1,583	1,643
就労定着支援	人	0	0	0	0	1	1

●見込量の考え方

- ・生活介護については、過去の利用実績の推移を踏まえ、今後も増加することで見込みとしています。
- ・自立訓練については、機能訓練は過去実績から横ばいとし、生活訓練については利用実績はありませんが、第6期計画と同様の見込みとしています。
- ・就労選択支援については新規の為、利用があることを前提に見込を作っています。
- ・就労移行支援については、今後の就労移行の考え方を勘案し、就労継続支援（A型、B型）については、過去の利用実績の伸び率を今後の見込み量に反映させています。
- ・就労定着支援については、利用実績はありませんが、第6期計画と同様の見込みとしています。

●確保の方策

- ・町内に事業所のないサービスもあり、近隣市町のサービス事業所からの提供にてサービスを確保できるよう調整を図っていきます。
- ・就労継続支援A型事業所については、町内に事業所がなく近隣でも少ない現状にあります。今後も広域的な中で、体制の確保を見据え関係機関と連携していきます。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、町の方針を定め、引き続き積極的に障がい者就労施設等からの優先調達について推進します。

◆ 居住系サービス

●計画期間の見込量（各年度月平均）

種類	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用実績	利用実績	利用実績	見込量	見込量	見込量
療養介護	人	3	3	5	5	5	5
短期入所	人	9	7	10	10	12	14
	日	56	53	52	55	60	62
自立生活援助	人	1	1	1	1	1	1
施設入所	人	36	35	32	34	33	32
共同生活援助	人	30	33	37	37	38	39

●見込量の考え方

- ・自立生活援助については、第5期計画と同様の見込みとしています。
- ・施設入所については、成果目標を勘案した見込量としています。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、過去の実績と地域生活への移行目標、利用者数の増加傾向を勘案し見込みとしています。
- ・療養介護については、現在の利用者数を見込み数としています。
- ・短期入所については、利用実績が増加しており、今後もニーズの増加が見込めることから、伸び率を今後に反映させています。

●確保の方策

- ・ 現在、いずれの事業所も町内にはない状況です。
- ・ 短期入所については、通常の受け入れのほか、地域生活拠点の緊急時支援としての役割も担っており、地域の事業所との連絡体制の構築を図りながら確保に取り組んでいきます。
- ・ 地域移行を進めるためには、共同生活援助の整備は不可欠であり、ニーズも増加していくものと思われます。圏域での体制整備も含め、地域の理解を得ながら、事業所による整備にむけ関係者間で検討していきます。

◆ 相談支援

●計画期間の見込み（各年度月平均）

種類	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用実績	利用実績	利用実績	見込量	見込量	見込量
計画相談支援	人	29	41	49	50	51	52
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

●見込量の考え方

- ・ 計画相談支援については、福祉サービスの利用者の増加に伴い増加傾向にあります。今後も増加することが予測されることから増加状況を勘案し見込量としています。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、現在の実績値と地域移行を進めるうえでの必要性から見込み量としています。

●確保の方策

- ・ 計画相談支援は、地域で自立した社会生活を支援し適切な福祉サービスの利用のため、相談支援事業所を確保するとともに充実を図っていきます。

- ・相談支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員の人材育成や支援を行っていきます。
- ・地域移行支援や地域定着支援については、必要な時に適切な支援が受けられるよう、関係機関との支援体制の整備を推進していきます。

◆ 障がい児支援体制

●計画期間の見込量（各年度月平均）

種類	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用実績	利用実績	利用実績	見込量	見込量	見込量
児童発達支援	人	14	16	22	25	30	35
	日	72	73	93	125	150	175
放課後等デイサービス	人	24	23	23	26	30	34
	日	303	258	255	341	392	451
保育所等訪問支援	人	3	5	5	6	8	10
	日	5	7	5	11	14	18
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	日	0	0	0	4	4	4
障がい児相談支援	人	13	12	18	20	22	22
医療的ケア児 コーディネーター配置	人	4	4	4	4	4	4

●見込量の考え方

- ・現在の利用状況や利用傾向、障がいのある子どもの状況、地域の受け入れ体制などの状況を勘案して見込量としています。

●確保の方策

- ・障がい児及び保護者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できる体制の確保に努めていきます。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、需要の増加が見込まれることから圏域における提供体制の構築を図っていきます。

- ・ 保育所等訪問支援については、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、今後もサービスの提供量の確保を図っていきます。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援が適切に行える人材を、相談支援事業所と連携し、今後も確保していきます。

9 地域生活支援事業のサービスの見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、町及び近隣の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえ、今後も提供体制の整備に向け取り組んでいきます。

	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績	見込量	見込量	見込量
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
(3) 相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	事業者数	4	4	4	4	4	4
②基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有	有	有
③市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	件数	0	1	0	1	1	1
(5) 成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(6) 意思疎通事業							
①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件数	0	11	11	15	15	15
②手話通訳設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件数(実)	1	0	0	4	4	4
②自立生活支援用具	件数(実)	3	2	3	4	4	4
③在宅療養等支援用具	件数(実)	4	2	3	6	6	6
④情報・意思疎通支援用具	件数(実)	4	1	3	4	4	4
⑤排泄管理支援用具	件数(実)	45	45	48	60	60	60
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数(実)	0	0	0	4	4	4

	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績	見込量	見込量	見込量
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(9) 移動支援事業	実利用者数 延べ利用時間	16/1654	12/1528	14/1246	20/1800	20/1800	20/1800
(10) 地域活動支援センター	件数(実)	18	19	21	25	25	25
(11) その他事業							
① 日中一時支援事業	件数(実)	9	5	8	15	15	15
② 自動車改造助成事業	件数(実)	0	0	0	3	3	3
③ 訪問入浴サービス事業	件数(実)	3	3	3	3	3	3
④ 巡回支援専門員整備	実施箇所数	17	20	16	15か所	15か所	15か所

◆確保の方法

- ①理解促進研修・啓発事業については、障がい者差別解消への普及啓発や障がいや障がい者（児）への理解を深めるため、広報活動等を実施していきます。
- ②自発的活動支援については、障がい者（児）やその家族、障がい者団体等が自発的に
行う活動を支援していきます。
- ③相談支援事業は、現在の事業者数を確保するとともに、基幹相談支援センターを地域の
相談支援の拠点として、専門的な職員の配置を行い相談支援体制の強化を行います。
- ④成年後見制度については、置賜成年後見センターとの連携を図りながら、制度の周知
と法人後見の体制整備に努めます。
- ⑤日常生活用具については、障がい者（児）の日常生活のニーズに応じた用具を適切に
給付できるよう努めます。
- ⑥移動支援事業については、障がい者（児）のニーズに対応し、今後も、供給体制が不安
定にならないよう、サービスの提供事業者と連携しながら障がいのある方の社会参
加を促進します。
- ⑦訪問入浴については、障がい者（児）の在宅生活を支援するため、令和元年度から実
施しています。今後も、利用者の状況を把握し、適正なサービスが提供できるよう務
めます。
- ⑧巡回支援専門員整備は、保育園等と連携し早期の段階から適切な療育支援が受けられ
るよう、実施体制を強化し引き続き実施していきます。

資 料 編

福祉に関するアンケート調査結果

1. 調査概要

1) 調査の目的

本調査は、令和5年度に障がい者プランを策定するにあたって、障がいのある方に対して、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施するために実施しました。

2) 調査の実施概要

調査は、障がいのある方の中から、無作為で選ばせていただいた方を対象に実施しました。各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

実施期間：令和5年1月14日 ～ 令和5年2月17日

対象者：200名（身体120名、知的40名、精神40名） ※ 無作為抽出

実施方法：郵送配布・郵送回収

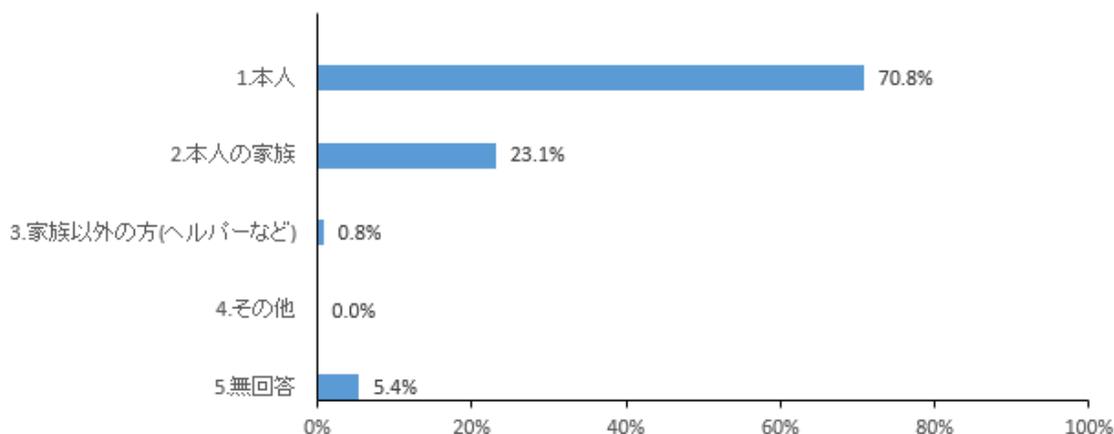
回答者（率）：130名（回答率65.0%）

2. 調査結果

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| 1. 本人(この調査票が郵送されたあて名の方) 代筆を含む | 3. 家族以外の人(ヘルパーなど) |
| 2. 本人の家族 | 4. その他() |

アンケートの回答者は「本人」が70.8%、次いで「本人の家族」が23.1%、「家族以外の人(ヘルパーなど)」が0.8%となっています。

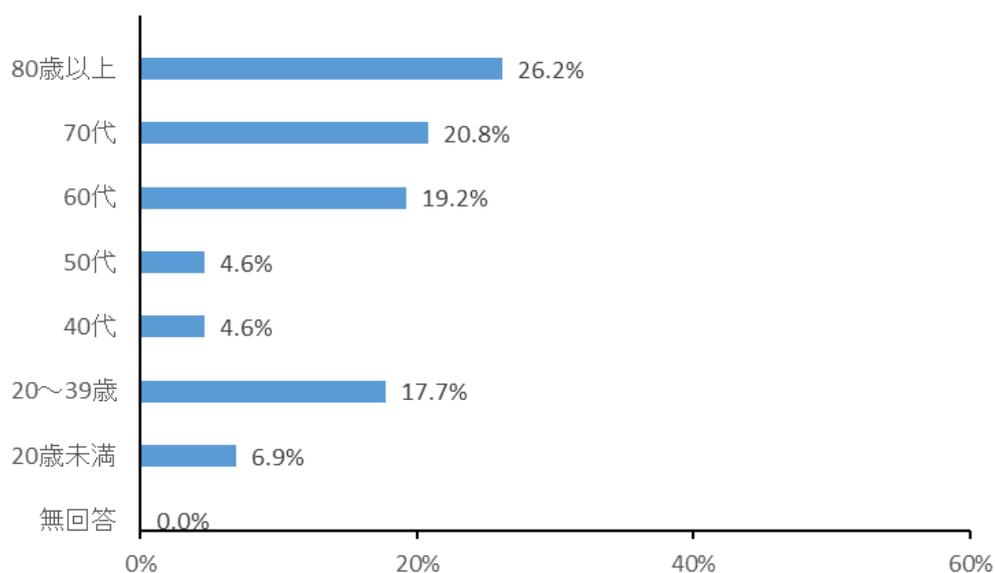


	1. 本人	2. 本人の家族	3. 家族以外の方 (ヘルパーなど)	4. その他	無回答	合計
人数	92	30	1	0	7	130
構成比	70.8%	23.1%	0.8%	0.0%	5.4%	

あなた(あて名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年1月1日現在)

年齢は「80歳以上」が約26.2%、次いで「70代」が約20.8%、「60代」が約19.2%となっています。

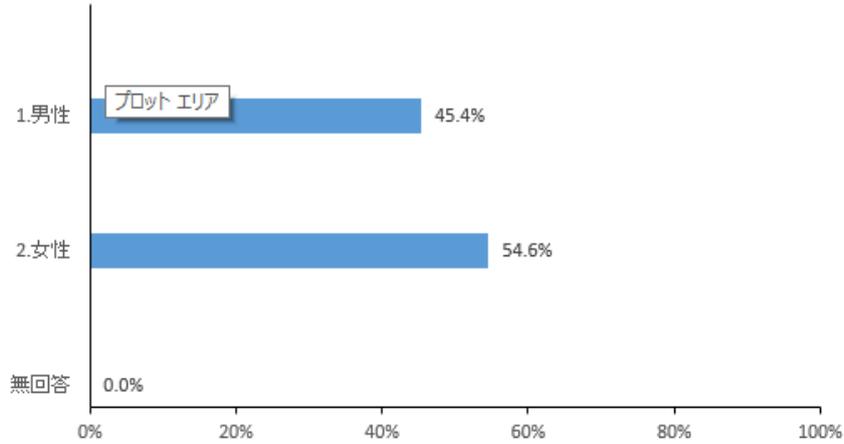


	80歳以上	70代	60代	50代	40代	20~39歳	20歳未満	無回答	合計
人数	34	27	25	6	6	23	9	0	130
構成比	26.2%	20.8%	19.2%	4.6%	4.6%	17.7%	6.9%	0.0%	

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

1. 男性 2. 女性

男女の構成比は「男性」が45.0%、「女性」が55.0%となっています。

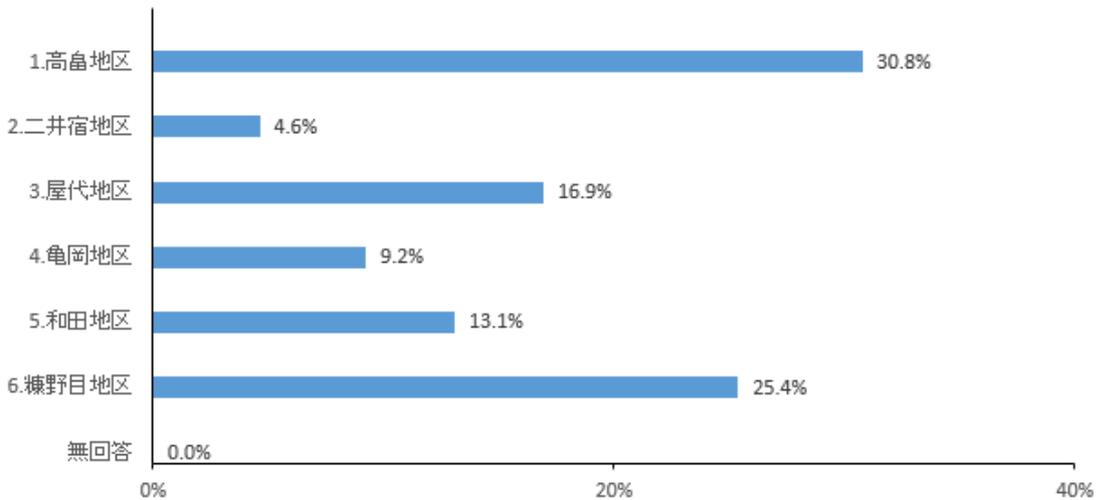


	1. 男性	2. 女性	無回答	合計
人数	59	71	0	130
構成比	45.4%	54.6%	0.0%	

問4 あなたがお住まいの地区はどこですか。(○は1つだけ)

1. 高島地区 4. 亀岡地区
2. 二井宿地区 5. 和田地区
3. 屋代地区 6. 糠野目地区

回答者の居住地は「高島地区」が30.8%、次いで「糠野目地区」が25.4%、「屋代地区」が16.9%となっています。



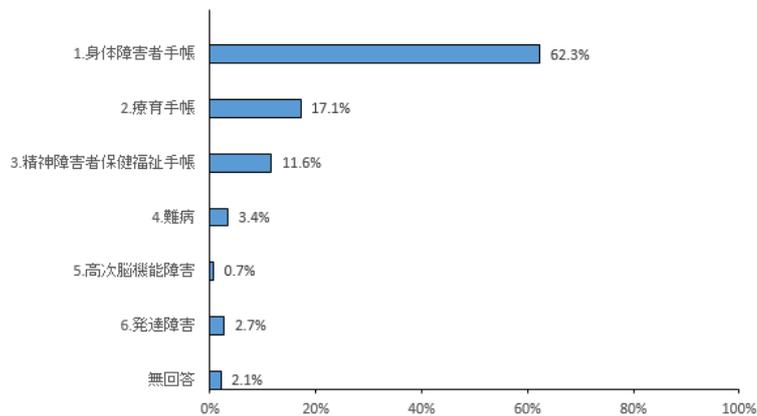
	1. 高島地区	2. 二井宿地区	3. 屋代地区	4. 亀岡地区	5. 和田地区	6. 糠野目地区	無回答	合計
人数	40	6	22	12	17	33	0	130
構成比	30.8%	4.6%	16.9%	9.2%	13.1%	25.4%	0.0%	

あなたの障がいの状況について

問5 あなたがお持ちの手帳や障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| 1. 身体障害者手帳 | 2. 療育手帳 | 3. 精神障害者保健福祉手帳 |
| 4. 難病 | 5. 高次脳機能障害 | 6. 発達障害 |

手帳や障がいに関しては「身体障害者手帳」が62.3%、次いで「療育手帳」が17.1%、「精神障害者保健福祉手帳」が11.6%、「難病」が3.4%となっています。

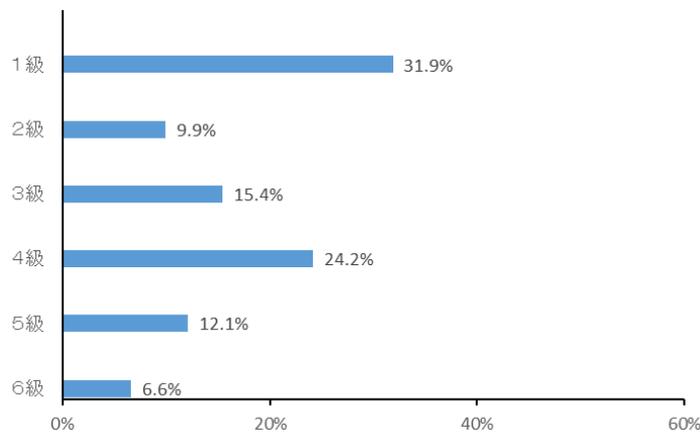


	1. 身体障害者手帳	2. 療育手帳	3. 精神障害者保健福祉手帳	4. 難病	5. 高次脳機能障害	6. 発達障害	無回答	合計
人数	91	25	17	5	1	4	3	146
構成比	62.3%	17.1%	11.6%	3.4%	0.7%	2.7%	2.1%	

問6 あなたの身体障害者手帳の等級をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 4. 4級 | 7. 持っていない |
| 2. 2級 | 5. 5級 | |
| 3. 3級 | 6. 6級 | |

身体障害手帳所持者を等級別にみると「1級」が31.9%、次いで「4級」が24.2%、「3級」がそれぞれ15.4%となっています。

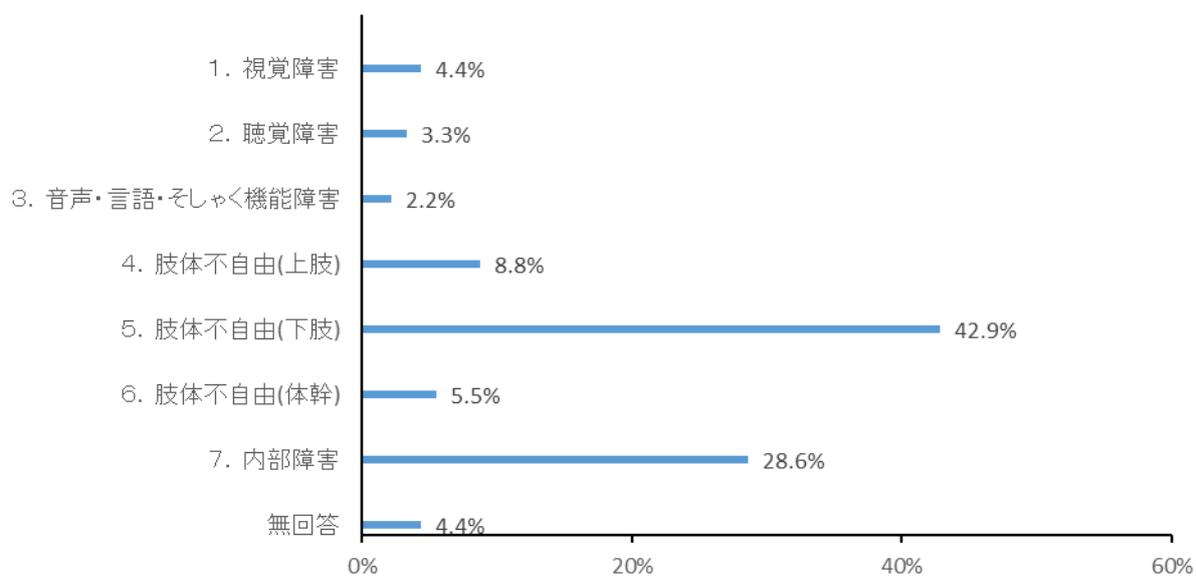


	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答	合計
人数	29	9	14	22	11	6	8	31	91
構成比	31.9%	9.9%	15.4%	24.2%	12.1%	6.6%	—	—	

問7 あなたの身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------------|--------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 4. 肢体不自由(上肢) | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 2. 聴覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) | |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 6. 肢体不自由(体幹) | |

身体障害者手帳所持者の障がいの内訳は「肢体不自由(下肢)」が42.9%、次いで「内部障害」が28.6%、「肢体不自由(上肢)」が8.8%となっています。

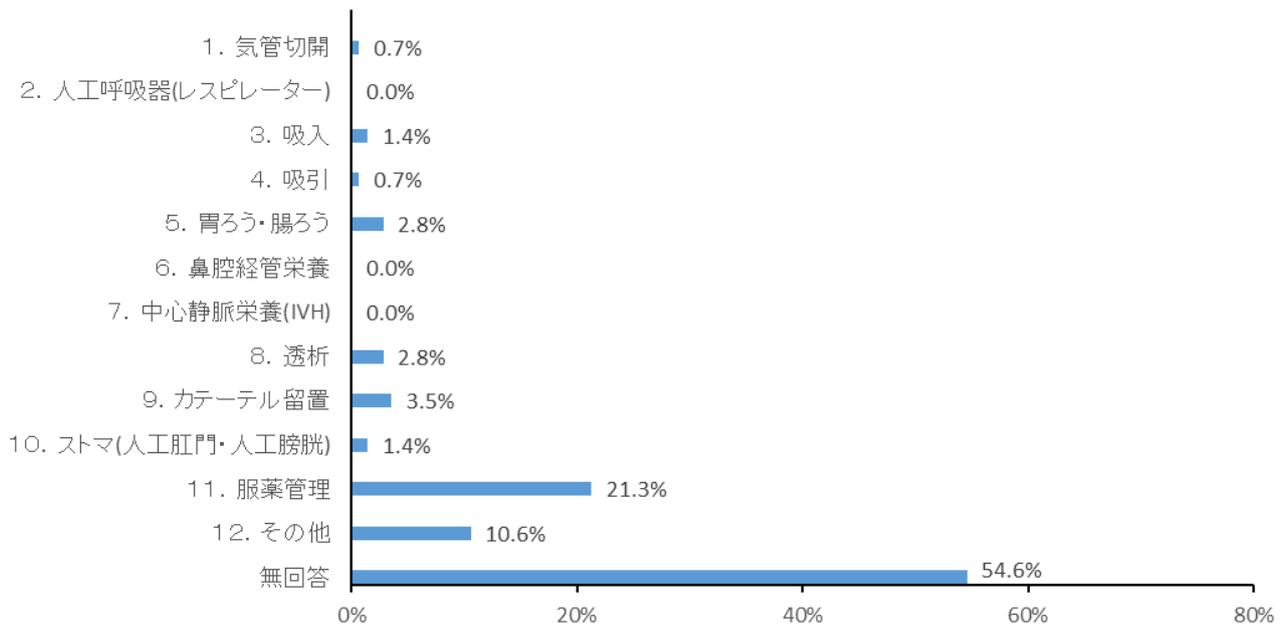


	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害	無回答	合計
人数	4	3	2	8	39	5	26	4	91
構成比	4.4%	3.3%	2.2%	8.8%	42.9%	5.5%	28.6%	4.4%	

問8 あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|
| 1. 気管切開 | 5. 胃ろう・腸ろう | 9. カテーテル留置 |
| 2. 人工呼吸器(レスピレーター) | 6. 鼻腔経管栄養 | 10. ストマ(人工肛門・人工膀胱) |
| 3. 吸入 | 7. 中心静脈栄養(IVH) | 11. 服薬管理 |
| 4. 吸引 | 8. 透析 | 12. その他 |

現在受けている医療ケアに関しては「服薬管理」が21.3%、次いで「カテーテル留置」が3.5%となっています。



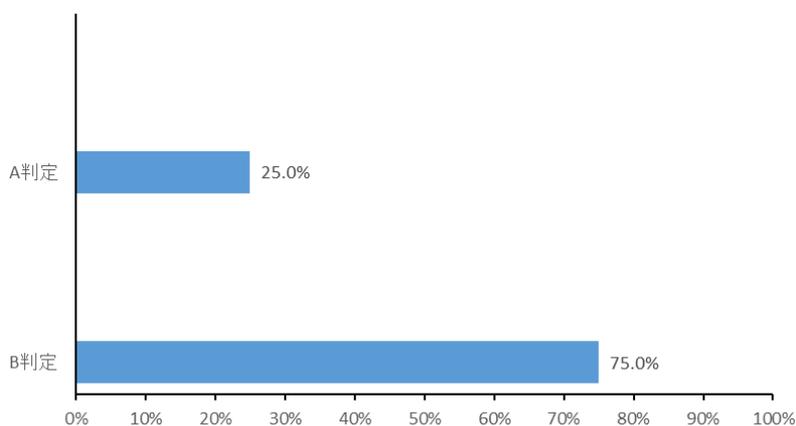
	1. 気管切開	2. 人工呼吸器(レスピレーター)	3. 吸入	4. 吸引	5. 胃ろう・腸ろう	6. 鼻腔経管栄養	7. 中心静脈栄養(IVH)
人数	1	0	2	1	4	0	0
構成比	0.7%	0.0%	1.4%	0.7%	2.8%	0.0%	0.0%

8. 透析	9. カテーテル留置	10. ストマ(人工肛門・人工膀胱)	11. 服薬管理	12. その他	無回答	合計
4	5	2	30	15	77	141
2.8%	3.5%	1.4%	21.3%	10.6%	54.6%	

問9 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- 1. A判定
- 2. B判定
- 3. 持っていない

療育手帳所持者を等級別にみると「B判定」が75.0%と多くなっており、「A判定」が25.0%となっています。

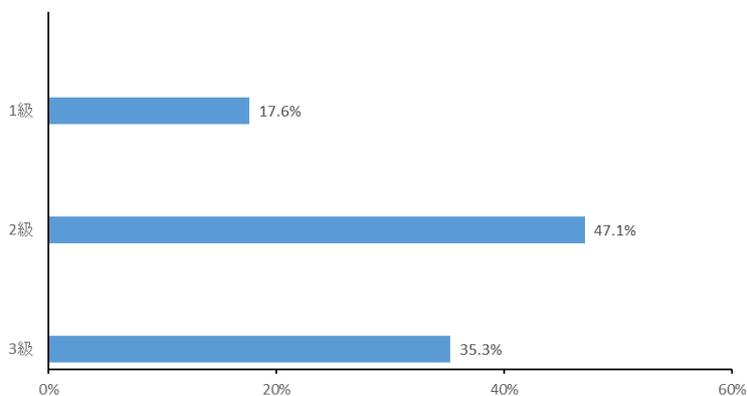


	A判定	B判定	持っていない	無回答	合計
人数	7	21	98	4	28
構成比	25.0%	75.0%	—	—	

問10 あなたは精神障害者福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- 1. 1級
- 2. 2級
- 3. 3級
- 4. 持っていない

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると「2級」が47.1%、次いで「3級」が35.3%、「1級」が17.6%となっています。



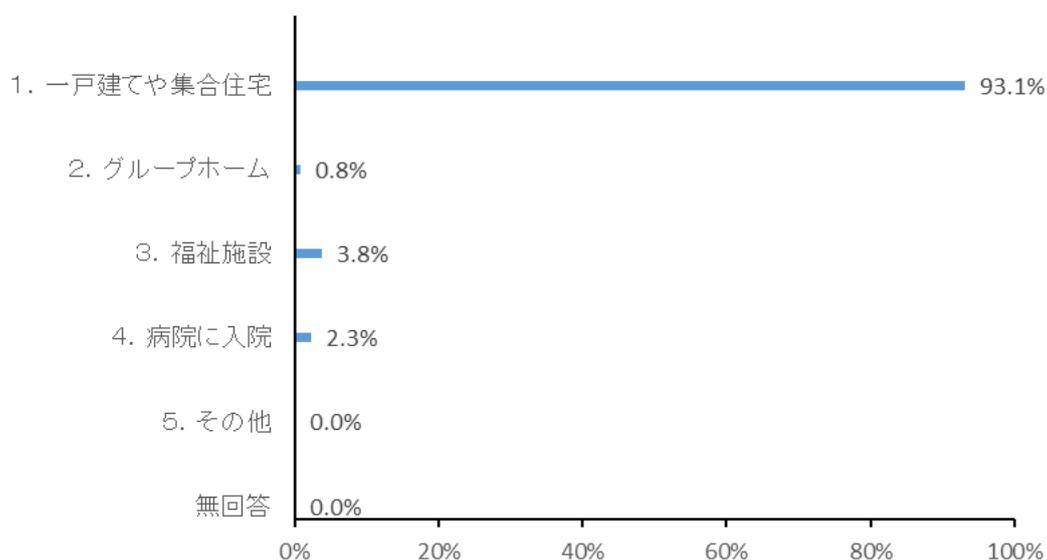
	1級	2級	3級	持っていない	無回答	合計
人数	3	8	6	106	7	17
構成比	17.6%	47.1%	35.3%	—	—	

住まいや暮らしについて

問 12 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

1. 一戸建てや集合住宅(アパート等)で暮らしている
2. グループホームで暮らしている
3. 福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている
4. 病院に入院している
5. その他()

現在の暮らしの状況に関しては「一戸建てや集合住宅(アパート等)で暮らしている」が93.1%、次いで「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」が3.8%となっています。



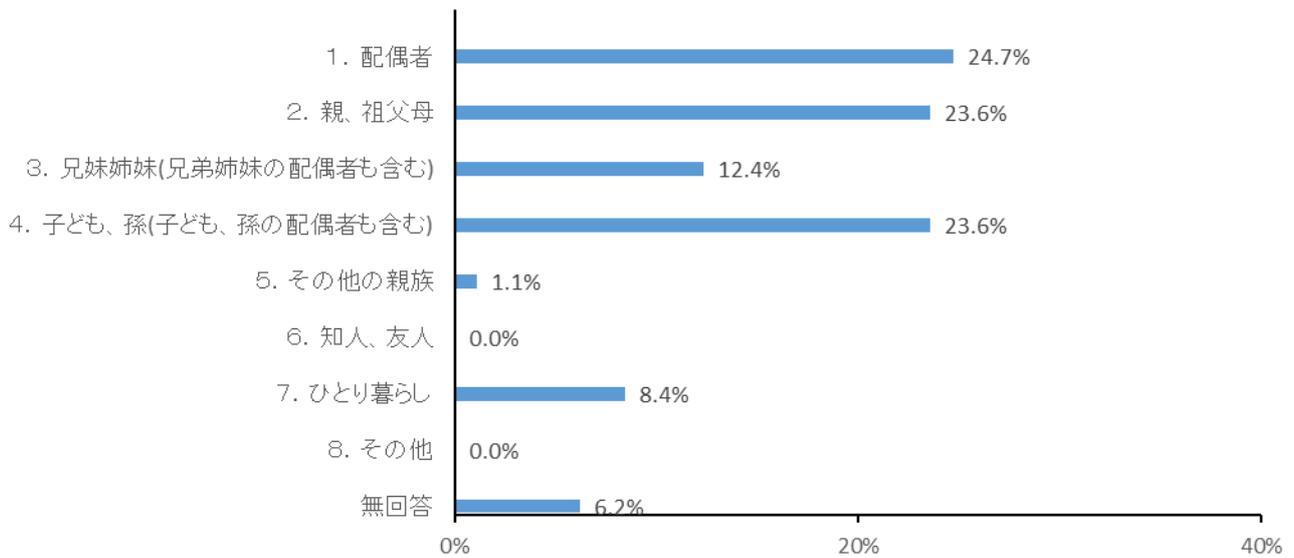
	1. 一戸建て や集合住宅	2. グループ ホーム	3. 福祉施設	4. 病院に入院	5. その他	無回答	合計
人数	121	1	5	3	0	0	130
構成比	93.1%	0.8%	3.8%	2.3%	0.0%	0.0%	

問 13(ア)、(イ)は問 12 で 1.一戸建てや集合住宅に暮らしているを選択された方のみ回答してください。

問 13(ア) あなたと同居している方を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 5. その他の親族 |
| 2. 親、祖父母 | 6. 知人・友人 |
| 3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む) | 7. ひとり暮らし |
| 4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む) | 8. その他() |

同居している人に関しては「配偶者」が 24.7%、次いで「親、祖父母」と「子供、孫」が 23.6% となっています。



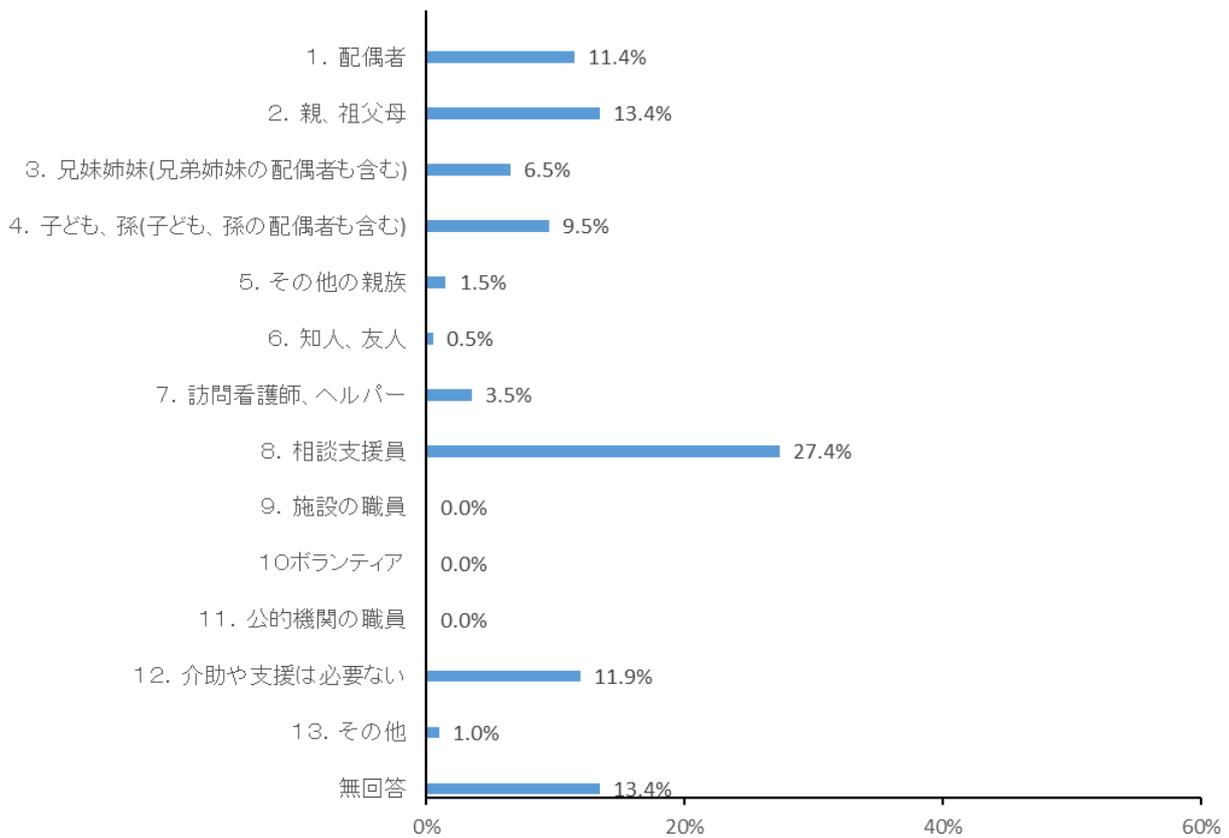
	1. 配偶者	2. 親、祖父母	3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む)	4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)	5. その他の親族	6. 知人、友人	7. ひとり暮らし	8. その他	無回答	合計
人数	44	42	22	42	2	0	15	0	11	178
構成比	24.7%	23.6%	12.4%	23.6%	1.1%	0.0%	8.4%	0.0%	6.2%	

問 13(イ) あなたが、介助を受けている方を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 配偶者 | 8. 相談支援事業所の相談支援員 |
| 2. 親、祖父母 | 9. 施設の職員、世話人 |
| 3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む) | 10. ボランティア、NPO の職員 |
| 4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む) | 11. 公的機関の職員(保健所等) |
| 5. その他の親族 | 12. 介助や支援は必要ない |
| 6. 知人、友人 | 13. その他() |
| 7. 訪問看護師、ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者 | |

誰に介助を受けているかに関しては「相談支援事業所の相談支援員」が 27.4%、次いで「親、祖父母」が 13.4%、「配偶者」が 11.4%となっています。



	1. 配偶者	2. 親、祖父母	3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む)	4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)	5. その他の親族	6. 知人、友人	7. 訪問看護師、ヘルパー	8. 相談支援員
人数	23	27	13	19	3	1	7	55
構成比	11.4%	13.4%	6.5%	9.5%	1.5%	0.5%	3.5%	27.4%

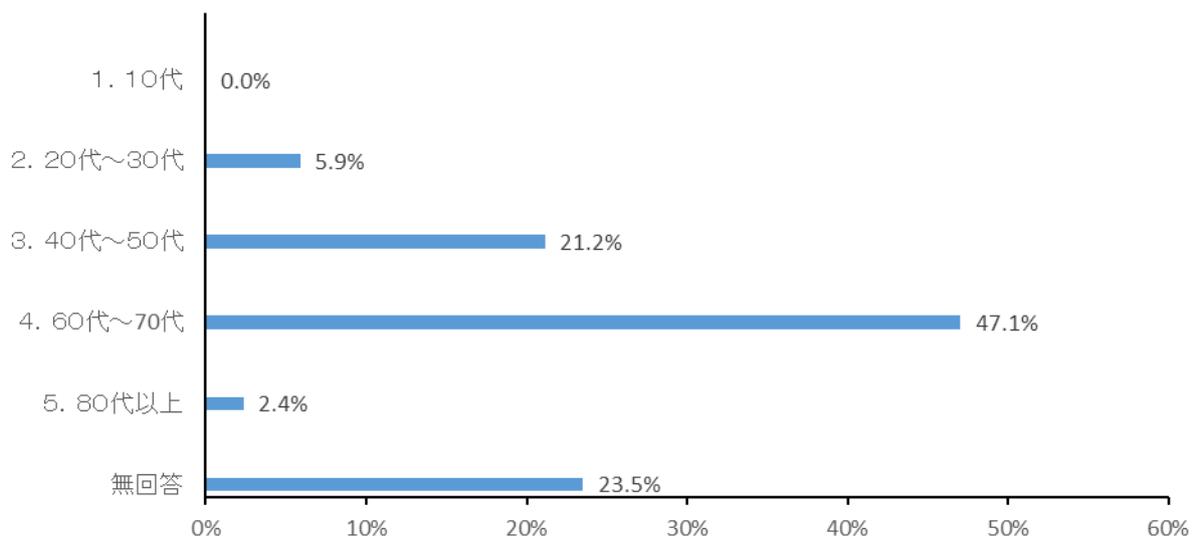
9. 施設の職員	10. ボランティア	11. 公的機関の職員	12. 介助や支援は必要ない	13. その他	無回答	合計
0	0	0	24	2	27	201
0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	1.0%	13.4%	

問 13(イ)で 1.配偶者～5.その他の親族を選択された方のみ回答してください。

問 13(ウ) 中心的に介助をしている方の年代を教えてください。(○は1つだけ)

- 1. 10代
- 2. 20代～30代
- 3. 40代～50代
- 4. 60代～70代
- 5. 80代以上

介助をしてくれている人の年代に関しては「60代～70代」が47.1%、次いで「40代～50代」が21.2%となっています。



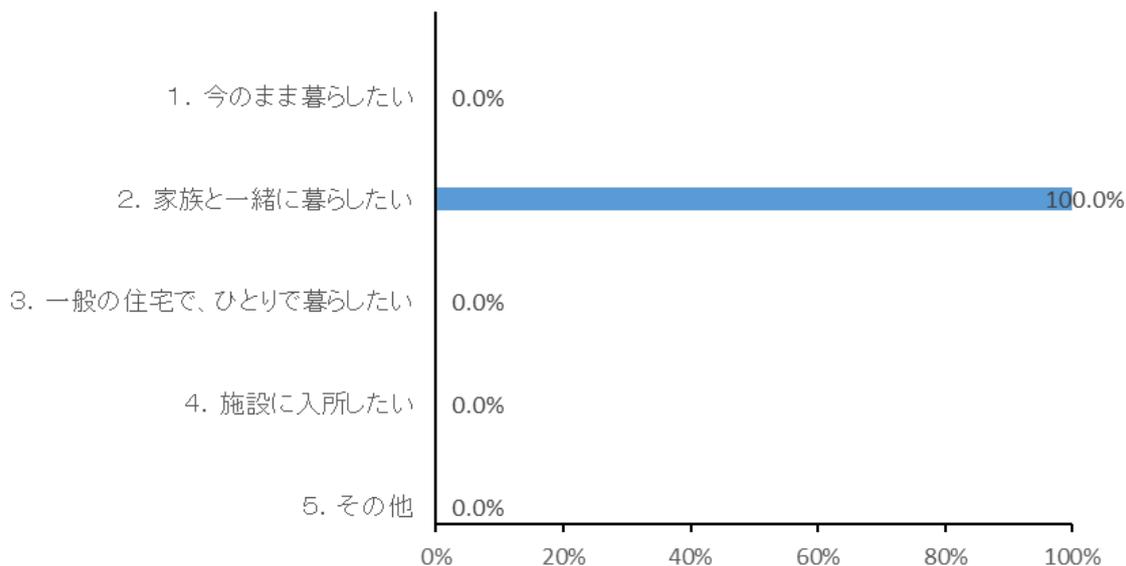
	1. 10代	2. 20代～30代	3. 40代～50代	4. 60代～70代	5. 80代以上	無回答	合計
人数	0	5	18	40	2	20	85
構成比	0.0%	5.9%	21.2%	47.1%	2.4%	23.5%	

問 12 で 2.グループホームで暮らしているを選択された方のみ回答してください。

問 14 あなたは、将来どのような暮らしかたをしたいと思いますか。（〇は1つだけ）

- 1. 今のまま暮らしたい
- 2. 家族と一緒に暮らしたい
- 3. 一般の住宅で、ひとり暮らしをしたい
- 4. 施設に入所したい
- 5. その他()

グループホームで暮らしている人の将来の暮らし方に関しては「家族と一緒に暮らしたい」が100%であった。



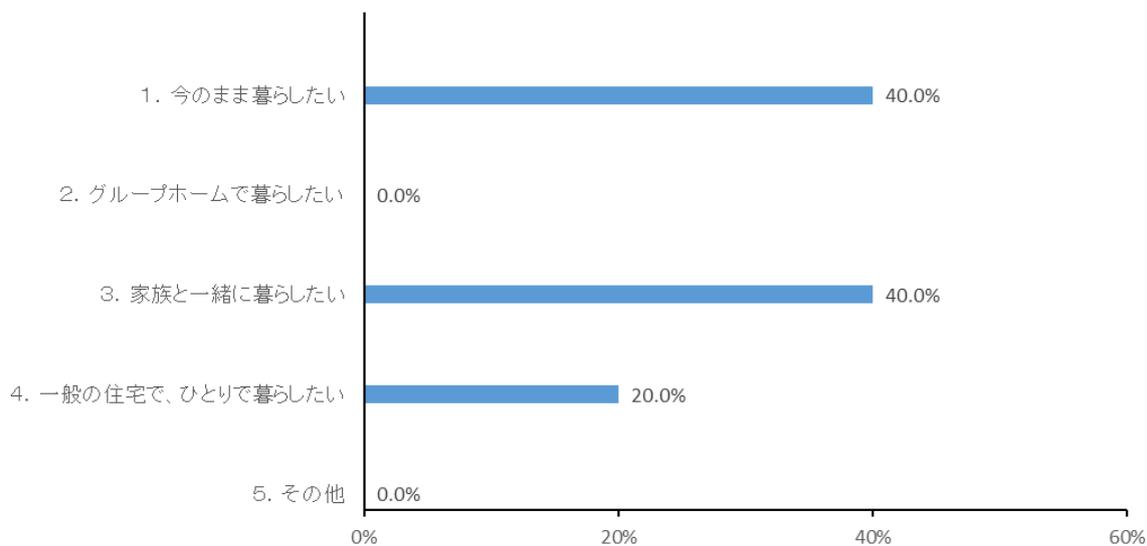
	1. 今のまま暮らしたい	2. 家族と一緒に暮らした	3. 一般の住宅で、ひとり	4. 施設に入所したい	5. その他	合計
人数	0	1	0	0	0	1
構成比	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

問 15 は、問 12 で 3.福祉施設で暮らしているを選択された方のみ回答ください。

問 15 あなたは、将来どのような暮らしかたをしたいと思いますか。（〇は1つだけ）

- 1. 今のまま暮らしたい
- 2. グループホームで暮らしたい
- 3. 家族と一緒に暮らしたい
- 4. 一般の住宅で、ひとり暮らしをしたい
- 5. その他()

福祉施設で暮らしている人の将来の暮らし方に関しては「家族と一緒に暮らしたい」と「今のまま暮らしたい」が共に 40.0%となっています。

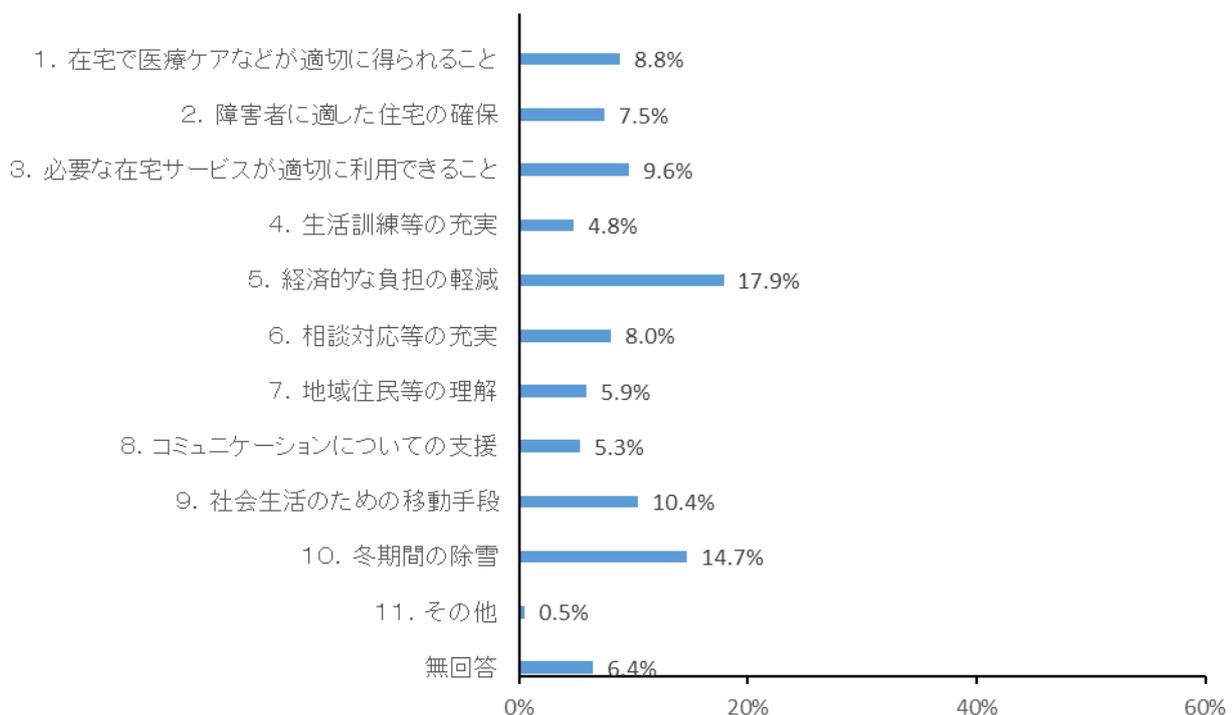


	1. 今のまま暮らしたい	2. グループホームで暮らしたい	3. 家族と一緒に暮らしたい	4. 一般の住宅で、ひとりで暮らしたい	5. その他	合計
人数	2	0	2	1	0	5
構成比	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	

問 16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること | 7. 地域住民等の理解 |
| 2. 障がい者に適した住居の確保 | 8. コミュニケーションについての支援 |
| 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 9. 社会生活のための移動手段 |
| 4. 生活訓練等の充実 | 10. 冬期間の除雪 |
| 5. 経済的な負担の軽減 | 11. その他() |
| 6. 相談対応等の充実 | |

地域で生活するために必要な支援に関しては「経済的な負担の軽減」が17.9%、次いで「冬の除雪」が14.7%、「社会生活のための移動手段」が10.4%となっています。



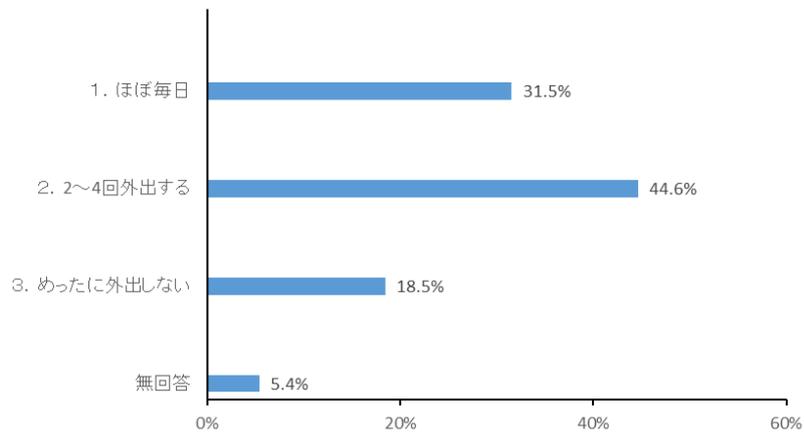
	1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	2. 障がい者に適した住宅の確保	3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	4. 生活訓練等の充実	5. 経済的な負担の軽減	6. 相談対応等の充実	7. 地域住民等の理解	8. コミュニケーションについての支援	9. 社会生活のための移動手段	10. 冬期間の除雪	11. その他	無回答	合計
人数	33	28	36	18	67	30	22	20	39	55	2	24	374
構成比	8.8%	7.5%	9.6%	4.8%	17.9%	8.0%	5.9%	5.3%	10.4%	14.7%	0.5%	6.4%	

日中活動や就労についてお聞きします。

問 17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日 2. 2~4回外出する 3. めったに外出しない

1週間の外出の頻度に関しては「2~4回外出する」が44.6%、次いで「ほぼ毎日」が31.5%、「めったに外出しない」が18.5%となっています。

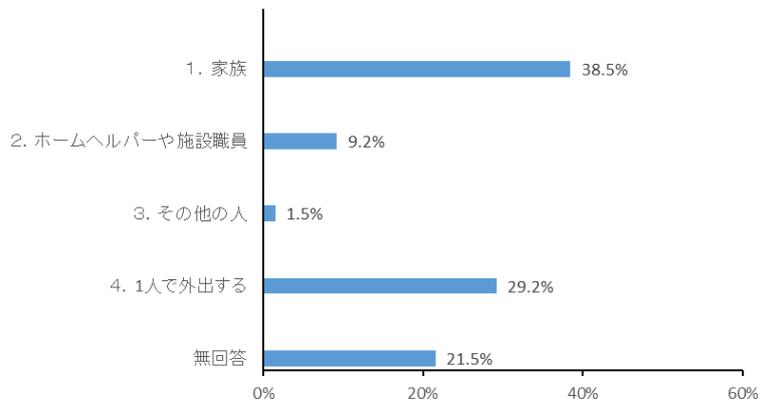


	1. ほぼ毎日	2. 2~4回外出する	3. めったに外出しない	無回答	合計
人数	41	58	24	7	130
構成比	31.5%	44.6%	18.5%	5.4%	

問 18 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか(○は1つだけ)

1. 家族 3. その他の人(ボランティア等)
2. ホームヘルパーや施設の職員 4. 1人で外出する

外出する際の同伴者に関しては「家族」が38.5%、次いで「1人で外出する」が29.2%、「ホームヘルパーや施設の職員」が9.2%となっています。



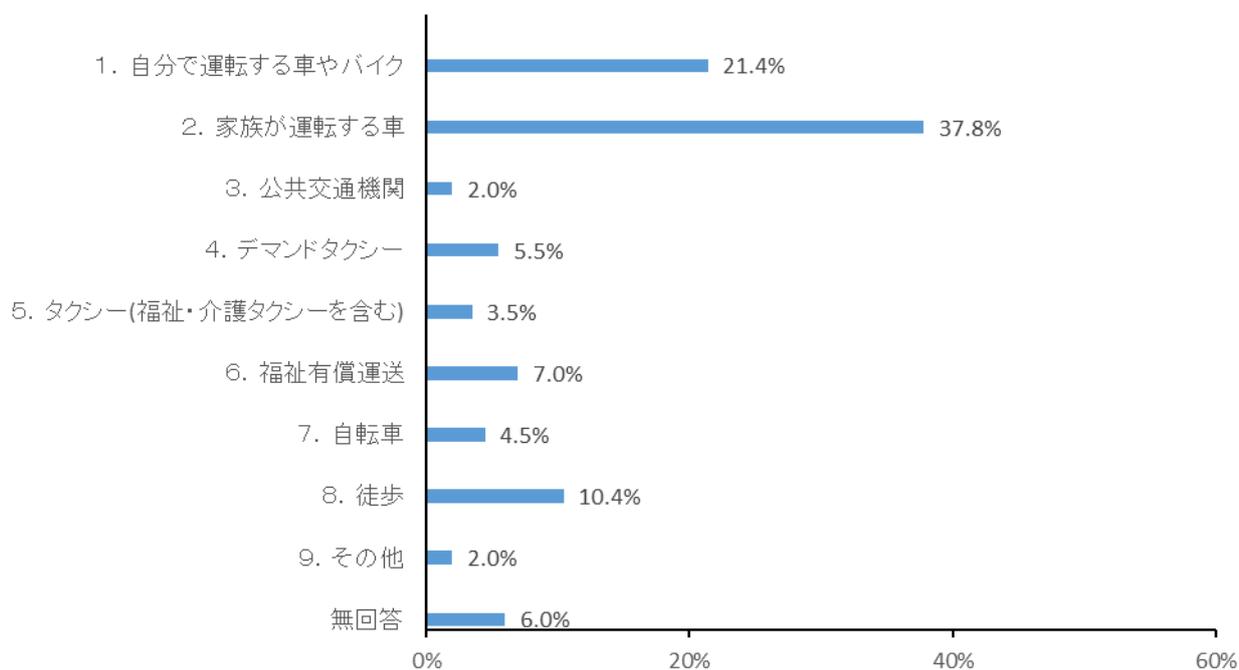
	1. 家族	2. ホームヘルパーや施設職員	3. その他の人	4. 1人で外出する	無回答	合計
人数	50	12	2	38	28	130
構成比	38.5%	9.2%	1.5%	29.2%	21.5%	

問 19 あなたは外出する際の主な移動手段はなんですか

(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 自分で運転する車やバイク | 6. 福祉有償運送 |
| 2. 家族が運転する車 | 7. 自転車 |
| 3. 公共交通機関(電車、バス等) | 8. 徒歩 |
| 4. デマンドタクシー | 9. その他() |
| 5. タクシー(福祉・介護タクシーを含む) | |

外出する際の主な交通手段に関しては「家族が運転する車」が 37.8%、次いで「自分が運転する車やバイク」が 21.4%となっています。



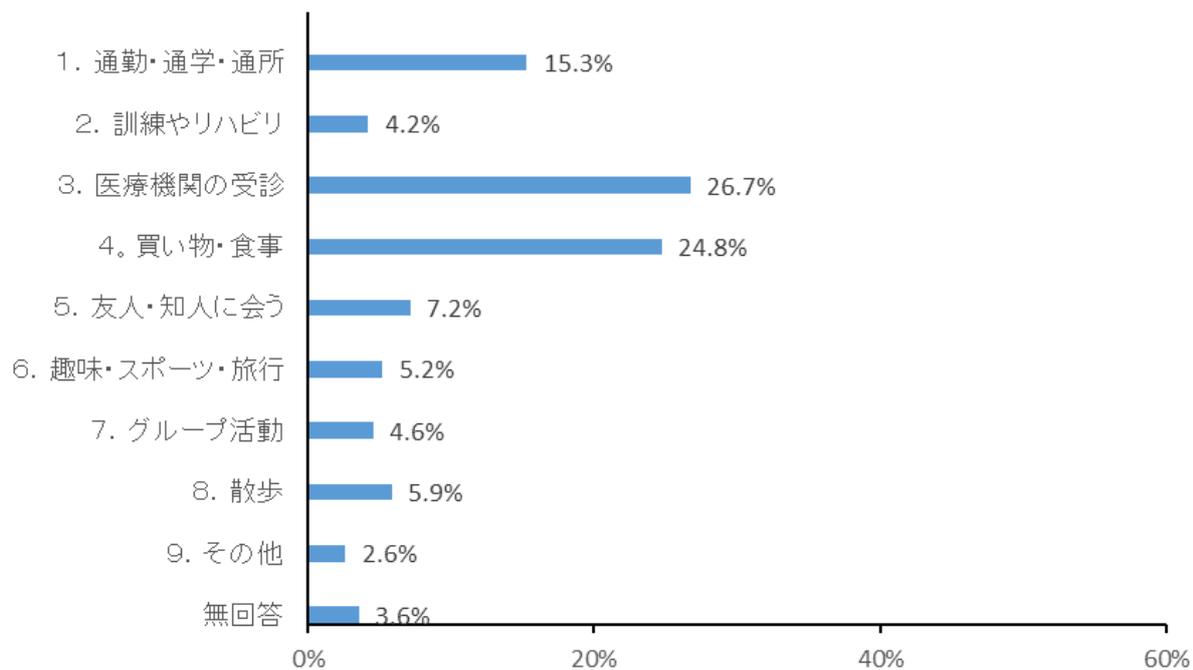
	1. 自分で運転する車やバイク	2. 家族が運転する車	3. 公共交通機関	4. デマンドタクシー	5. タクシー(福祉・介護タクシーを含む)	6. 福祉有償運送	7. 自転車	8. 徒歩	9. その他	無回答	合計
人数	43	76	4	11	7	14	9	21	4	12	201
構成比	21.4%	37.8%	2.0%	5.5%	3.5%	7.0%	4.5%	10.4%	2.0%	6.0%	

問 20 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤・通学・通所 4. 買い物や食事に行く 7. グループ活動に参加する
 2. 訓練やリハビリに行く 5. 友人・知人に会う 8. 散歩に行く
 3. 医療機関への受診 6. 趣味・スポーツ・旅行 9. その他()

外出目的に関しては「医療機関の受診」が 26.7%、次いで「買い物や食事に行く」が 24.8%と
 なっています。

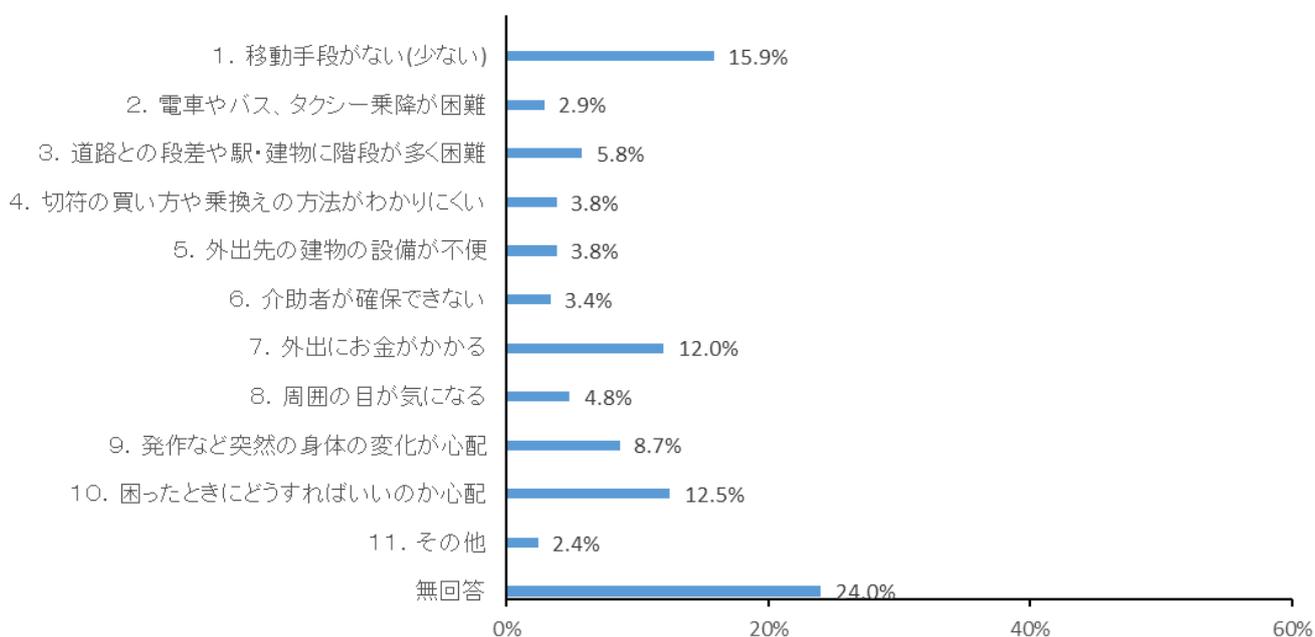


	1. 通勤・通学・通所	2. 訓練やリハビリ	3. 医療機関の受診	4. 買い物・食事	5. 友人・知人に会う	6. 趣味・スポーツ・旅行	7. グループ活動	8. 散歩	9. その他	無回答	合計
人数	47	13	82	76	22	16	14	18	8	11	307
構成比	15.3%	4.2%	26.7%	24.8%	7.2%	5.2%	4.6%	5.9%	2.6%	3.6%	

問 21 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. 移動手段がない(少ない) | 7. 外出にお金がかかる |
| 2. 電車やバス、タクシーの乗り降りが困難 | 8. 周囲の目が気になる |
| 3. 道路との段差や駅や建物に階段が多く困難 | 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい | 10. 困った時にどうすればいいのか心配 |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター) | 11. その他() |
| 6. 介助者が確保できない | |

外出時に困ることに関しては「移動手段がない(少ない)」が 13.9%、次いで「外出にお金がかかる」が 13.1%となっています。

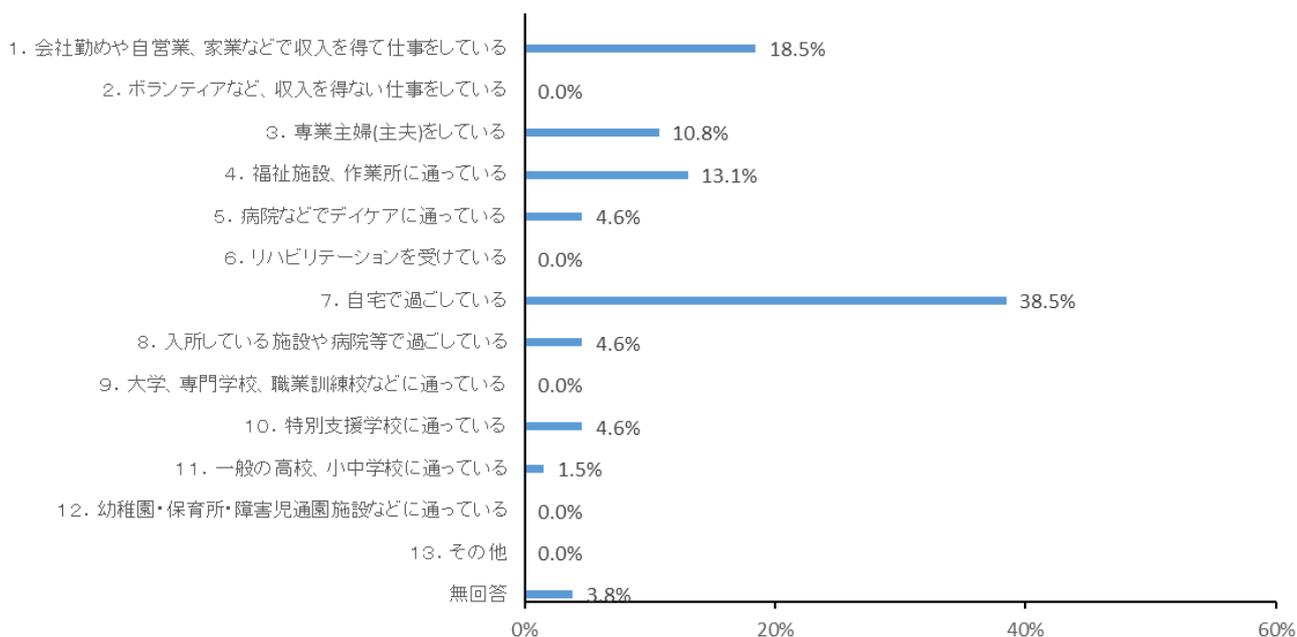


	1. 移動手段がない(少ない)	2. 電車やバス、タクシー乗降が困難	3. 道路との段差や駅・建物に階段が多く困難	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5. 外出先の建物の設備が不便	6. 介助者が確保できない	7. 外出にお金がかかる	8. 周囲の目が気になる	9. 発作など突然の身体の変化が心配	10. 困ったときにどうすればいいのか心配	11. その他	無回答	合計
人数	33	6	12	8	8	7	25	10	18	26	5	50	208
構成比	15.9%	2.9%	5.8%	3.8%	3.8%	3.4%	12.0%	4.8%	8.7%	12.5%	2.4%	24.0%	

問 22 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

- 1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
- 2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
- 3. 専業主婦(主夫)をしている
- 4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援 A 型も含む)
- 5. 病院などのデイケアに通っている
- 6. リハビリテーションを受けている
- 7. 自宅で過ごしている
- 8. 入所している施設や病院等で過ごしている
- 9. 大学、専門学校、職業訓練校等に通っている
- 10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている
- 11. 一般の高校、小中学校に通っている
- 12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設等に通っている
- 13. その他

平日の日中の過ごし方に関しては「自宅で過ごしている」が 38.5%、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 18.5%、「福祉施設・作業所に通っている」が 13.1% となっています。



	1. 会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	3. 専業主婦(主夫)をしている	4. 福祉施設、作業所に通っている	5. 病院などでデイケアに通っている	6. リハビリテーションを受けている	7. 自宅で過ごしている
人数	24	0	14	17	6	0	50
構成比	18.5%	0.0%	10.8%	13.1%	4.6%	0.0%	38.5%

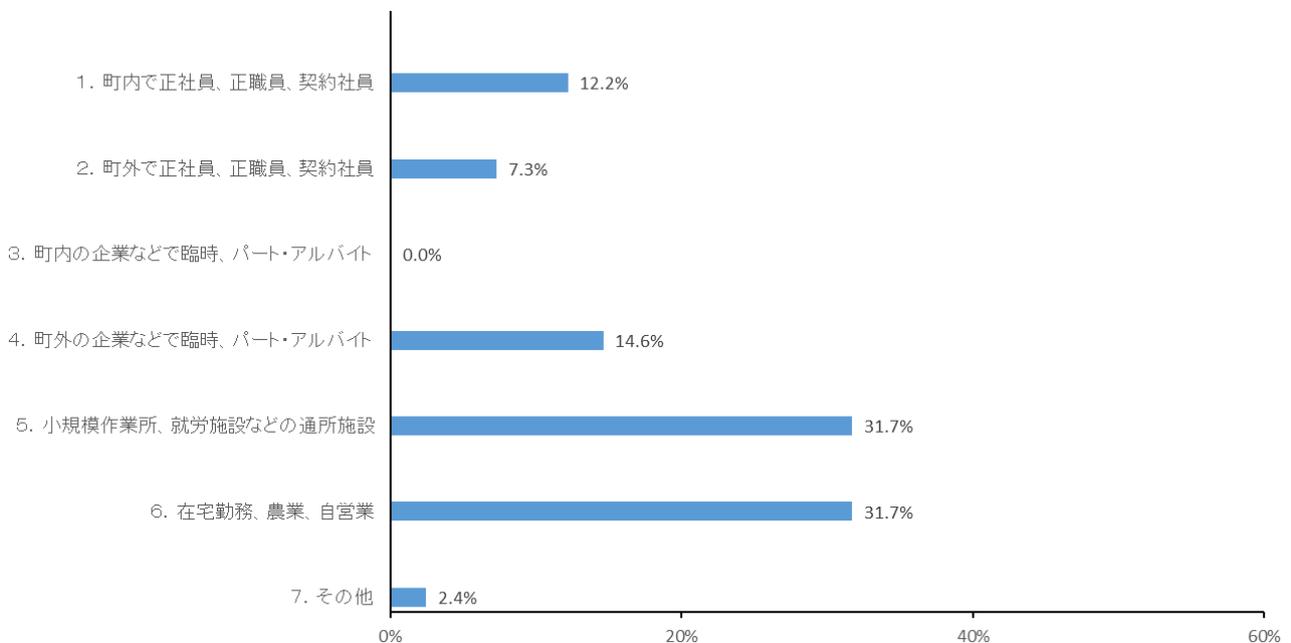
8. 入所している施設や病院等で過ごしている	9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	10. 特別支援学校に通っている	11. 一般の高校、小中学校に通っている	12. 幼稚園・保育所・障害児通園施設などに通っている	13. その他	無回答	合計
6	0	6	2	0	0	5	130
4.6%	0.0%	4.6%	1.5%	0.0%	0.0%	3.8%	

問 22 で「1.収入を得て仕事をしている」または「4.福祉施設、作業所等に通っている」を選択した方のみ回答ください

問 23(ア) 就労場所はどこですか。(○は1つだけ)

1. 町内の企業などで、正社員、正職員、契約社員として働いている
2. 町外の企業などで、正社員、正職員、契約社員として働いている
3. 町内の企業などで、臨時、パート・アルバイトとして働いている
4. 町外の企業などで、臨時、パート・アルバイトとして働いている
5. 小規模作業所、就労支援施設等の通所施設で働いている
6. 在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている
7. その他()

就労場所に関しては「在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている」と、「小規模作業所、就労支援施設等の通所施設で働いている」がそれぞれ 31.7%となっています。



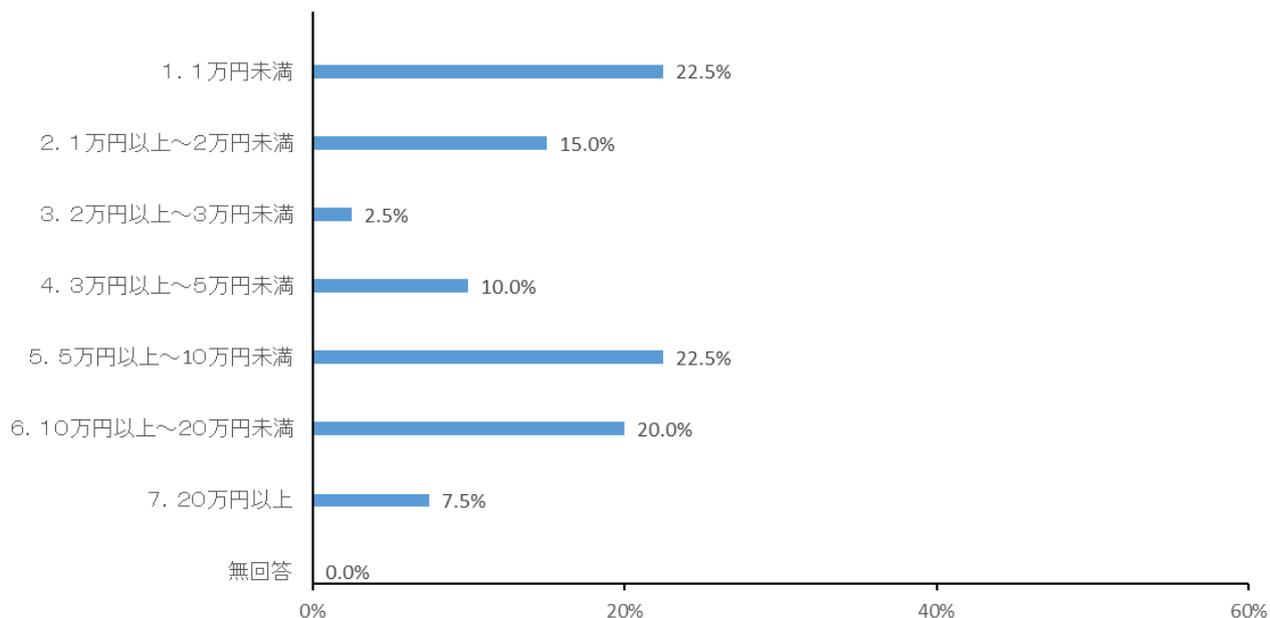
	1. 町内で正社員、正職員、契約社員として働いている	2. 町外で正社員、正職員、契約社員として働いている	3. 町内の企業などで臨時、パート・アルバイトとして働いている。	4. 町外の企業などで臨時、パート・アルバイトとして働いている。	5. 小規模作業所、就労施設などの通所施設で働いている。	6. 在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている	7. その他	無回答	合計
人数	5	3	0	6	13	13	1	89	41
構成比	12.2%	7.3%	0.0%	14.6%	31.7%	31.7%	2.4%		

問 23(イ) 就労の場で得る月収(賃金、工賃等)はどれくらいですか。

差し支えない範囲でお答えください。(○は1つだけ)

- 1. 1万円未満
- 2. 1万円以上～2万円未満
- 3. 2万円以上～3万円未満
- 4. 3万円以上～5万円未満
- 5. 5万円以上～10万円未満
- 6. 10万円以上～20万円未満
- 7. 20万円未満

就労で得る月収(賃金・工賃等)に関しては「5万円以上～10万円未満」と「1万円未満」がそれぞれ22.5%となっています。



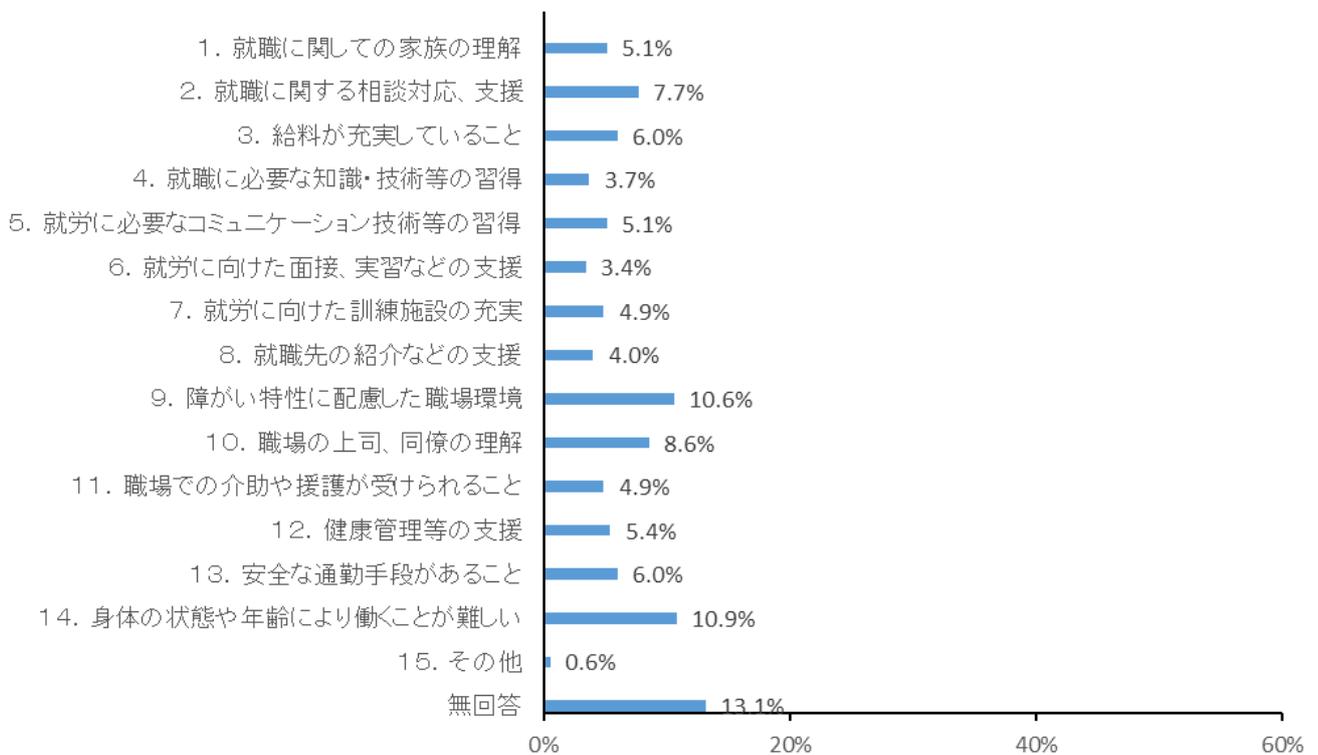
	1. 1万円未満	2. 1万円以上～2万円未満	3. 2万円以上～3万円未満	4. 3万円以上～5万円未満	5. 5万円以上～10万円未満	6. 10万円以上～20万円未満	7. 20万円以上	無回答	合計
人数	9	6	1	4	9	8	3	90	40
構成比	22.5%	15.0%	2.5%	10.0%	22.5%	20.0%	7.5%		

問 24 働くために重要だと思われることに○をつけてください

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 就職についての家族の理解 | 9. 障がい特性に配慮した職場環境 |
| 2. 就職についての相談対応、支援 | 10. 職場の上司、同僚理解 |
| 3. 給料が充実していること | 11. 職場での介助や援護が受けられること |
| 4. 就職に必要な知識・技術等の習得 | 12. 健康管理等の支援 |
| 5. 就職に必要なコミュニケーション技術等の習得 | 13. 安全な通勤手段があること |
| 6. 就労に向けた面接、実習などの支援 | 14. 身体の状態や年齢により働くことが難しい |
| 7. 就労に向けた訓練施設の充実 | 15. その他() |
| 8. 就職先の紹介などの支援 | |

働くことに重要だと思われることに関しては「身体の状態や年齢により働くことが難しい」が10.9%、次いで「障がい特性に配慮した職場環境」が10.6%となっています。



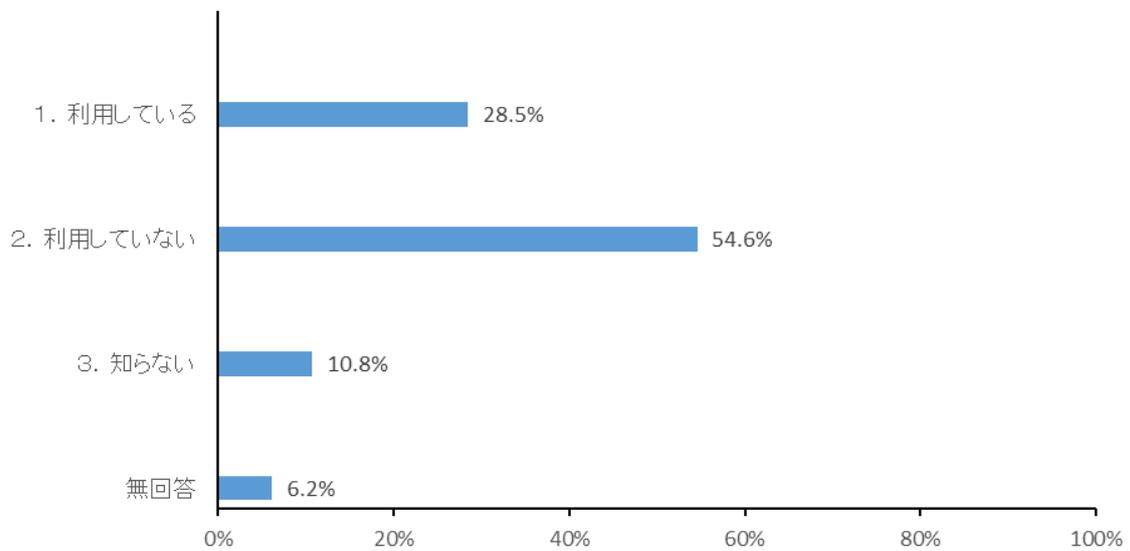
	1. 就職についての家族の理解	2. 就職に関する相談対応、支援	3. 給料が充実していること	4. 就職に必要な知識・技術等の習得	5. 就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	6. 就労に向けた面接、実習などの支援	7. 就労に向けた訓練施設の充実	8. 就職先の紹介などの支援
人数	18	27	21	13	18	12	17	14
構成比	5.1%	7.7%	6.0%	3.7%	5.1%	3.4%	4.9%	4.0%

9. 障がい特性に配慮した職場環境	10. 職場の上司、同僚の理解	11. 職場での介助や援護が受けられること	12. 健康管理等の支援	13. 安全な通勤手段があること	14. 身体の状態や年齢により働くことが難しい	15. その他	無回答	合計
37	30	17	19	21	38	2	46	350
10.6%	8.6%	4.9%	5.4%	6.0%	10.9%	0.6%	13.1%	

問 25(ア) あなたは障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用していますか (○は1つだけ)

- 1. 利用している
- 2. 利用していない
- 3. そのようなサービスがあるということを知らない

障害福祉サービスまたは障害児通所サービスの利用に関しては「利用している」が28.5%、「利用していない」が54.6%、「知らない」が10.8%となっています。



	1. 利用している	2. 利用していない	3. 知らない	無回答	合計
人数	37	71	14	8	130
構成比	28.5%	54.6%	10.8%	6.2%	

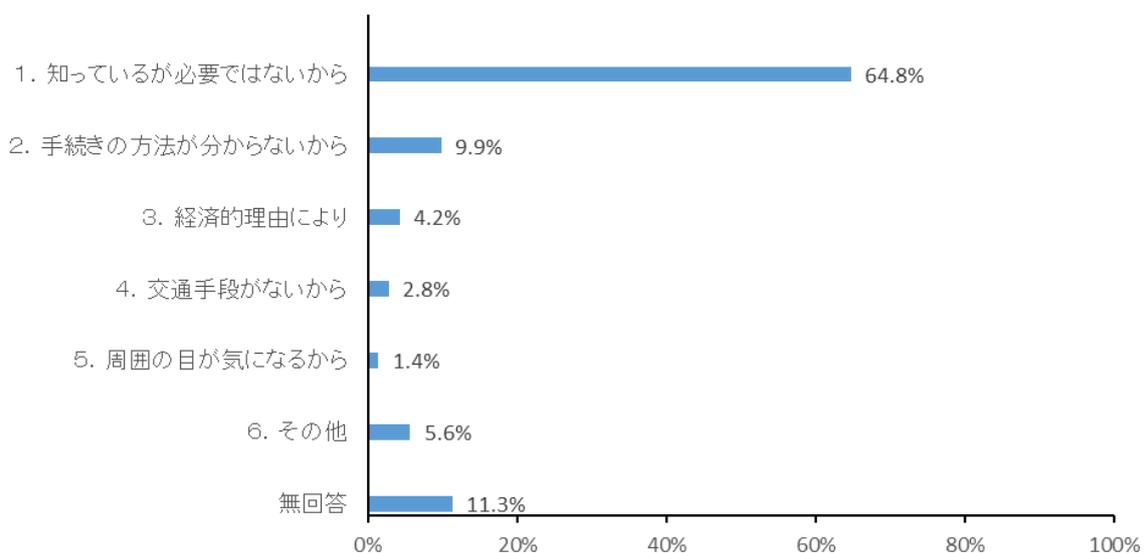
障害福祉サービスについてお聞きします。

問 25(ア)で 2.利用していないとお答えの方のみ回答ください。

問 25(イ) 利用していない理由は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. サービスの内容は知っているが、必要ではないから
2. 利用のための手続きの方法がわからないから
3. サービスを利用したいが、経済的理由により
4. サービスを利用したいが、利用するための交通手段がないから
5. サービスを利用するにあたって周囲の目が気になるから
6. その他()

障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用していない理由に関しては「サービスの内容は知っているが、必要ではないから」が 64.8%、次いで「利用のための手続きの方法がわからないから」が 9.9%となっています。



	1. 知っているが必要ではないから	2. 手続きの方法がわからないから	3. 経済的理由により	4. 交通手段がないから	5. 周囲の目が気になるから	6. その他	無回答	合計
人数	46	7	3	2	1	4	8	71
構成比	64.8%	9.9%	4.2%	2.8%	1.4%	5.6%	11.3%	

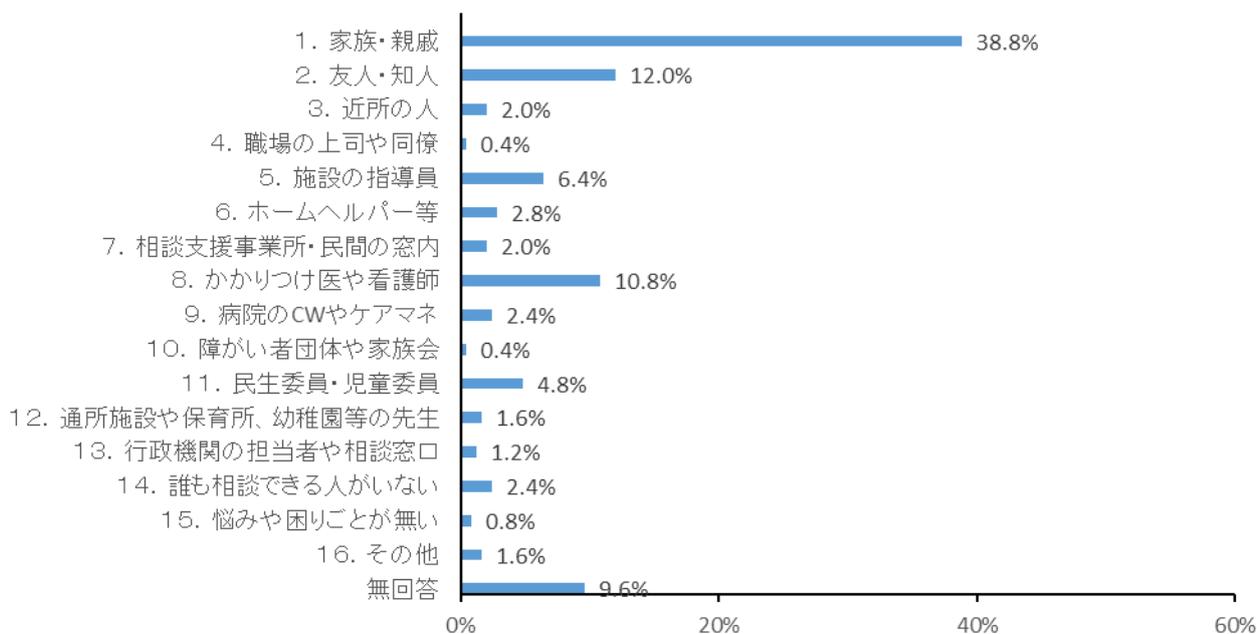
相談相手についてお聞きします。

問 26 あなたは、ふだん悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。

(よく相談する方で、3つ以内で○)

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1. 家族、親せき | 9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー |
| 2. 友人、知人 | 10. 障がい者団体や家族会 |
| 3. 近所の人 | 11. 民生委員、児童委員 |
| 4. 職場の上司や同僚 | 12. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 |
| 5. 施設の指導員など | 13. 行政機関の担当者や相談窓口 |
| 6. ホームヘルパーやサービス事業所の人 | 14. 誰も相談できる人がいない |
| 7. 相談支援事業所などの民間の窓口 | 15. 悩み事や困りごとはない |
| 8. かかりつけの医師や看護師 | 16. その他() |

悩みや困ったことを誰に相談するかに関しては「家族、親せき」が 38.8%、次いで「友人・知人」が 12.0%となっています。



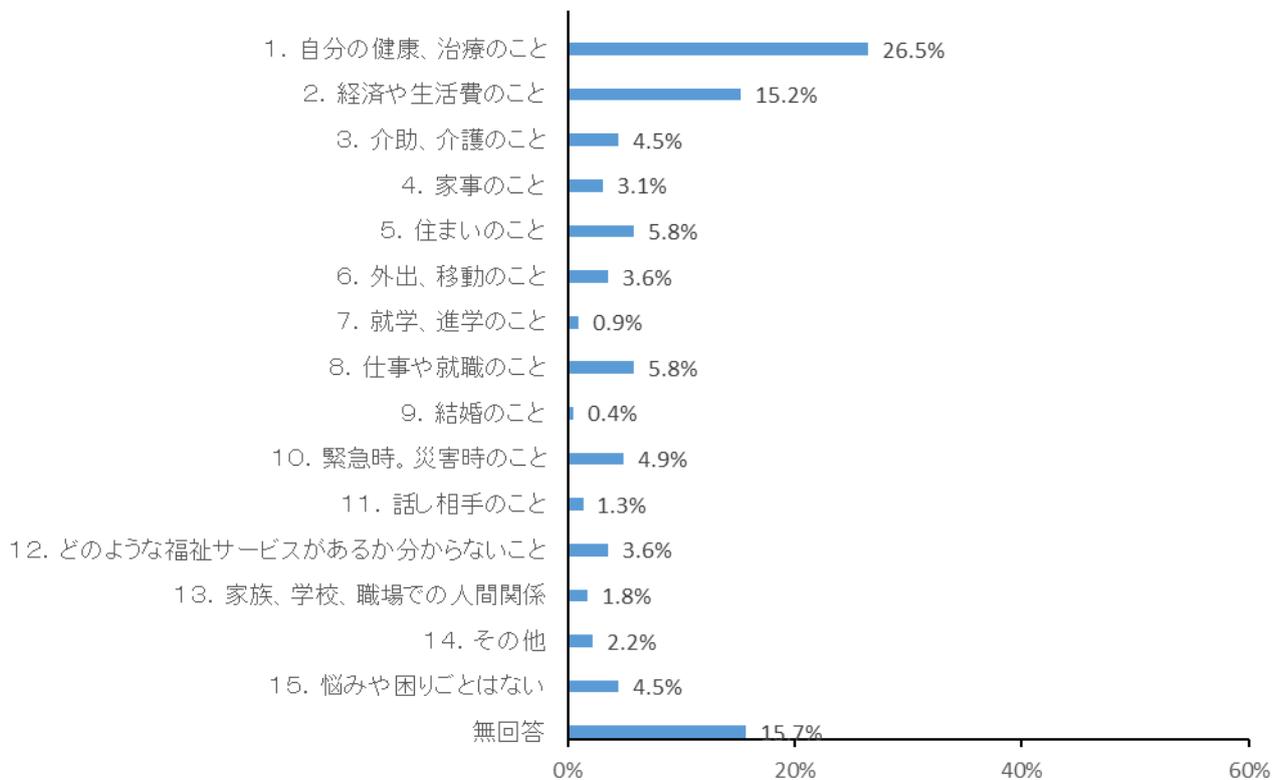
	1. 家族・親戚	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員	6. ホームヘルパー等	7. 相談支援事業所・民間の窓内	8. かかりつけ医や看護師	9. 病院のCWやケアマネ
人数	97	30	5	1	16	7	5	27	6
構成比	38.8%	12.0%	2.0%	0.4%	6.4%	2.8%	2.0%	10.8%	2.4%

10. 障がい者団体や家族会	11. 民生委員・児童委員	12. 通所施設や保育所、幼稚園等の先生	13. 行政機関の担当者や相談窓口	14. 誰も相談できる人がいない	15. 悩みや困りごとが無い	16. その他	無回答	合計
1	12	4	3	6	2	4	24	250
0.4%	4.8%	1.6%	1.2%	2.4%	0.8%	1.6%	9.6%	

問 27 あなたが悩んでいることや誰かに相談したいことはどれですか
(○は、3つ以内)

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 自分の健康、治療のこと | 9. 結婚のこと |
| 2. 経済や生活費のこと | 10. 緊急時、災害のこと |
| 3. 介助、介護のこと | 11. 話し相手のこと |
| 4. 家事(炊事、洗濯、掃除)のこと | 12. どのような福祉サービスがあるかわからないこと |
| 5. 住まいのこと | 13. 家族、学校、職場などでの人間関係 |
| 6. 外出、移動のこと | 14. その他() |
| 7. 就学、進学のこと | 15. 悩み事や困りごとはない |
| 8. 仕事や就職のこと | |

悩みや相談したいことの内容に関しては「自分の健康、治療のこと」が26.5%、次いで「経済や生活費のこと」が15.2%となっています。



	1. 自分の健康、治療のこと	2. 経済や生活費のこと	3. 介助、介護のこと	4. 家事のこと	5. 住まいのこと	6. 外出、移動のこと	7. 就学、進学のこと	8. 仕事や就職のこと	9. 結婚のこと
人数	59	34	10	7	13	8	2	13	1
構成比	26.5%	15.2%	4.5%	3.1%	5.8%	3.6%	0.9%	5.8%	0.4%

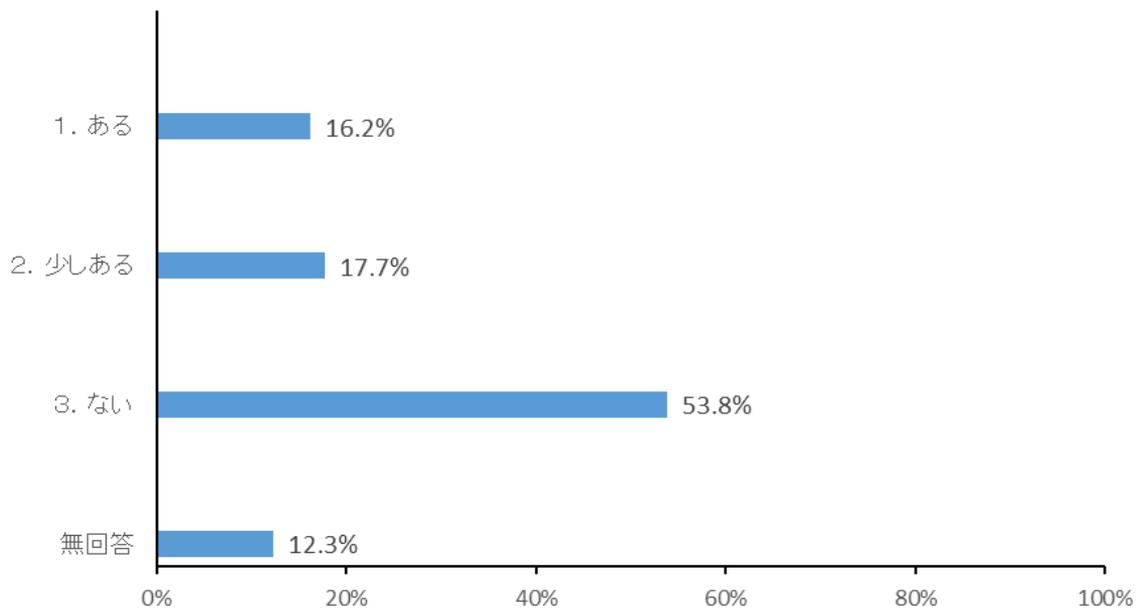
10. 緊急時、災害時のこと	11. 話し相手のこと	12. どのような福祉サービスがあるかわからないこと	13. 家族、学校、職場での人間関係	14. その他	15. 悩みや困りごとはない	無回答	合計
11	3	8	4	5	10	35	223
4.9%	1.3%	3.6%	1.8%	2.2%	4.5%	15.7%	

権利擁護についてお聞きします。

問 28 あなたは、障がいがあることで差別と感じたり、嫌な思いをする(した)ことがありますか(○は1つだけ)

1. ある 2. 少しある 3. ない

障がいがあることでの差別に関しては「ない」が53.8%、次いで「少しある」が17.7%、「ある」が16.2%となっています。



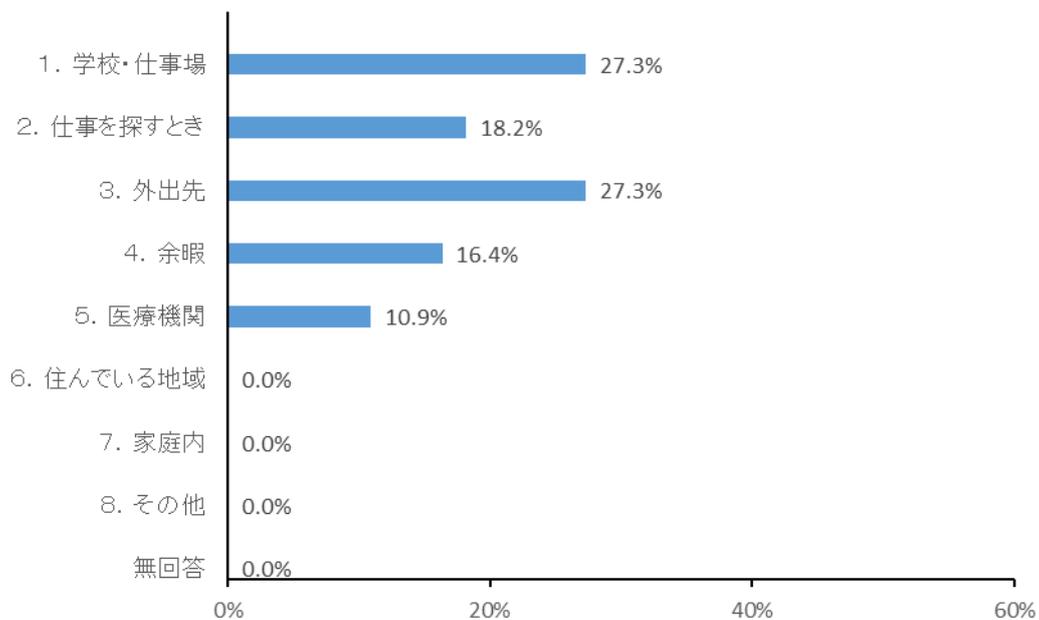
	1. ある	2. 少しある	3. ない	無回答	合計
人数	21	23	70	16	130
構成比	16.2%	17.7%	53.8%	12.3%	

問 29(ア)(イ)は問 28 で 1.ある または 2.少しある と答えた方のみ回答ください。

問 29(ア) どのような場所で差別と感じたり嫌な思いをしましたか
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| 1. 学校・仕事場 | 4. 余暇を楽しむとき | 7. 家庭内 |
| 2. 仕事を探すとき | 5. 病院などの医療機関 | 8. その他() |
| 3. 外出先 | 6. 住んでいる地域 | |

どのような場所で差別を感じたかに関しては「外出先」と「学校・仕事場」がそれぞれ 27.3% となっています。



	1. 学校・仕事場	2. 仕事を探すとき	3. 外出先	4. 余暇	5. 医療機関	6. 住んでいる地域	7. 家庭内	8. その他	無回答	合計
人数	15	10	15	9	6	0	0	0	100	55
構成比	27.3%	18.2%	27.3%	16.4%	10.9%	0.0%	0.0%	0.0%		

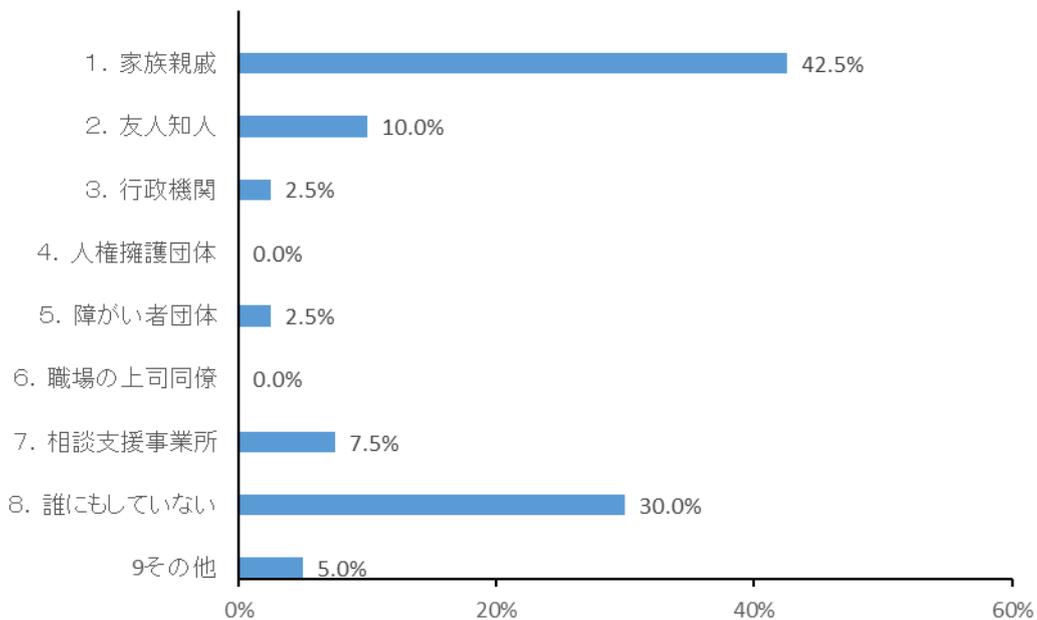
問 29(イ) どのような差別や偏見を受けましたか。よろしければ、あなたが受けた差別や偏見の具体的な内容をお書きください。(自由記述)

- ・薬を服用していることに甘えだと言われた。病気は気持ちの持ちようだと根性論を言われました。
- ・障害者だからと偏見の目で見られる。
- ・職場で障害者だと分かたら解雇された。
- ・小学校や中学校を決める時に、「支援学校もあります」等と言われた。
- ・周りから見られることがたまにあると感じる。
- ・障害があると言うと、話が進まなくなる。話してもらえなくなる。
- ・足が悪いので歩くのが普通の人より遅いので、特に狭い通路では後ろからついてくる人が「もう少し早く歩け」と思っているのではないかと自分で感じられることも時々ある。(気のせいかも)
- ・腫れ物に触るように、よそよそしい。
- ・学校で、「親子さんたちは支援学級の児童を偏見の目で見ている」と言われたことが、ショックだった。以前の話ですが、忘れることができない。
- ・障害者と普通の人と一緒に仕事をするは大変なことです。障害者にだけ、大変な仕事ばかりさせて、自分は携帯電話をいじっていることが度々ありました。今は幸せです。
- ・前職で、障がいを持っていると分かったうえでの差別的な発言や言動を受けた

問 29(ウ) そのことを誰かに相談しましたか(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 家族、親せき | 6. 職場の上司や同僚 |
| 2. 友人・知人 | 7. 相談支援事業所などの民間の窓口 |
| 3. 行政機関 | 8. 誰にも相談しなかった |
| 4. 人権擁護団体 | 9. その他() |
| 5. 障がい者団体や家族会 | |

差別を受けたことを誰かに相談したかどうかに関しては「家族、親せき」が42.5%、「誰にもしていない」が30.0%となっています。

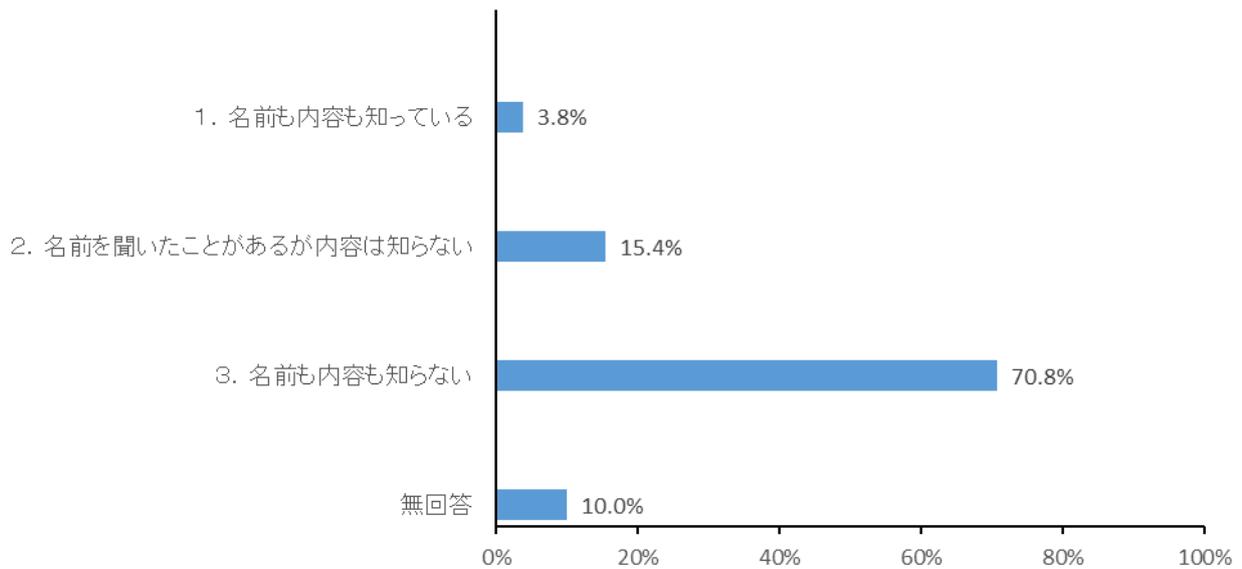


	1. 家族親戚	2. 友人知人	3. 行政機関	4. 人権擁護団体	5. 障がい者団体	6. 職場の上司同僚	7. 相談支援事業所	8. 誰にもしていない	9その他	合計
人数	17	4	1	0	1	0	3	12	2	40
構成比	42.5%	10.0%	2.5%	0.0%	2.5%	0.0%	7.5%	30.0%	5.0%	

問 30 障害者差別解消法についてご存じですか。(○は1つだけ)

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

障害者差別解消法に関しては「名前も内容も知らない」が 70.8%、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 15.4%、「名前も内容も知っている」が 3.8%となっています。

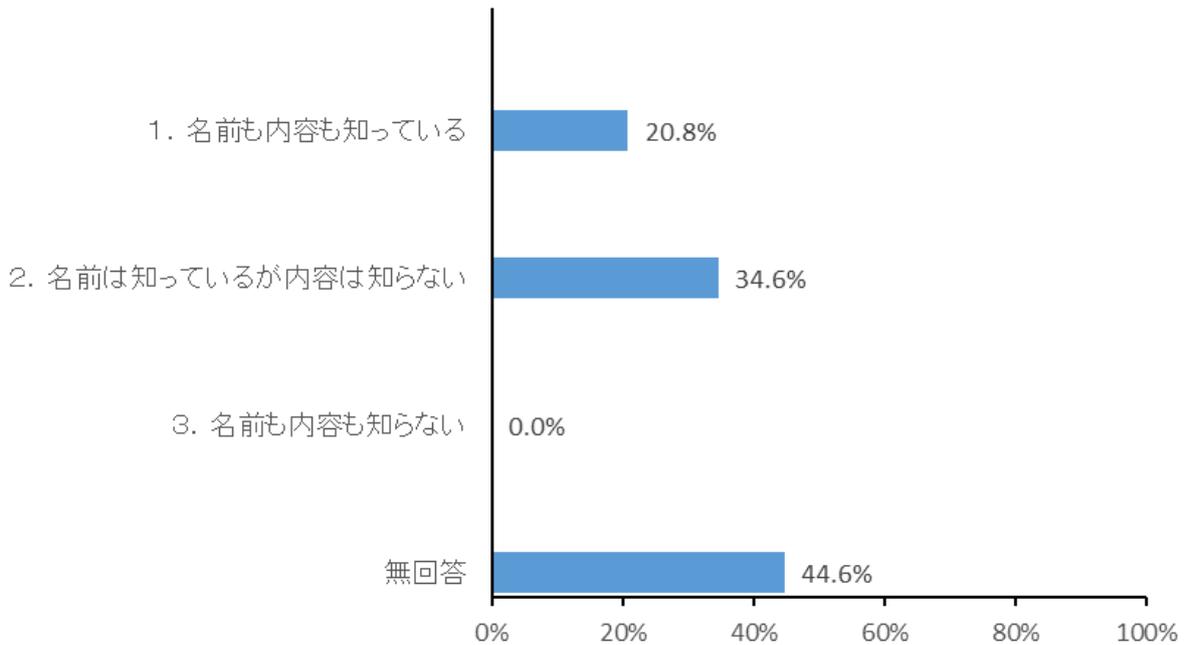


	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を聞いたことがあるが内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	5	20	92	13	130
構成比	3.8%	15.4%	70.8%	10.0%	

問 31 成年後見人制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

成年後見人制度に関して「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.6%、次いで「名前も内容も知っている」が20.8%となっています。



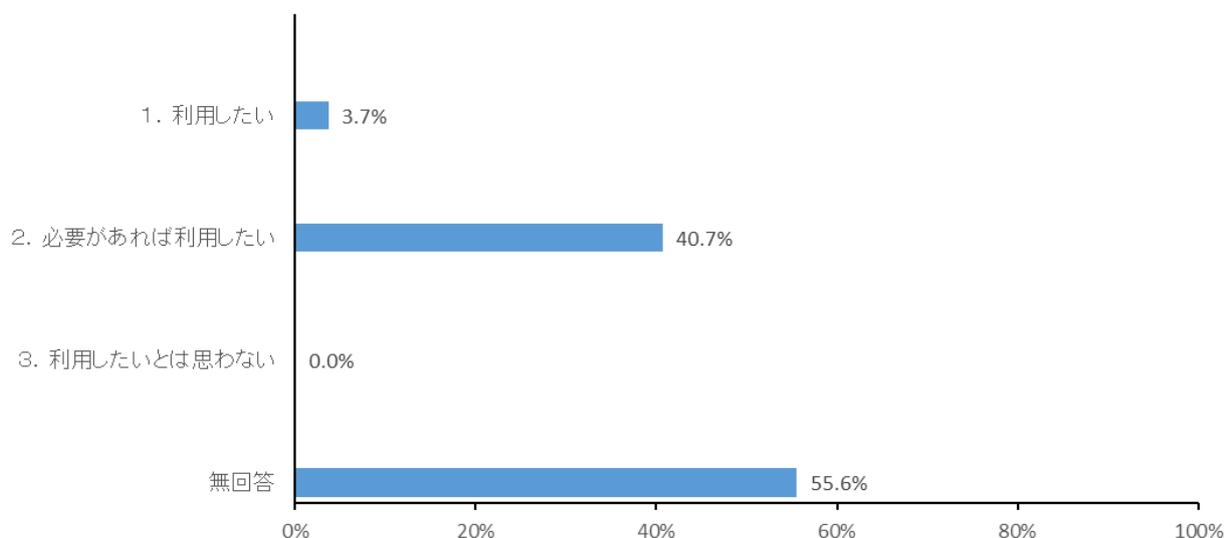
	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を知っているが内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	27	45	0	58	130
構成比	20.8%	34.6%	0.0%	44.6%	

問 31 で、1. 名前も内容も知っている と答えられた方のみにお聞きします。

問 32 成年後見制度を利用したいですか。(○は 1 つだけ)

- 1. ぜひ利用したいと思う
- 2. 必要があれば、利用したい
- 3. 利用したいと思わない

成年後見制度に関しては「必要があれば、利用したい」が 40.7%、次いで「ぜひ利用したいと思う」が 3.7%となっている。

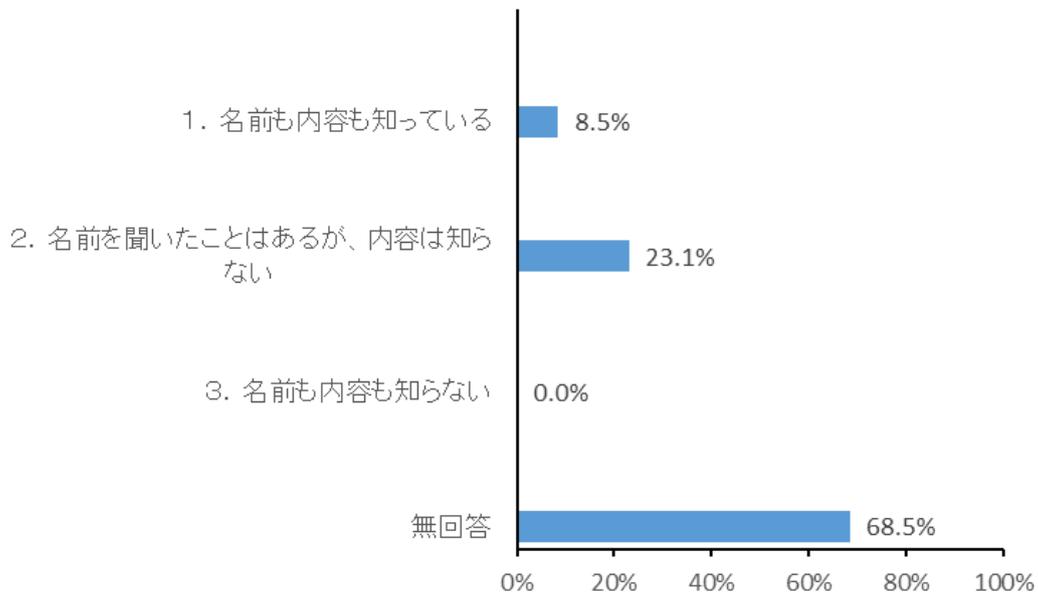


	1. 利用したい	2. 必要があれば利用したい	3. 利用したいとは思わない	無回答	合計
人数	1	11	0	15	27
構成比	3.7%	40.7%	0.0%	55.6%	

問 33 社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業についてご存じですか。（○は1つだけ）

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業に関しては「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が23.1%、次いで「名前も内容も知っている」が8.5%となっています。

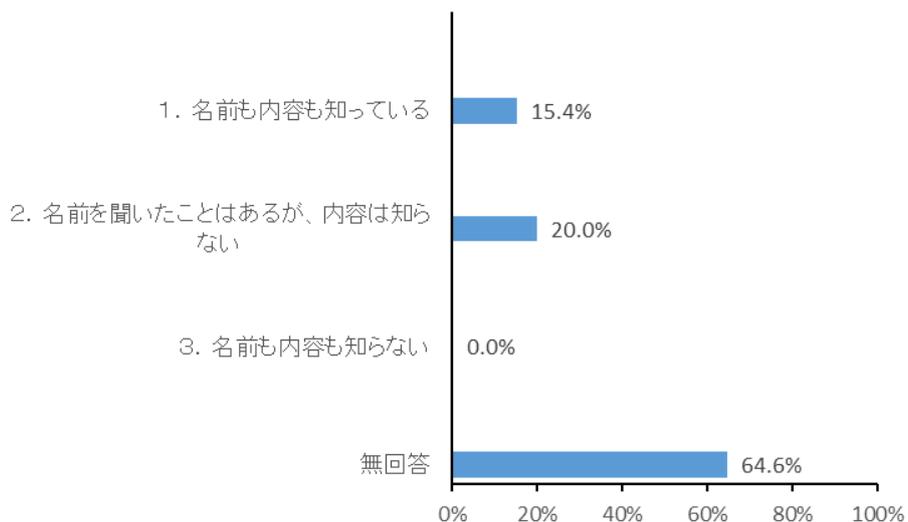


	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	11	30	0	89	130
構成比	8.5%	23.1%	0.0%	68.5%	

問 34 ヘルプマークについてご存じですか。(○は1つだけ)

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

ヘルプマークに関しては「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が20.0%、次いで「名前も内容も知っている」が15.4%となっています。



	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	20	26	0	84	130
構成比	15.4%	20.0%	0.0%	64.6%	

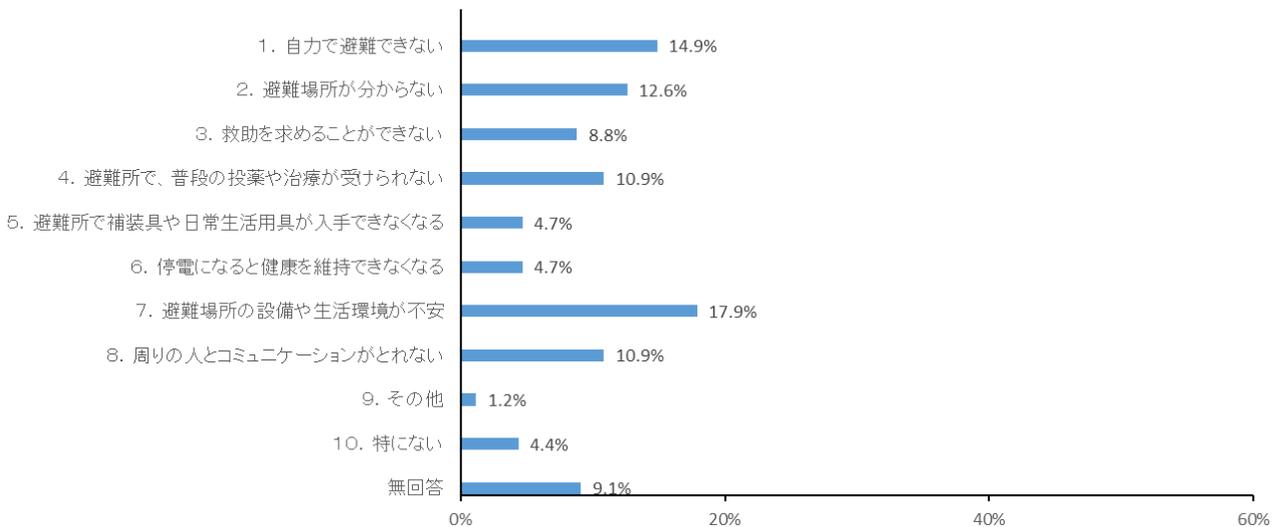
災害時の避難等についてお聞きします。

問 35 災害が起きたときに困ることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 自力で避難できない
2. 避難場所がわからない
3. 救助を求めることができない
4. 避難所で、ふだんの投薬や治療を受けられない
5. 避難所で補装具や日常生活用具が入手できなくなる
6. 停電になると健康を維持できなくなる
7. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
8. 周りの人とのコミュニケーションがとれない
9. その他
10. 特にない

災害時に困ることに関しては「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 17.9%、次いで「自力で避難できない」が 14.9%、「避難場所がわからない」が 12.6%となっています。



	1. 自力で避難できない	2. 避難場所がわからない	3. 救助を求めることができない	4. 避難所で、普段の投薬や治療を受けられない	5. 避難所で補装具や日常生活用具が入手できなくなる	6. 停電になると健康を維持できなくなる
人数	43	22	13	32	11	14
構成比	16.5%	8.5%	5.0%	12.3%	4.2%	5.4%

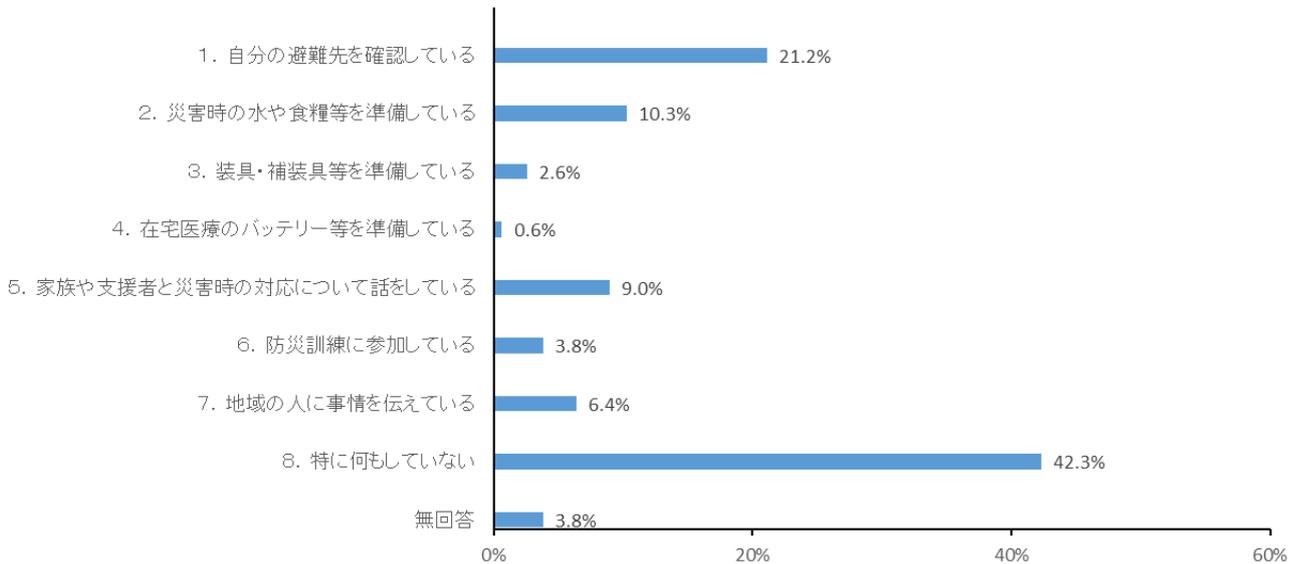
7. 避難場所の設備や生活環境が不安	8. 周りの人とコミュニケーションがとれない	9. その他	10. 特にない	無回答	合計
52	30	1	30	12	260
20.0%	11.5%	0.4%	11.5%	4.6%	

問 36 あなたは、災害時に備えてどんなことをしていますか

(あてはまるものすべてに○)

1. 自分の避難先を確認している
2. 災害時の水や食糧等を準備している
3. 障害の状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している
4. 在宅医療機器の予備バッテリーを準備している
5. 家族や支援してくれる人と災害時の対応について話をしている
6. 防災訓練に参加している
7. 地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載)
8. 特に何もしていない

災害時に備えている事に関しては「何もしていない」が42.3%、次いで「自分の避難先を確認している」が21.2%、「災害時の水や食糧等を準備している」が10.3%となっています。



	1. 自分の避難先を確認している	2. 災害時の水や食糧等を準備している	3. 装具・補装具等を準備している	4. 在宅医療のバッテリー等を準備している	5. 家族や支援者と災害時の対応について話をしている	6. 防災訓練に参加している	7. 地域の人に事情を伝えている	8. 特に何もしていない	無回答	合計
人数	33	16	4	1	14	6	10	66	6	156
構成比	21.2%	10.3%	2.6%	0.6%	9.0%	3.8%	6.4%	42.3%	3.8%	

障がい者プラン策定に係るアンケート調査の分析について

高島町 障害者プラン策定に係るアンケート調査結果について

西田恵子（立教大学）

高島町が「障がい者プラン」を令和5年度に策定することに向けて、この度、調査が実施された。対象は町内に居住する障害者200名（身体障害120名、知的障害40名、精神障害40名）で無作為抽出による。調査期間は令和5年1月14日から2月17日までの約1ヶ月間であった。

回答率は65.0%である。前回調査（平成31年）は69.5%、前々回調査は（平成21年）62%であったことを参照すると、高島町における障害者の調査としてはおおよそ平均的な回答状況とみなすことができる。回答者は本人であることが過去3回の中でもっとも高かった（70.8%）。本人あるいは家族でない回答はもっとも低かった。年代は80歳以上（26.2%）、70代（20.6%）、60代（19.2%）、ということで60代以上が6割を超える。もともと調査対象としての母数は異なることがあるが、保有する手帳を目安とした種別は身体障害（62.3%）、知的障害（17.1%）、精神障害（11.3%）、難病（3.4%）、高次脳機能障害（0.7%）、発達障害（2.7%）、無回答（2.1%）の内訳である。障害種別によって回答の傾向に差異があり得ることに留意することが求められる。以下、調査結果からとらえた概況である。

.....

I

回答者の居住場所は9割以上が在宅である。グループホーム、福祉施設、病院はいずれも前回調査より少ない回答である。一人暮らしは6.4%から8.4%へ微増している。

II

ケアや支援に関わる状況把握では、介助は1割程度が必要としておらず、フォーマルサービスの利用は相談員が27.4%（前回29.2%）訪問看護3.5%（前回2.7%）で、施設の職員と公的機関の職員は0.0%となっている。それ以外は、配偶者11.4%（前回11.9%）、親・祖父母13.4%（前回8.2%）、兄弟6.5%（前回2.7%）、子ども9.5%（前回15.5%）、その他親族1.5%（前回0.9%）、友人・知人0.5%（前回0.9%）、ボランティア0.0%（前回0.5%）という状況である。介助者の年代は、60代～70代がもっとも多く47.4%（44.1%）であり、80代以上も2.4%（前回9.1%）存在する。障害者福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用しているという回答は28.5%（前

回 27.4%)であった。利用しない理由としては、知っているが必要ではない 64.8% (前回 49.2%) が多くを占めるが、利用のための手続きがわからない 9.9% (前回 14.3%) という結果で 1 割程度存在する。このことは高島町の障がい福祉施策の課題としてとらえることができる。

成年後見制度については前々回、前回調査に比べて周知が進んでいる状況がうかがえる一方、今期調査においては無回答が 44.6% に上っている。利用希望について無回答が 55.6%、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業についての無回答が 68.5% であることと合わせて、その要因を検討する必要がある。

地域で生活するためにどのような支援があればよいと思うかという問に対しては、第一が経済的負担の軽減 17.9% (前回 15.2%)、第二が冬季間の除雪 14.7% (前回 11.3%)、第三が社会生活のための移動手段 10.4% (前回 10.6%)、第四が必要な在宅サービス 9.6% (前回 12.6%)、第五が在宅での医療ケア 8.8% (前回 13.1%)、第六が相談対応の充実 8.0% (前回 6.4%)、第七が障害者に適した住戸の確保 7.5% (前回 9.2%)、第八が地域住民の理解 5.9% (前回 6.0%)、第九がコミュニケーションの支援 5.3% (前回 5.5%)、第十が生活訓練の充実 4.8% (前回 4.1%)、という順であった。悩んでいることや誰かに相談したいこととして、健康・治療 26.5% (前回 22.8%)、経済・生活費 15.2% (前回 13.8%) が上位にある。これらと合わせて検討することが求められる。

Ⅲ

社会生活に関わる状況把握では、1 週間に外出する頻度を例として問うている。ほぼ毎日 31.5% (前回 20.8%、前々回 44.3%)、2~4 回 44.6% (前回 33.1%、前々回 44.3%)、めったに外出しない 18.5% (前回 36.0%、前々回 11.4%) との回答を得ている。調査時点による推移から傾向を読み取るとはむずかしいが、めったに外出しない層が少なくとも 1 割以上いるということは認識しておく必要がある。

外出の目的は、医療機関への受診 26.7% (前回 26.9%、前々回 22.7%)、買い物や食事に行く 24.8% (前回 27.3%、前々回 25.3%)、通勤・通学・通所 15.3% (前回 9.4%、前々回 18.2%)、友人・知人と会う 7.2% (前回 9.0%、前々回 10.4%)、散歩 5.9% (前回 4.5%、前々回 9.1%)、趣味・スポーツ・旅行 5.2% (前回 6.5%、前々回 6.5%)、グループ活動に参加する 4.6% (前回 5.5%、前々回 5.8%)、訓練やリハビリ 4.2% (前回 7.9%、前々回 0.0%)、その他 2.6% (前回 2.5%、前々回 1.9%) の順である。医療機関の受診と買い物や食事に行くこととで過半数を超え、通勤・通学・通所を含めると 66.8%、約 7 割になる。これらが日常生活における外出の機会の重要な要素であることが明らかとなった。友人・知人と会う、散歩、趣味・スポーツ・旅行、グループ活動への参加など、生活の質をあげるために有効な事柄を選択している回答は本調査では少数だが、複数の選択肢を選ぶことを可とする調査設計やこの事項に関わる今後の追加調査が行われると、さらに高島町の疾病・障害者の福祉の増進に向けた検討が可能になると考えられる。

外出する際の主な同伴者は家族 38.5% (前回 43.6%、前々回 35.7%)、一人 29.2% (前回 43.6%、前々回 57.2%) が大勢を占める。今回調査ではこの問への無回答が 21/5% と非常に多い。適切な選択肢がなかったことを含め、分析と検討が必要である。

外出の主な移動手段は、家族の運転する車 37.8% (前回 33.6%) と自身が運転する車 21.4% (前回 28.8%) で過半数を超える。次いで徒歩 10.4% (前回 8.8%)、福祉有償運送 7.0% (前回 5.6%)、デマンドタクシー 5.5% (前回 6.4%)、自転車 4.5% (前回 6.4%)、タクシー 3.5% (前回 4.0%)、公共交通機関 2.0% (前回 4.0%)、その他 2.0% (前回 0.8%) の順である。外出するときに困ることの問いでもっとも多かった回答が移動手段が少ない 15.9% (前回 13.9%、前々回 11.6%) であったことを参照しておく。行き先や目的によって移動手段は変わることが考えられるため、今後、自助ではむずかしい場合の移動方策の充実を検討する場合には、関連項目のクロス集計など多角的な分析、検討が必要である。なお、外出するときに困ることへの回答で次いで多かったのは、困ったときにどうすればよいのか心配 12.5% (前回 9.6%、前々回 14.7%)、お金がかかる 12.0% (前回 13.1%、前々回 9.5%) であった。

IV

疾病・障害を持ちながら高畠町に住む人々に対する町民の姿勢について、差別を感じたり嫌な思いをしたことがあるかという問いに対しては、ある 16.2% (前回 15.8%、前々回 26.8%)、少しある 17.7% (前回 18.0%、前々回 14.3%)、ない 53.8% (前回 53.2%、前々回 58.9%) という回答状況である。ないが 5 割程度にとどまっている状況について、どのような場で差別を感じたかという回答の状況やこのことについて誰かに相談したかへの回答の 7 割が無回答であったことを参照して対応策を検討する必要がある。

V

災害が起きたとき困ることとしては、第一が設備や生活環境が不安 20.0% (前回 17.9%)、第二が自力で避難できない 16.5% (前回 14.9%)、第三が避難所で普段の投薬や治療を受けられない 12.3% (前回 10.9%)、第四が周りの人とのコミュニケーションが取れない 11.5% (前回 10.9%)、特にないが 11.5% (前回 4.4%)、第六が避難所がわからない 8.5% (前回 12.6%)、第七が停電になると健康維持できない 5.4% (前回 4.7%)、第八が救助を求めることができない 5.0% (前回 8.8%)、第九が日常生活用具が手に入らない 4.2% (前回 4.7%)、第十がその他 0.4% (前回 4.4%)、という順に多い。前回調査で把握した困ることへの対応策が具体的に何をどこまで整備することができたかという検証と、整備したことの周知を疾病・障害者にどのように行ったかという検証とが必要である。

.....

以上がアンケート調査結果から把握されたことである。いうまでもなく前回調査と今回の調査との間には新型コロナウイルスが世界を席捲したという大きな出来事があった。高島町においても様々な生活環境の変容があった。疾病・障害を持つ人々は、健康な人々に比べてその影響を受けやすい。危機的状況においては、福祉保健医療サービスを提供する専門機関及び組織とその専門職者たち、公的責任の砦である行政の各部署と職員たちが従前より一層重い責任をもち、対応に注意を払うことが求められるが、実のところ、高島町で本人と家族にとってそれらがどのような存在として映っていたか、証言するひとつの媒体として本調査の結果を読み解くことができるであろう。また、福祉のまちづくりを標榜する高島町において障害をもつ人々が生活していくことについてのノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンを子どもから高齢者まであらゆる住民がどのように受け止め、そして進めることができているか否か、その水準と課題を示すものである。これらは単に福祉保健医療サービスの提供と拡充への資料という意義にとどまらない。高島町において福祉の価値観がどのように浸透しているかのメルクマールになる。数字に表れた状況が次期計画及びそのための調査でどのような変化と推移を見るか注視する必要がある。

現在、日本社会は高齢化がさらに進み、超高齢社会の様相を呈している。この傾向は今後も続く。加齢とともに心身の機能低下が生じることは自然の摂理である。誰もが安心して住み続けることのできる高島町という地域コミュニティが次代、次々代と持続していくには、どのような疾病・障害をもったとしても、心身機能の低下があったとしてもその人らしい尊厳ある生活を確保することが多方面に渡って保障されていなければならない。障がいを持ちながら高島町で生活している方々はそのモデルだとみなすことができるのである。

最後に、アンケート調査は重要なデータであるとともに、計画策定の根拠資料として全てを網羅するものではない。今後、企画実施される団体のヒアリング調査は重要である。また、2022年度に別途、実施された「地域福祉計画に係るニーズ調査」に設定された「障がいのある方との関わりについて」の項目を参照することも有効であろう。高島町らしい障がい者プランが策定されることを期待している。

主な法令改正等の動き

○「障害者基本法」の改正

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた、障害者基本法の一部改正（平成 23 年 7 月）が行われました。新たに、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されるとともに、「障害者の定義」に発達障がいや難病等が含まれることになりました。さらに、差別の禁止や国際的協調の推進、国民の理解促進と責務の規定が追加されました。

○「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月に制定されました。養護者、障害者福祉施設従事者等、又は使用者による障がい者への虐待が禁止されるとともに、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等及び使用者などに障がい者虐待を防止するための責務や、虐待を発見した人に対する通報義務が課されました。

○「障害者総合支援法」等の施行

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法規の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月に成立し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び改正「児童福祉法」が平成 25 年 4 月に施行されました。この法律の施行により、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、「基本的人権を有する個人としての尊厳」が新たに明記され、障がい者の定義に難病等が追加されました。さらに、平成 26 年 4 月から、従来までの「障害程度区分」に代わり、「障害支援区分」が創設されるとともに、重度訪問介護及び地域移行支援の対象者拡大やケアホームとグループホームの一元化が行われました。

○「障害者優先調達推進法」の施行

「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が、平成 24 年 6 月に制定され、平成 25 年 4 月に施行されました。これにより、国や地方公共団体等は障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進と自立の促進を図ることができるようになりました。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行
全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、この法令が平成 25 年 6 月制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

○「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）」の改正

平成 28 年 6 月、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズ多様化への対応、サービスの質の確保・向上へ向けた環境整備について規定され、平成 30 年 4 月に施行されました。

○「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の施行

山形県では障害者差別解消法が施行されるのを踏まえ、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（県条例第 25 号）」を制定し、平成 28 年 3 月 22 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

○「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する（バリアフリー法）」の改正

平成 30 年 5 月、基本理念として「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に留意すべき旨が明確化され、また国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声掛け等）について規定され、同年 11 月に施行されました。

令和 2 年 5 月、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の施策などソフト対策の強化について規定され、令和 3 年 4 月に全面施行されました。

○「障害者による文化芸術活動推進に関する法律（障がい者文化芸術推進法）」の新規制定

平成 30 年 6 月、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし、制定・施行されました。文化芸術の鑑賞、創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進拡大などの施策を推進します。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし制定、施行されました。

○「児童福祉法」の改正

令和元年6月、児童虐待防止対策の強化を図るための児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等について規定され、令和2年4月に施行されました。

令和4年6月、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、こども家庭センターの設置、児童発達支援センターの役割の明確化、機能強化、障がい児入所施設からの円滑な移行調整等について規定され、令和6年4月に施行されます。

○「障害者の雇用の促進等に関する法律（障がい者雇用促進法）」の改正

令和元年6月、障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定され、令和2年4月に全面施行されました。

○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の新規制定

令和元年6月、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし制定、施行されました。

○「高島町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の施行

高島町では、全ての町民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人もない人も共に自分らしい生活を営むこと等を目的とするため、「高島町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、令和2年3月に交付、令和2年4月1日から施行されました。

○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の制定

令和2年6月、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの制度の創設等の措置について規定され、同年12月に施行されました。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正

令和3年6月、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるなど規定され、令和6年4月に施行されます。

○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の制定

令和3年6月、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的とし制定され、同年9月に施行されました。

○「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定

令和4年5月、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策）を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし制定され、同年5月に施行されました。

《障がい福祉サービスの種類と内容》

《訪問系サービス》

居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴や排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読等）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

《日中活動系サービス》

生活介護	主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作活動などの機会の提供、身体機能や生活機能向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために理学療法、作業療法等の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排泄、食事等の生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき就労する方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された人に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整を行います。

《居住系サービス》

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	共同生活援助又は施設入所していた人が、単身生活に必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により支援を行います。
施設入所支援	施設入所している人に対して、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う居住において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事、介護等の日常生活の支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた人が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等必要な支援を行います。

《障がい児支援》

児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する（今後利用予定も含む。）障がい児が、集団生活に適應できるよう、支援員が保育所等に訪問し該当児童や職員に対して適切な支援を行います。
医療型児童発達支援	上・下肢または体幹の機能障がいのある児童に、治療を含め児童発達支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、適切なサービスの利用計画を作成するとともに、利用に係る連絡調整を行います。

用語解説

あ行

◆医療的ケア児

医師の許可、医師や看護師の指導支援体制の下、本人や家族などが治療目的ではなく、生活援助を目的として行う「たんの吸引」や「経管栄養」などの行為を必要とする子どものこと。

◆医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児とその家族状況を踏まえた支援計画を基に、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、総合的に調節する役割を持つ人のこと。

◆オストメイト

がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のこと。

か行

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）及び成年後見制度利用支援制度を実施し、地域の実情に応じた業務を行う施設。

さ行

◆児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

◆自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。

◆就労・生活支援センター

就業に向けた生活基盤整備のための各種相談に対応する機関のこと。

◆重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子どものこと。

◆巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うこと。

◆障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品の調達等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る、平成 25 年 4 月 1 日から施行された法律。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見人と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見人制度がある。

た行

◆地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所のこと。

な行

◆難病

国の難病対策要綱に基づき、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。

は行

◆発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げている。

◆ピアサポート

同じような障がいや悩みを持つ人が、お互いに支え合う活動のこと。

◆福祉避難所

避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人々のために市が二次的に開設する避難所のこと。

◆ペアレントトレーニング

子どもの発達促進や行動改善を目的とした、発達障がいを持つ子どもの保護者向けのプログラム。

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成したマーク。

や行

◆ユニバーサルデザイン

みんなにやさしいデザインのこと。年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく暮らしやすい社会となるようにまちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。

◆要約筆記

話の内容を短い文にまとめ、聴覚障がい者にその場で書いて伝えること。紙、パソコン、ホワイトボードを使用するものなどさまざまな要約筆記の方法がある。

ら行

◆療育

障がいのある子どもたちが、社会的に自立できるようにするために行う治療（医療）・教育のことをいう。もともとは、肢体不自由の子どもを対象としたものだったが、現在は、知的障がいや発達障がいなど、その他の障がいをもつ子どもへの支援も行われている。子どもの個々の発達の特長や状況に応じて、地域で育つ時に生じる様々な問題（困りごと）の解決と、将来の自立と社会参加を目指す支援をすることで、「発達支援」とも言われている。

策定経過

実施日程	実施内容
令和5年1月14日～2月17日	<p style="text-align: center;">○福祉に関するアンケート調査</p> <p>【調査地域】 高島町全域</p> <p>【調査対象】 障がい者手帳所持者 200名（身体120名、知的40名、精神40名）※無作為抽出</p> <p>【調査方法】 郵送配布・郵送回収</p> <p>【有効回答数】 130名（回答率65.0%）</p>
令和5年7月12日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定委員会（第1回）</p> <p>【場所】 高島町老人福祉センター集会室 午後2時～午後3時半</p> <p>【協議事項】 1) 第4期障がい者プラン策定について、2) 障がい者を取り巻く町の現状と課題について、3) 現計画の数値目標の進捗状況について、4) 福祉に関するアンケート調査結果について</p>
令和5年8月8日～8月28日	<p style="text-align: center;">○各福祉関係団体へのヒアリング調査</p> <p>【対象】 相談支援部会、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、各障害者相談員</p> <p>【内容】 相談支援体制、地域生活への移行、就労支援、差別解消、災害時の対応、参加支援、広報活動に関してヒアリング</p>
令和5年10月2日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定委員会（第2回）</p> <p>【場所】 高島町老人福祉センター集会室 午後2時半～午後4時</p> <p>【報告事項】 1) 障がい者プラン策定に係る各種調査内容について、2) 第3期高島町障がい者プランの達成状況と今後の施策推進にあたって</p> <p>【協議事項】 1) 計画の基本的な考え方（案）について、2) 第4期高島町障がい者プラン体系図（案）について</p>
令和5年11月28日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定部会（第1回）</p> <p>【場所】 庁舎内第2会議室 午後1時半～午後3時半</p> <p>【協議事項】 1) 第4期障がい者プラン素案について、2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について</p>
令和5年12月8日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定委員会（第3回）</p> <p>【場所】 高島町老人福祉センター集会室 午前10時～午前11時半</p> <p>【協議事項】 1) 計画の体系について、2) 計画素案について</p>
令和6年1月16日～1月19日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定部会（書面）</p> <p>【協議事項】 計画案についての意見</p>

実施日程	実施内容
令和6年1月31日～2月14日	<p style="text-align: center;">○パブリックコメント</p> <p>【対象】町民、策定委員、産業厚生常任委員、自立支援協議会委員、各障害者相談員、関係課等</p>
令和6年2月28日	<p style="text-align: center;">○高島町第4期障がい者プラン策定委員会（第4回）</p> <p>【場所】げんき館多目的研修室 午後1時半～午後2時半</p> <p>【協議事項】1) 計画について</p>
令和6年3月	<p style="text-align: center;">○自立支援協議会代表者会</p> <p>【協議内容】1) 計画について</p>

高島町障がい者プラン策定委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく市町村計画（以下「障がい者プラン」という。）を策定するため、高島町障がい者プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) その他障がい者プラン策定に必要な事項に関すること。

2 委員会は、障がい者プランを策定又は見直しをするときは、高島町地域福祉計画と整合性を図るとともに、高島町基本構想及び法令等で規定するその他の保健医療又は福祉に関する計画と調和を保つよう努めなければならない。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10名以内とし、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、前条の委嘱の日から障がい者プランの策定又は見直しに関する事項の調査及び審議が終了する日までとする。

(組織等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉こども課において処理する。

一部改正〔平成29年規則14号〕

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規則第14号抄)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月12日規則第25号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

第4期 高島町障がい者プラン 策定委員

No.	氏名	役職	選出区分	備考
1	嶋倉 秀代	高島町身体障がい者福祉協会会長 身体障がい者相談員	保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者	
2	渡部 喜久也	高島町手をつなぐ育成会会長	保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者	
3	高橋 聡	社会福祉法人ゆい三友 事務局長理事 「太陽の家」施設長 サポートセンターゆい 管理者	公益を代表する者	
4	那須 淳	ライフサポート「とまり木」 相談員	公益を代表する者	
5	伊藤 寿彦	NPO法人「ゆにぶろ」代表理事	公益を代表する者	
6	和泉 美幸	自立支援センター「竹とんぼ」 ライフアップ「竹とんぼ」 管理者	公益を代表する者	
7	竹田 敏江	高島町民生委員児童委員	保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者	
8	小野 重明	社会福祉法人 高島町社会福祉協議会 事務局長	保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者	
9	高橋 由美	公立高島病院 看護部長	保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者	
10	丸山 信輔	山形県立高島高等学校 教諭	知識経験を有する者	

第4期 高島町障がい者プラン 策定部会員

No.	氏名	役職	備考
1	泉 妻 泉	健康長寿課 母子健康係 主任保健師	
2	秋生 さやか	健康長寿課 地域包括ケア係 主事	
3	飯沢 徹	教育総務課 指導係 指導主事	
4	加藤 幸栄	福祉子ども課 地域福祉係 係長	
5	佐々木 育子	福祉子ども課 子育て支援係 係長	

事務局

No.	氏名	役職	備考
1	大浦良一	福祉子ども課長	
2	安部尚子	福祉子ども課 課長補佐 (兼) 障がい者福祉係長	
3	工藤大学	福祉子ども課 主事	
4	本間千里	福祉子ども課 主事	
5	高橋梓	福祉子ども課 主事	



第4期高畠町障がい者プラン

令和6年3月

発行/高畠町福祉こども課

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436

TEL 0238-52-4473

FAX 0238-52-1543